

海洋安全保障情報季報

第14号 (2016年4月－6月)



目次

I. 2016年4～6月情報要約

1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 国際関係
4. 北極海関連事象

II. 解説

1. 南シナ海仲裁裁判所の裁定：その注目点と今後の課題

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

編集・執筆：秋元一峰、上野英詞、飯田俊明、高 翔、倉持 一、関根大助、山内敏秀、吉川祐子

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://www.spf.org/oceans> で閲覧できます。

送付先変更および送付停止のご希望は、海洋政策研究所（fromtheoceans@spf.or.jp）までご連絡下さい。

『海洋情報季報』は『海洋安全保障情報季報』に改称いたしました。

I. 2016 年 4～6 月情報要約

1. 軍事動向

4 月 4 日「巡航ミサイル搭載原潜と接近阻止/領域拒否戦略—RSIS 専門家論評」(The National Interest, Blog, April 4, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際学院 (RSIS) シニア・アナリスト、Ben Ho Wan Beng は、米誌、The National Interest (電子版) に 4 月 4 日付で、“Kicking Down the Door: Ohio-Class Subs vs. China's A2/AD” と題する論説を寄稿し、Ohio 級巡航ミサイル搭載原潜 (SSGN) がほぼ同等の敵との紛争において敵の接近阻止/領域拒否 (A2/AD) の「扉」を蹴倒す理想的なプラットフォームになるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは、ほぼ同等の敵との紛争において、敵の接近阻止/領域拒否 (A2/AD) の「扉」を上手く蹴倒すことができるであろうか。これは、中国のような戦略的抗争相手の A2/AD 能力の強化に伴って、近年、アメリカの国防計画立案者にとって切実な問題となってきた。この問題に対する明確な回答はないように思われる。しかしながら、衆目の一致する現実、米海軍の中核戦力である空母の攻撃可能範囲が比較的短いことから、空母は敵の A2/AD 戦力の覆域内で作戦せざるを得ず、従って空母は敵の攻撃に対して脆弱となるということである。このため、敵の A2/AD 戦力が最強状態にある、「戦争の初日」の作戦に空母が参加することはなさそうである。アメリカは、敵の AD バリヤーを砕く 2 つの縦深攻撃戦力を保有している。1 つは空軍のステルス爆撃機であり、もう 1 つは海軍の巡洋艦、駆逐艦そして潜水艦に搭載されているトマホーク対地攻撃型巡航ミサイル (TLAM) である。就中、TLAM 搭載の Ohio 級巡航ミサイル搭載原潜 (SSGN) が間違いなく米軍の中で A2/AD に対抗する理想的な海軍プラットフォームである。
- (2) Ohio 級 SSGN は、弾道ミサイル搭載原潜 (SSBN) の改造型で、24 基あった弾道ミサイル発射筒の内、22 基が TLAM 発射筒に改造され、他の 2 基は少なくとも 66 人の海軍特殊部隊 (SEAL) による特殊作戦遂行用に改造された。この改造によって、Ohio 級 SSGN は 154 基の TLAM を搭載でき、6 分そこそこで全ての TLAM を発射できる。このため、Ohio 級 SSGN は、対 A2/AD 作戦の当初段階における理想的なプラットフォームとなっている。しかも、Ohio 級 SSGN は、その TLAM 搭載基数から見て、他の水上戦闘艦や攻撃型原潜 (SSN) を圧倒している。Virginia 級 SSN と Los Angeles 改級 SSN の TLAM 搭載基数は僅かに 12 基である。典型的な米空母打撃群では 1 隻の Ticonderoga 級イージス巡洋艦と 2 隻の Arleigh Burke 級イージス駆逐艦が随伴するが、これらの随伴艦が搭載する TLAM の全基数は 1 隻の Ohio 級 SSGN のそれに及ばない。確かに、Ohio 級 SSGN は全ての TLAM を発射してしまえば、補給のため帰投しなければならない。しかしながら、ミサイルの補給の問題は他の水上艦も同じである。アメリカは、水上戦闘艦の垂直発射管 (VLS) への洋上における再装填問題を未だ解決していない。他方、空母支持派は空母の艦載航空戦力の打撃力は 4,000 基の TLAM に相当すると主張するが、これは、前述の空母が A2/AD 戦力の覆域内で作戦しなければならないという事実を無視している。敵の AD バリヤーを砕く Ohio 級 SSGN の巨大な打撃力は、その隠密性によって一層強化される。これによって、敵の A2/AD の覆域海域に進入して TLAM を発射できる。TLAM

を発射すれば、Ohio 級 SSGN の隠密性の優位がなくなると批判することは可能である。TLAM の水中発射は雑音を伴うからである。それによって、「発射位置」は潜水艦の位置を知らしめることになり、敵の攻撃を受けやすくなる。しかしながら、Ohio 級 SSGN は、TLAM 発射後、「データム（最後に敵潜水艦が存在したと思われる位置）をクリア」し、静粛な行動に戻り、再び海中に隠れることが可能である。

- (3) Ohio 級 SSGN はその特性と攻撃力から、ほぼ同等の敵との「戦争初日」の作戦に投入できる強力なプラットフォームだが、米海軍の現有の 4 隻の Ohio 級 SSGN は、2023 年から 2026 年にかけて同等の代替艦なしに除籍される予定である。このため、米海軍は、戦力投射能力における重要な戦力を失うことになろう。Ohio 級 SSGN は、VPM (Virginia Payload Module : Virginia 級 SSN の TLAM 搭載基数を 12 基から 40 基に増強するための装置) 搭載 SSN によって代替されると見られる。Virginia 級 SSN は静粛性に優れているが、打撃力という点では Ohio 級 SSGN に及ばない。もし議会が明日、2 隻の Ohio 級 SSBN (艦番号 SSBN-730 と SSBN-731) を SSGN に改造することを承認しても、改造工事に 2~3 年を要することから、再就役は 2018 年から 2019 年になる。しかし両艦は 2026 年と 2027 年に除籍が予定されており、従って、両艦が SSGN としての任務遂行期間は 10 年以下となろう。1 隻当たり 8 億 9,000 万ドルの改造費を要することから、10 年にもならない現役任務のために 10 億ドル近い予算を投入するのは無駄である。一方で、2028 年から 2029 年に退役予定の SSBN を SSGN に改造するとすれば、Ohio 級 SSBN の後継艦の就役が 2029 年以降であることから、アメリカは、SSBN ギャップに直面することになる。実際、米海軍首脳は、SSBN の現有 14 隻は戦略任務に最低限必要な 10 隻を維持するのにかろうじて足りるものであると主張している。近い将来、ワシントンが新たに SSGN の建造を決定する可能性は控えめに言ってもほとんどない。

記事参照 : Kicking Down the Door: Ohio-Class Subs vs. China's A2/AD

<http://nationalinterest.org/feature/kicking-down-the-door-ohio-class-subs-vs-chinas-a2-ad-15664>

4 月 5 日「2015 年の世界の軍事支出、推定 1 兆 6,760 億ドル—SIPRI 年次報告書」(SIPRI Fact Sheet, April 2016)

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) は 4 月 5 日、2015 年の世界の軍実支出に関する報告書を公表した。以下は、SIPRI Fact Sheet によるその概要である。

- (1) 2015 年の世界の軍事支出は、推定 1 兆 6,760 億ドルで、2014 年比実質約 1% 増であった。2015 年の支出額は、世界の総 GDP の 2.3% に相当する。世界の軍事支出は、1998 年から 2011 年まで 13 年間に亘って増加し、2011 年から 2014 年まで微減が続いていたが、2015 年に増加に転じた。
- (2) 地域別の傾向を見れば、アジア・オセアニアでは、2015 年の軍事支出は、前年比 5.4% 増、2006 年から 2015 年までの間に 64% 増となり、2015 年の総軍事支出は 4,360 億時価ドルとなった。この地域では、中国の軍事支出が推定 2,150 億ドル、前年比 7.4% 増で、地域全体の 49% を占め、突出している。これは、2 位のインドの 4 倍以上である。この地域のほとんどの国は 2006 年から 2015 年の間、軍事支出を増やしてきたが、その幅は各国によって大きく異なる。アフガニスタン、ニュージーランド及びシンガポールは約 9% 増であったが、中国は 132% 増、インドネシアは 150% 増であった。一方、この間、フィジーのみは 23% の大幅減となり、日本は 0.5%

の減少であった。南シナ海における中国との対立を反映して、アジアでは中国周辺国家の軍事支出が増えている。インドネシアの軍事支出が前年比実質 16%増の 76 億ドル、フィリピンが同 25.5%増の 39 億ドル、ベトナムが同 7.6%増の 46 億ドル、タイが同 6.5%増の 57 億ドル、マレーシアが同 7.7%増の 46 億ドル、そしてシンガポールが同 5.6%増 94 億ドルであった。また、台湾は前年比 0.7%増の 98 億ドルであった。日本も、長期の減少傾向から、中国と北朝鮮からの脅威認識を反映して 2015 年には増勢に転じた。インドの 2015 年の軍事支出は 513 億ドルで、前年比 0.4%増となった。インドは、現在進行中と計画中の装備調達のために、2016 年には前年比実質約 8%の増額を計画している。

- (3) ロシアの 2015 年の軍事支出は 66 億ドルで、前年比 7.5%増で、2006 年比では 91%増となる。西側による経済制裁に加えて、石油、天然ガス価格の下落による経済不振は、ロシアの政府収入の大幅減をもたらしている。ロシア政府は、2015 年初めに全省庁の予算削減を余儀なくされたが、軍事支出も 2015 年当初計画より 3%減となった。もっとも、他省庁の予算削減が 10%近いものであった。石油価格の下落に伴って、2016 年の計画国防予算も 2015 年比実質約 9%減となっている。
- (4) アメリカの軍事支出は 5,960 億ドルで、前年比 2.4%減だが、世界最大で、2 位の中国の 3 倍近い。2016 年の計画では、実質ほぼ現状維持になると見られる。アメリカの軍事支出は、直近の最高額であった 2010 年と比べれば、アフガニスタンとイラクからの部隊撤収に加えて、2011 年の予算管理法の影響によって、21%減となった。
- (5) 下表は、2015 年の世界の軍事支出上位 15 カ国を示したものである。上位 15 カ国は 2014 年と変動はなかったが、順位に変動があった。1 位のアメリカと 2 位の中国は変動がなかったが、サウジアラビアがロシアに替わって 3 位となった。これはルーブルの対ドル価格の下落によるもので、一方サウジアラビアはイエメンに軍事介入したために軍事支出が増大した。英国がフランスに替わって 5 位になったのも、ユーロの対ドル価格の下落によるもので、フランスはインドにも抜かれて 7 位となった。また、日本は、ドイツを抜いて 8 位となった。

表：2015 年軍事支出の世界上位 15 カ国

国名*	2015 年軍事支出額（億ドル）	2006~2015 年の増減（%）	2015 年対世界シェア（%）	当該国対 GDP 比（%）	
				2015 年	2006 年
1. 米国	5,960	-3.9	36	3.3	3.8
2. 中国	[2,150]**	132	[13]	[1.9]	[2.0]
3. サウジアラビア（4）	872	97	5.2	13.7	7.8
4. ロシア（3）	664	91	4.0	5.4	3.5
5. 英国（6）	555	-7.2	3.3	2.0	2.2
6. インド（7）	513	43	3.1	2.3	2.5
7. フランス（5）	509	-5.9	3.0	2.1	2.3
8. 日本（9）	409	-0.5	2.4	1.0	1.0
9. ドイツ（8）	394	2.8	2.4	1.2	1.3
10. 韓国	364	37	2.2	2.6	2.5
11. ブラジル	246	38	1.5	1.4	1.5
12. イタリア	238	-30	1.4	1.3	1.7
13. オーストラリア	236	32	1.4	1.9	1.8
14. UAE	[228]	136	[1.4]	[5.7]	[3.2]
15. イスラエル	161	2.6	1.0	5.4	7.5
上位 15 カ国合計	1 兆 3,500		81		
世界総計	1 兆 6,760	19	100	2.3	2.3

備考*：国名の後の数字は 2,014 年の順位。他は 2014 年と同順位

備考**：[] は SIPRI の推定値

備考***：UAE はアラブ首長国連邦

記事参照：TRENDS IN WORLD MILITARY EXPENDITURE, 2015

<http://books.sipri.org/files/FS/SIPRIFS1604.pdf>

4 月 6 日「中国は中距離核戦力全廃条約に加盟すべき―欧州専門家論評」（East Asia Forum, April 6, 2016）

チェコ共和国マサリク大学社会学部国際関係・欧州研究学部長、Petr Suchý 教授とアイスランド大学政治学部 Bradley A. Thayer 教授は、Web 誌、East Asia Forum に 4 月 6 日付で、“Why China should join the INF Treaty” と題する論説を寄稿し、中国は中距離核戦力全廃条約（Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty : INF 条約）に加盟すべきであると論じている。INF 条約は、中射程の陸上配備弾道ミサイルと巡航ミサイルを全廃するもので、1987 年 12 月 8 日にアメリカとソ連の間で調印され、現在も効力を有している。INF 条約は、ソ連の SS-20 とアメリカのパーシング II の配備によって欧州正面の戦力バランスが変化することへの危惧から交渉が始まったものであったが、話し合い過程で、日本の中曽根総理が撤去されたミサイルの極東方面への配備を強く牽制したことから、全世界を対象とするものとなった。東・南アジアの諸国では、中国による軍事力増強と力による現状変更を企図する動きに対抗して、野放し的な軍拡が進んでおり、地域の軍備管理の必要性が問われる時期に来ている。INF 条約は陸上配備のミサイルを対象とするものであるが、更

なる軍備管理を促進することになるとの本論説の主張は、地域の安全保障環境の安定化のための対策として考察に値するものであろう。以下はその要旨である。

- (1) 近年のロシアによる INF 条約への明白な違反は、本条約を、中国を含む多国間条約に拡大すべき時期に来ていることを示唆している。米ソ（現、ロシア）間で、中距離（500～5,500 キロ）の陸上発射弾道ミサイルと巡航ミサイルの製造及び配備を禁止する 1987 年の INF 条約は、軍備管理の大きな成功例であり、米ソ関係の大幅な改善をもたらした。両超大国は、該当する全ての兵器を地球規模で廃棄することに合意し、確固たる検証手段によって条約の信頼性を確保した。ほぼ 30 年後の今、暗雲を醸し出してはいるものの、条約は効力を保っている。暗雲は、ロシアによる明白な条約違反である。ロシアは 2015 年に、条約が禁止する射程を持つ陸上発射巡航ミサイルの発射試験を実施した。
- (2) ロシアの違反に対し、アメリカには 3 つの選択肢があろう。1 つは、INF 条約の維持のために敢えてロシアの違反を無視することであり、2 つ目は条約から離脱することであり、そして 3 つ目は条約を多国間条約にするよう働き掛けることである。3 つの中では、条約の多国間条約化がベストの選択肢である。条約が禁止する射程を持つ陸上発射中距離ミサイルを保有する全ての国は条約加盟を歓迎されるであろうが、ここでの中核となるアクターは中国である。何故なら、ロシアによる条約違反は 1 つには中国に対する懸念が要因となっており、中国の INF 条約加盟は、中国の中距離弾道ミサイルの拡散を阻止するとともに、中国に対するロシアの懸念を軽減することになろう。これにより、ロシアは INF 条約を遵守する動きをみせるであろう。
- (3) 軍備管理の主たる目的は、国家間関係の安定を促進することである。軍備管理条約に加盟することは、現状維持を受け入れることを意味する。ある国家が積極的に特定兵器の規制に取り組み、他の国にも影響し、結果として戦略的安定性をもたらすことになる。中国は、INF 条約に加盟することにより、軍備管理に関わる様々な利益を得ることができるはずである。中国は、INF 条約加盟によって、国際社会に対して、国際規範を受け入れ信頼醸成を促進し、力による現状変更を求めず、真に平和的台頭を目指していることを示すことができる。これは、国際平和に重要な安定効果をもたらすものとなろう。中国の INF 条約加盟によって、ロシアのみならず、ASEAN 諸国、インド、日本そして台湾も、安全を保証されるであろう。中国の加盟は、更なる軍備管理への道を拓き、東アジア、東南アジアそして南アジアの緊張を低減させる可能性がある。
- (4) とはいえ、北京にとって、INF 条約加盟を躊躇する 1 つの問題と 2 つの懸念がある。1 つの問題は、現在、台湾やインド、そしてその他の国に向けて配備している多くのミサイルを撤去しなければならないことである。そして、懸念の 1 つは、仮に中国が加盟したとしてもロシアが違反を続ける可能性であり、2 つ目の懸念は、日本、インドそしてベトナムなどが条約に加盟せず、規制対象となるミサイルを配備するかもしれないことである。そのような問題や懸念があったとしても、INF 条約に加盟することによって、中国は、国際規範と戦略的安定を受け入れるとともに、現状維持国家であることを示すことができるであろう。軍備管理は、冷戦期の米ソ関係がそうであったように、中国・ロシア・アメリカの 3 国関係の安定に寄与することができる。核軍備競争よりも、拘束力のある透明性の高い軍備管理協定は、安定した国際秩序をもたらす力がある。

記事参照：Why China should join the INF Treaty

<http://www.eastasiaforum.org/2016/04/06/why-china-should-join-the-inf-treaty/#more-50142>

4 月 8 日「フィリピン、北部ルソン海軍部隊復活」(Business Mirror, April 8, 2016)

比紙、Business Mirror (電子版) が 4 月 8 日付で報じるところによれば、フィリピン軍は、中国に占拠されている Scarborough Shoal (黄岩島) を巡る動向監視を重視するために、北部ルソン海軍部隊 (Naval Forces Northern Luzon: NavForNL) を復活させた。NavForNL は、2 年前にパラワン島に司令部を置く西部海軍部隊 (Naval Forces West: NavForWest) に統合されていた。NavForNL は、タルラック州に司令部を置く Northern Luzon Command の隷下となる。海軍広報官は、「海軍は、現在の海洋環境と管轄海域における海軍作戦行動の所要に鑑み、2 つの組織、NavForNL と NavForWest に再編することを決定した」と語った。2 つの海軍部隊の統合は 2012 年の中国による Scarborough Shoal (黄岩島) 占拠以降に行われたが、パラワン島に司令部を置く NavForWest が中部ルソン沖合の Scarborough Shoal (黄岩島) から離れすぎており、統合が疑問視されていた。Scarborough Shoal (黄岩島) 周辺海域では、フィリピン漁民が中国側に屢々妨害されており、仲裁裁判所へのフィリピンの訴因の 1 つとされている。

記事参照 : Navy unit reactivated as military shifts focus on Scarborough Shoal

<http://www.businessmirror.com.ph/navy-unit-reactivated-as-military-shifts-focus-on-scarborough-shoal/>

4 月 14 日「米、フィリピンにおける軍事プレゼンス強化」(VOA News, April 14, 2016)

- (1) カーター米国防長官は 4 月 14 日、マニラでのカズミン比国防相との合同記者会見で、南シナ海におけるフィリピンとの合同哨戒活動を実施していくとともに、フィリピンにおけるアメリカの軍事プレゼンスを強化すると語った。米国防省当局者によれば、フィリピンとの合同哨戒活動は 3 月に初めて実施され、4 月初めに 2 回目が実施された。アメリカが、この海域で合同哨戒を行うのは、日本に次いで、フィリピンが 2 カ国目である。カズミン国防相は、合同哨戒活動を常続的に実施するための方策を検討していると語った。
- (2) カーター長官は、4 月 15 日に終了する米比年次合同演習、Balikatan に参加した米軍の内、数百人規模の兵員と約 10 機の航空機が残留すると語った。現在、太平洋空軍から約 200 人の空軍要員と、3 機の HH-60G Pave Hawk ヘリ、5 機の A-10C Thunderbolt II 攻撃機、及び 1 機の MC-130H Combat Talon II 特殊作戦機がクラーク空軍基地に 4 月末まで展開している。更に、75 人強の米軍要員が、両国軍のインターオペラビリティと合同指揮調整能力を強化するために、マニラ東方の Camp Aguinaldo に展開することになっている。これらの部隊は、ローテーションベースで交代展開することになっている。

記事参照 : US Announces Joint Patrols With Philippines in South China Sea

<http://www.voanews.com/content/us-announces-joint-patrols-with-philippines/3285277.html>

4 月 14 日「中国の新型ミサイルとアメリカの拡大抑止力の弱体化とその影響―米専門家論評」(Foreign Policy Research Institute, Blog, April 14, 2016)

米シンクタンク、The Foreign Policy Research Institute (FPRI) の上席研究員、Felix K. Chang は、FPRI の Blog に 4 月 14 日付で、“China’s New Missiles and U.S. Alliances in the Asia-Pacific: The Impact of Weakening Extended Deterrence” と題する論説を寄稿し、中国の新型ミサイルの配備によってアメリカの拡大抑止力が弱体化することによる、域内の安全保障への影響について、要旨

以下のように述べている。

- (1) 中国の習近平国家主席は 4 月初めにワシントンで開催された核安全サミットに出席したが、その一方で、中国は次世代の核兵器の開発に力を入れてきた。それは、新型大陸間弾道弾 (ICBM)、DF-41 (東風 41) の開発の着実な進展である。2015 年 12 月、中国は新たに 2 回のミサイル実験を行ったが、その内 1 回は移動発射プラットフォームからの DF-41 の発射実験であったことが確認されている。DF-41 は中国初の固体燃料ミサイルで、米本土全域を射程内に収める。移動式の固体燃料ミサイルは追尾が困難で、また迅速な発射が可能なため、中国の核抑止力を強化することになる。DF-41 は、早ければ 2016 年中にも実戦配備が見込まれている。他方、中国は、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、JL-2 (巨浪 II) も開発中である。JL-2 は DF-41 よりも射程は短いが、中国は JL-2 を目標のより近くまで運搬する晋級弾道ミサイル搭載原潜 (SSBN) を 4 隻建造している。これらの SSBN が間もなく海南島亜龍湾の基地から遠く離れて実戦哨戒活動に出ることはないと思われるが、米当局は、2015 年末にその内の 1 隻が哨戒活動を実施したことを確認している。この哨戒活動時に JL-2 ミサイルが搭載されていたかどうか不明ではあるが、もし搭載されていたとすれば、JL-2 は DF-41 よりも一層追尾が困難であり、中国の核抑止力を強化することになる。中国の核戦力は米ロに比べれば小規模だが、北京にとって引き続き重要な戦力であることは疑いない。2016 年初めに着手した広範な軍再編計画の一部として、北京は、これまで陸軍の一部であった地上配備の核戦力を、ロケット軍として陸軍と同格の独立軍種に格上げした。
- (2) 中国の多くの専門家は、より強力な核報復能力を保有すれば、台湾などの中国の「核心的利益」を巡って危機が発生した場合でも、如何なる国も核戦力で中国を威嚇することはできない、と確信している。従って、中国の核ミサイルの効果を減殺するような如何なる提案も、例え北朝鮮のミサイル攻撃から韓国や日本を防衛するための戦域高々度ミサイル防衛 (THAAD) システムのような間接的なものであっても、中国は反対してきた。北京は相互脆弱状態が米中間のより安定した安全保障環境をもたらすと確信しているかもしれないが、米中間の相互脆弱状態は、アジア太平洋におけるアメリカの同盟体制の核心を揺るがす。冷戦期以来、オーストラリア、日本及び韓国などのアメリカの同盟国は、「拡大抑止力 (“extended deterrence”）」と呼ばれるものに依存してきた。「拡大抑止力」とは、これら同盟国に対する侵略を抑止するために、アメリカが核戦力の使用意図を明示しておく、安全の保証である。しかしながら、この保証は、アメリカの核戦力の使用意図の信頼性にかかっている。当然ながら、潜在的な敵がアメリカに対して報復する能力を持っていなければ、この保証の信頼性は高い。中国の新型ミサイルは、それが実戦配備されてアメリカを直接脅かすことができるようになれば、同盟国に対するアメリカの安全の保証に対する信頼性を低下させ、従ってアメリカの拡大抑止力を弱体化させることになる。
- (3) 過去 5 年間、オバマ政権が海外の危機に際してしばしば直接行動を躊躇ってきたことから、アメリカの安全保障上のコミットメントに対する信頼性は既に疑問視されてきている。中国の軍事力の増大に伴って、アジア太平洋地域の多くの国は、アメリカの安全保障上のコミットメントの信頼性を懸念している。このため、一部のアメリカの同盟国は、自らの防衛態勢を見直している。例えば、日本は、域内における日本の利益を護るため、軍事力がより「普通」の役割を果たすことができるように、憲法改正さえ視野に入れ始めた。オーストラリアも見直しに着手した。2000 年代初め以来、オーストラリアの政策決定者は、より自立的な防衛態勢を主張し

てきた。国防省が 2009 年に公表した、*Defending Australia in the Asia Pacific Century: Force 2030* では、「軍事力に関しては、オーストラリアの固有の戦略的利益が危殆に瀕した場合には、独自に行動できる能力を保持しなければならない」とされている。そして、2016 年の国防白書では、オーストラリアの防衛態勢の見直しを推進し、多くの新しい装備を取得する方針が示されている。しかも、少数ながらオーストラリアの専門家の中には、オーストラリアが将来、核兵器を持つべきかどうかということさえ、公然と議論する者がいる。

- (4) 一方、アメリカの一部の政策決定者は、拡大抑止力の弱体化がもたらす変化を歓迎してきた。責任分担の在り方という、長年の懸案が緩和されるからである。彼らは、軍事的により強固な同盟ネットワークが、中国によるアジアの地域秩序の転覆を抑止することができ、従ってアメリカの負担軽減に繋がると確信している。もし彼らが正しければ、新しい安定した時代を切り拓くことになるかもしれない。しかし、このことは、域内のアメリカの同盟国が危機に際して自力で行動できるより大きな能力を保有することになることから、アメリカのアジア太平洋地域における危機管理能力が弱体化することを意味する。例えばアメリカの同盟国が自力行動能力を保有したとしても、同盟国は、アメリカを避けられるかもしれない危機に引き摺り込むかもしれない。こうした可能性を懸念する者にとって、拡大抑止力の弱体化は、弾道ミサイル防衛をより一層強力に推進する新たな誘因となるであろう。

記事参照：China's New Missiles and U.S. Alliances in the Asia-Pacific: The Impact of Weakening Extended Deterrence
<http://www.fpri.org/2016/04/chinas-new-missiles-u-s-alliances-asia-pacific-impact-weakening-extended-deterrence/>

4 月 18 日「中印両国の大国化レース、国内防衛産業の近代化が鍵―RSIS 専門家論評」(Asian Times.com, April 18, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際問題研究所 (RSIS) の Richard A. Bitzinger 主任研究員は、4 月 18 日付の Web 誌、Asian Times に、“China vs. India: The Great Arms Contest”と題する論説を寄稿し、インドと中国の両国は兵器の自国生産能力を大国の条件と見なして国内防衛産業の近代化を目指しているが、中国の方が先んじているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 「富国強兵」は、19 世紀後期から 20 世紀初頭にかけて、日本を市民生活と軍事の双方から近代化に導いた合言葉であった。今日、この言葉は、中印両国の大国になるためのスローガンとなっており、両国には「大国とは大きな国内防衛産業を持つ国である」との思いがある。中国とインドはともに、アジアにおいて「大国」となる大志を抱いている。両国は、軍事力と軍事予算においてアジアで第 1 位と第 2 位であり、それぞれ国内に優れた兵器を提供し得る防衛産業を有している。両国とも、兵器の自国生産がナショナリズムと結び付いている。他国に兵器を頼っていると、禁輸などの措置を被る事態も考えられ、大国としての地位を望むことはできない。プライドという面からも、大国は他国と同程度の装備に満足できない。他国に優越するためには、可能な限り迅速に最新兵器を国内調達できなければならない。
- (2) インドは独立以降、そして中国は中華人民共和国建国以降、国内防衛産業の育成を重要目標としてきた。両国は、防衛に関して一貫した思想の下、小火器から核兵器に至るまで、全ての兵器の国産を目指してきた。更に、両国は、設計段階から生産までの兵器製造の全過程を管理するために、強力な軍事研究開発基盤を育成してきた。両国にとって最重要目標はあらゆる兵器

システムの国内開発と生産であり、短期間での国内生産が不可能な場合には、ライセンス生産を次善の策としているが、可能な限り早い時期に自国生産に切り替えることを目指している。また、両国ともに、防衛産業は市場原理から切り離された政府所有か、国営企業である。このため、1990 年代の後期まで、中国とインドの防衛産業は、両国の軍部が必要とする最新兵器システムを製造するより、官僚的で、既得権益を護ることの方に熱心であった。インドと中国は経済の他の部門の大胆な改革を成功させ、目覚ましい成果を上げたが、防衛産業は保護主義的で社会主義的産業体制のままであった。両国が防衛産業の改革に着手したのは 1990 年代後期から 2000 年代の初めにかけてであり、一部民間からの参入による限定的な競争原理の導入、品質管理、研究開発への軍の参画などの改革を進めた。

- (3) 興味深いことに、防衛産業への自由市場原理の導入においては、社会主義中国の方が民主主義インドよりも進歩的であった。中国の場合、例えば、第 5 世代戦闘機の開発には 2 機種のプロプログラムがあったように、限定的ながらも兵器導入に競争原理が導入されている。中国は、軍事部門の研究開発においても成功しているように思われ、世界的に見ても先端的な軍事技術や兵器システムの国内生産を可能にしている。何よりも、中国は、漸増する防衛予算を背景として、着々と防衛産業の近代化を成し遂げつつある。
- (4) 一方、インドでは、依然として古いネール主義に沿った政府主導の開発が主流である。インドでは 21 世紀のダイナミックで自由主義に基づく経済改革が促進されているが、防衛産業には、依然として社会主義的で保護主義的な側面が残っている。インドでは、大過ぎる非競争的で軍のニーズに沿っているとはいえない軍産複合体が残存しているため、中国と比較すると、技術的に劣る軍事装備しか製造できていない。要するに、防衛産業も国有の研究開発機関も、中央政府の改革から身を躲してきたのである。こうした長年に亘る防衛産業基盤の欠陥を見れば、大国化を目指すインドの前進が断続的であるのは不思議ではない。インドは未だ防衛産業の改革を軌道に乗せるに至っていないが、モディ首相の最近の努力は正しい方向性を目指している。
- (5) 当然ながら、中国の防衛産業の改革も長い道のりを要しよう。西側諸国の兵器製造に比べると、中国の防衛産業は、制度面でも、また機能面でも、未だ国家主義的側面が色濃く残っている。しかしながら、インドに比べると、中国の防衛産業は効率性と先端性を備えつつある。アジアにおける「グレートゲーム」ともいえる、地域大国に向けてのレースでは、中国が一步先んじているが、より近代化され、強化された国内防衛産業を有する中国軍が益々装備を充実させていることから見れば、この一步は決して小さなものではない。

記事参照：China vs. India: The Great Arms Contest

<http://atimes.com/2016/04/india-vs-china-the-great-arms-contest/>

4 月 30 日「中国の新型 ICBM の発射テストと核戦力の増強—インド専門家論評」(Observer Research Foundation, April 30, 2016)

インドのシンクタンク、The Observer Research Foundation (ORF) の The Nuclear and Space Policy Initiative の責任者で上席研究員の Dr. Rajeswari Pillai Rajagopalan は、ORF の Web サイトに 4 月 30 日付で、“Is China’s new ICBM a game changer in Asia Pacific?”と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 4 月 19 日付の米 Web 紙の報道によれば、中国は 4 月 12 日、射程が最も長い大陸間弾道ミサイル (ICBM) DF-41 の発射テストを実施した。この固体燃料、道路移動式ミサイルは、中国の

これまでの DF-31 などの ICBM 級の弾道ミサイルに比べて、はるかに先進的であり、米本土の大部分を覆域とすることができる射程を有すると報じられている。DF-41 の発射テスト報道の 2 日後、中国国防部は 4 月 12 日にテストが実施されたことを確認したが、実施場所は公表しなかった。国防部は「発射テストは国内において科学的調査のために計画された通常のものである。このテストは特定の国あるいは目標を狙ったものではない」と述べた。しかし、後半の主張は、この弾道ミサイルが明らかにアメリカを目標にしていることを暗示したものと見られる。北京の行動は、アメリカとの核軍備競争において明らかに掛け金を吊り上げようとする狙いであろう。

- (2) MIRV（複数個別再突入弾頭）を装備した新型の弾道ミサイル、DF-41 は、アジア太平洋地域における戦略環境を変えるゲームチェンジャーとなるであろうか。この最近のテストは、DF-41 の恐らく 7 回目のテストであった。このミサイルは、アメリカの唯一の現有 ICBM、ミニットマンⅢの射程、1 万 3,000 キロよりも長い射程を有する。DF-41 の射程は、1 万 2,000～1 万 5,000 キロである。また、中国は、古い型の単弾頭ミサイル、DF-5 を MIRV 化しつつあるとの報道もある。ここで注目しておくべき重要なことは、中国の核戦力の大部分が地上配備型弾道ミサイルから構成されているのに対して、アメリカは海洋配備のトライデントⅡ潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）に重点を置いていることである。
- (3) 中国のミサイル開発は、南シナ海を巡って米中間の緊張が増大しつつある中で継続されている。多くの報道は、中国が核戦力を質量ともに増強しつつあることを示唆している。専門家は、中国の核ミサイルが MIRV 化される前の段階で、中国の核弾頭を 250 発から 300 発の間と推測している。DF-41 は 6 個から 10 個の MIRV 弾頭を装備するとみられており、実戦配備されれば弾頭総数は大幅に増えるであろう。また、中国が核戦略を見直し、その先制不使用政策を放棄するかどうかについても疑念がある。アメリカ、特にオバマ政権が核軍縮や核兵器重視を軽減する努力をしている状況下で、中国は核戦力の増強を続けているのである。中国の弾道ミサイルの発射テストは、南シナ海におけるその侵略的行動とともに、今後、アジアの大国や小国の抗争を新たな段階に押し上げ、軍事支出の増強に拍車をかけることになるだろう。

記事参照：Is China's new ICBM a game changer in Asia Pacific?

<http://www.orfonline.org/expert-speaks/is-chinas-new-icbm-a-game-changer-in-asia-pacific/>

5 月 3 日「インド洋におけるインドの安全保障政策—インド人専門家論評」(The National Bureau of Asian Research for the Senate India, May 3, 2016)

インドのシンクタンク、The Observer Research Foundation の Abhijit Singh 上級研究員は、5 月 3 日付の The National Bureau of Asian Research のサイトに、“India's Maritime Stakes in the South Asian Littoral”と題する論説を寄稿し、インド洋における最近のインドの海洋安全保障に関する取り組みについて、要旨以下のように述べている。

- (1) インド海軍は最近、誘導ミサイルフリゲート、INS *Karmuk* をアンダマン・ニコバル諸島沖に配備したが、このことは、ニューデリーがインド洋東部の制海権を確保するための計画を実行しているとの憶測を呼んだ。シンガポール紙、*The Straits Times* は、インドは中国の潜水艦がインド洋沿岸地域に寄港するのを阻止するためベンガル湾を要塞化していると報じた。その後、カーター米国防長官の訪印中、米印両国は今後数カ月以内に、アジアの広範な海域での米印合

同海洋作戦の遂行に不可欠な、補給品の交換協定の署名に合意した。この合意については、一部の政治コメンテーターは、ニューデリーが中国に対抗することを狙ってワシントンとの海洋コアリションに同意したと見なした。2016 年 1 月に、中国の潜水艦母艦が戦略的に重要なアンダマン・ニコバル諸島付近を横切ったと報じられ、それに続いて、ニューデリーが 2 機の P-8I 海上偵察機を同諸島に配置した。それ以来、インドは明らかに、インド洋東部の海洋空間を管制するために積極的な行動を取り始めた。4 月には、インド海軍は、監視任務と対海賊哨戒活動のために、新たに P-8I 海上偵察機 1 機をセイシェルに配備した。専門家は、この配備も、中国の潜水艦母艦がアンダマン・ニコバル諸島に接近したこと 一つまり、この事実はこの海域に中国の潜水艦が存在していることを示唆するもの— が引き金になったと見ている。

- (2) 一部の専門家は、アンダマン・ニコバル諸島での最近の海軍力の強化を、より広いインド洋東部沿岸域でのより大規模な戦略的計画の一部と見ている。例えば、インドの空母、INS *Vikramaditya* が 1 月にスリランカのコロンボ港とモルジブのマレー港を訪問したのは、インド洋沿岸域の近隣諸国に対する軍事援助とともに、インドの安全保障におけるこれら海洋の近隣諸国の重要性を示すものである。インド洋西部海域におけるインド海軍の活動に空母の展開が含まれていることは、この海域における海軍力を強化しようとするインドの明快な意志を示すものである。増大する中国海軍のインド洋への進出に対抗するため、インドはアンダマン・ニコバル軍を強化している。4 月に実施した水陸両用演習で、戦略的に重要な位置にある同諸島防衛任務を訓練するために、インド軍の 3 軍種がシームレスな統合演習を行った。インド海軍は、2012 年に同諸島南端に航空基地を開設したが、現在、同諸島とラクシャドウィープ諸島の小規模な海軍施設を、より大規模な海洋ハブに強化するために、“Maritime Infrastructure Perspective Plan”を検討している。またインドは、モーリシャスのアガレガ島とセイシェルのアサンプション島の開発計画協定に署名した。インドは、インド洋沿岸域諸国の軍事能力を強化するために、インフラ開発に力を入れている。
- (3) インドはインド洋における影響力の強化に積極的だが、インド海軍の運用は非常に協調的で、重要な海上交通路とチョークポイント防衛において、域内の海軍や海洋機関との戦術的な連携を強化している。インド海軍の運用ドクトリンにおける重要な要素は、域内の海洋任務における外交的側面である。インド海軍は、地域安全保障の負担を引き受けるために必要な運用能力を育成するために、域内の友好的な海軍や海洋機関と責任を共有しなければならないことを認識している。またインドは、より広範なアジアの沿岸地域における安全保障の役割を演じるための自らの能力を強化するとともに、南アジアにおけるその地政学的関心を強調しなければならないことを理解している。これらの戦略目的を達成するために、インドは、インド洋とそれ以外の地域で友好国と協調していなければならない。

記事参照 : India's Maritime Stakes in the South Asian Littoral

http://www.nbr.org/downloads/pdfs/outreach/NBR_IndiaCaucus_May2016.pdf

5 月 10 日「米、南シナ海で航行の自由作戦実施」(USNI News, May 10, 2016)

米海軍誘導ミサイル駆逐艦、USS *William P. Lawrence* (DDG-110) は 5 月 10 日、南シナ海で中国が造成した人工島、ファイアリークロス礁(永暑礁)周辺 12 カイリ以内の海域で「航行の自由」(FON) 作戦を実施した。FON 作戦は、南シナ海における航行の自由を規制しようとする、中国、台湾及びベトナムの「過剰な海洋権限主張に対抗する」ことを狙いとするものである。国防省報道官は、

中国、台湾及びベトナムは国際法に反して領海の無害通航に事前許可あるいは事前通報を求めていると非難した。中国もこの FON 作戦を非難し、国防部報道官は、アメリカの FON 作戦を中国の主権を脅かし、地域の平和と安定を危うくすると述べた。

記事参照：U.S. Destroyer Passes Near Chinese Artificial Island in South China Sea Freedom of Navigation Operation

<https://news.usni.org/2016/05/10/u-s-destroyer-passes-near-chinese-artificial-island-in-south-china-sea-freedom-of-navigation-operation>

5 月 8 日「カムラン湾基地に対するベトナムの選択肢、南シナ海の動向次第一米人専門家論評」 (The National Interest, Blog, May 8, 2016)

米の安全保障問題専門家、Yevgen Sautin は、米誌 The National Interest のブログに、“This Vietnamese Base Will Decide the South China Sea's Fate”と題する論説を寄稿し、ベトナムはカムラン湾基地のアクセス権をどの国に認めるかの選択肢を有しているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国による南シナ海の軍事化によって緊張が高まっているが、もし北京が米大統領選挙期間中のこの時期を、南シナ海の支配強化の好機と見なせば、状況は一層悪化するであろう。中国の次の行動が何であろうと、アメリカの政策決定者にとって、中国との領有権問題解決のために東南アジア諸国が何をしようとしているのか、あるいは何をしたくないと考えているのかについて、正確に理解することが重要である。ベトナムは、領有権主張国の中で最も力があり、南シナ海における中国の主張に異議を申し立てることを決意している。ベトナム海軍は、西沙諸島を巡って中国人民解放軍と何度か流血の衝突を経験してきた。中国は最近一層挑発的になってきているが、ベトナムには、係争海域における権利を主張するために果敢な行動を取ってきた歴史がある。ベトナムの指導者は、中国の圧力に屈して領有権問題を解決するために多国間枠組みを放棄し、中国が容易に支配することのできる 2 国間の個別対話を行う気はないようである。
- (2) ベトナムには、東南アジアでも最良の水深港の 1 つである、カムラン湾海軍基地がある。近傍に大型輸送機や戦略爆撃機が着陸するのに適した飛行場があることで、カムラン湾はその戦略的価値をより高めている。もし主要な海軍国がカムラン湾基地に恒久的にアクセスできるようになれば、他の国が係争海洋地勢の大半を実効支配したとしても、南シナ海の排他的な制海確保は困難であろう。カムラン湾における近代的な基地は、ベトナム戦争中に米海軍によって建設された。戦後、ベトナムは、旧ソ連に対するカムランの施設の 25 年間の租借に合意した。旧ソ連は急速に基地を拡張し、東欧以外で最大の海外基地にした。カムラン湾基地は、旧ソ連海軍のハブとしての機能に加え、アメリカ、中国に対する通信情報の収集に使用された。ソ連の崩壊後、ロシアは、カムラン湾基地をそれほど必要とはせず、2002 年にロシアが撤退した時には、基地はほとんど荒廃するに任されていた。その後、ベトナム政府は港湾を近代化し、一部の国の海軍にカムラン湾地基訪問を認めてきた。
- (3) 多くの点で、アメリカは、カムラン湾基地へのアクセスを再度手に入れる最有力候補である。1995 年のベトナムとの国交正常化以来、米越 2 国間の経済的、及び安全保障上の結び付きは確実に重要性を増している。アメリカは 2014 年には、1980 年代から継続していた武器禁輸措置を緩和した。戦略的レベルでは、ベトナムは、中国の長期的な意図について依然疑念を抱いて

おり、アメリカを重要な安全保障上のパートナーとして見なしている。カムラン湾基地へのアメリカのアクセスを認めることは、ワシントンとハノイの間で強まりつつある同盟関係を象徴するものとなるであろうし、南シナ海における多くの中国の施設の軍事的価値を低下させるものとなろう。他方で、中越関係の大幅な悪化が予想される。少なくとも、中国は、ベトナム経済に深刻な制裁を科すことができよう。ベトナム指導者は米中関係がより抗争的なものになりつつあると考えているようであり、従って、ベトナムは、アメリカに決定的に傾斜するよりもワシントンと北京を天秤にかけておくことを望むであろう。また、ハノイは、アメリカの南シナ海問題への関与の決意についての疑念を完全には払拭していない。故に、アメリカをカムラン湾基地に受け入れる代償は、現在の米越関係の利得を上回る。

- (4) ロシアについてはどうか。ロシアは、カムラン湾基地に復帰したいという明白な願望を持っている。ロシアの専門家は最近の港湾の近代化のために雇用されていたし、ベトナムは、近傍の飛行場をロシア爆撃機の燃料補給に使用することを認めており、米 국무省は懸念を高めている。ベトナムにおけるロシアの基地はロシアにとってほとんど象徴的な価値に過ぎないが（ロシア海軍はせいぜい一握りの艦艇しか配備できないであろう）、国際的な威信を回復し、より積極的に国際的な役割を果たすというクレムリンのより広範な戦略には適合するであろう。また、ベトナムとの長年にわたる軍事関係はロシアの利点で、26 億ドルのキロ級潜水艦の購入を含め、ベトナム軍の多くの兵器はロシアからの購入である。ベトナムは最近、ロシア海軍のカムラン湾基地への寄港を承認している。ロシアにとって最も不利な点は、南シナ海の問題についてモスクワが北京側に傾斜を強めていることである。ロシアの経済的苦悩、クリミヤ併合と東部ウクライナでの戦争後の国際的な孤立によって、クレムリンは益々中国を頼るようになっていく。その結果、ロシアは、南シナ海問題の「国際化」に反対しており、特に中国の公的立場を反映した関係国間同士の直接対話が望ましいと主張している。このような状況を考えれば、カムラン湾基地施設のロシアによる優先的使用が独占的な基地使用協定に結び付くとは考えにくい。
- (5) 大穴は日本である。日本はカムラン湾基地に縁がないわけではない。2016 年には、海自の 2 隻の護衛艦がカムラン湾基地に寄港しており、海上自衛隊による南シナ海への関与を一段進めた。後方支援の必要があるにしても、ベトナムがカムラン湾基地への恒久的なアクセスを日本に許可することはほとんど考えられない。そのような動きは、日本の第 2 次大戦中の占領の遺産（1942 年のマレー侵攻作戦にカムラン湾を使用した）の故に、大きな反発を招く危険がある。
- (6) 中国はどうか。1979 年に中国がベトナムに侵攻し、その後に南シナ海の係争海洋地勢を巡って砲火を交えたにもかかわらず、中国の可能性を完全に排除することはできない。両国は強力な経済的関係を発展させてきており、ベトナム共産党内には親中派がおり、ハノイは過去に中国に基地を貸与する可能性を仄めかしたこともある。1990 年代後期に、ベトナムは、カムラン湾基地の使用料についてロシアと再交渉した際、ベトナムの交渉担当者は、使用料を全額支払わないのであれば、アメリカか中国に乗り換えることもできると主張した。ベトナムにはアメリカが認識している以上に中国とのより太い紐帯があるとはいえ、最近の情勢からはそのような動きはほとんどなさそうである。カムラン湾基地に中国がプレゼンスを維持するようなことになれば、南シナ海における中国の態勢を一層強固なものにし、戦略的に重要な国際的海上交通路を事実上の「中国の湖」にしてしまう恐れがある。
- (7) そして勝利者は上記のいずれの国でもない。ハノイは、カムラン湾基地の使用について、如何なる国とも軍事的協定を締結することに関心がないことを明らかにしてきた。このことは言葉

通りに受け止めるべきであろう。カムラン湾の海軍施設を全ての国の艦船に開放することを認めることによって、ベトナムは、同時に幾つかの国とのより密接な関係を追求することができるだけでなく、ベトナムの長期的選択肢を常に確保しておくことができる。カムラン湾基地に対するベトナムの政策はいずれ変わるであろう。しかし、それは、南シナ海の状況が一段と悪化した場合だけであろう。そして、最近の中国との対立は深刻ではあるが、ベトナムには、両国が短期間であったが戦火を交えた 1970 年代後半の敵意に近いものはどこにもない。

記事参照：This Vietnamese Base Will Decide the South China Sea's Fate

<http://nationalinterest.org/feature/vietnamese-base-will-decide-the-south-china-seas-fate-16093>

5 月 11 日「東シナ海における日本版 A2/AD 網構築の必要性」(The National Interest, May 11, 2016)

日本戦略研究フォーラム (JFSS) 上級研究員 Grant Newsham (退役米海兵隊大佐) は、釜山大学校客員教授 Ryo Hinata-Yamaguchi、S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 研究員 Koh Swee Lean との連名で、5 月 11 日付の The National Interest (電子版) に、“Japan Should Steal a Strategy from China’s Playbook” と題する論説を寄稿し、東シナ海において日本版 A2AD 戦略を構築し、陸海空自衛隊の統合作戦能力を強化すべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 東シナ海では、中国は尖閣諸島周辺海域に海警局の武装巡視船を投入する一方で、中国軍は、東シナ海を越えて西太平洋の公海までを視野に入れて、東シナ海における空海軍の戦力投射能力の増強を続けている。中国海軍は新たな空母能力の取得に取り組んでいるが、中国軍は既に、2 つの広範な戦略目標のために中国本土の基地からの戦力投射能力を増強しつつある。第 1 の戦略目標は、東シナ海有事において、アメリカの介入と日本の軍事作戦に対抗するために接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 能力の覆域を確保するためであり、2 つ目の目標は、中国の太平洋へのアクセスを拡大するとともに、より広範な国家の海洋権益を護ることである。しかもこうした A2/AD 能力の強化に加えて、中国空海軍は、日本の南西諸島周辺の東シナ海の公海を航行し、西太平洋に入るために定期的に国際水路、特に宮古海峡やその上空を通航 (飛行) して、自国の EEZ を越えた「域外」での訓練任務を恒常化している。長期的には、北京は東シナ海における軍事プレゼンスをより堅固にしようとしていることは明らかで、最近の活動は南西諸島に特に関心を持っていることを示している。
- (2) 東シナ海における中国軍の急激な能力の増強は悩みの種だが、自衛隊も同様に、東シナ海や西太平洋における中国軍の活動を困難にする独自の防衛態勢を構築することができる。自衛隊は、南西諸島から東シナ海に向けて、地上基地対艦、対空ミサイル、潜水艦、対潜哨戒機、水上戦闘艦艇、「スマート」機雷や通常機雷、及び戦闘機から構成される、侵入困難な多層防衛ネットワークあるいは「扇型防衛網」を構築することができる。沿岸監視隊が南西諸島最南端の与那国島に最近配備されたことは、日本の実効的な A2/AD 戦略への最初の一步と見ることができる。今後、南西諸島全域への監視部隊の配備が計画されている。また、これらの前哨部隊には、日本の A2/AD 能力を強化するために、移動式対艦ミサイルと防空システムが配備されることになっている。しかしながら、南西諸島とより広域の東シナ海に備えた日本の A2/AD 戦略は、実際に実行するとなれば容易なことではない。自衛隊はこれまで、運用上も、また指揮統制機構の面でも、効果的な統合作戦能力を持ってこなかった。自衛隊は、技術的に高度でプロフェッ

ショナルだが、即応能力の欠如と三自衛隊間の統合の不備に直面している。このことは、東シナ海における日本の実効的な A2/AD 戦略構築のために、是正されるべき問題である。

(3) 統合即応能力整備のためには、

- a. 第 1 に、自衛隊は、統合作戦調整に対する、三自衛隊の長年にわたる政治的、官僚的抵抗を克服する必要がある。更に、自衛隊は、南西諸島とより広域の東シナ海に備えた常設統合部隊、「南西諸島統合任務部隊」を新編すべきである。
- b. 第 2 に、「統合」運用手順の開発と三自衛隊間の即応能力のギャップを埋めることは、具体的な統合運用能力の向上とともに、三自衛隊の実力を強化することになる。南西諸島の地理的特性から空海防衛能力は日本の防衛態勢の要となるが、南西諸島には重要な島が点在していることから、陸上自衛隊の任務も不可欠である。従って、陸自は、島嶼防衛能力や、必要な場合の奪回能力を強化する必要がある。
- c. 最後に、三自衛隊は、戦域機動能力や作戦即応能力を強化するために、運用ドクトリンや手順を改善し、統合する必要がある。

(4) 最近の「日米防衛協力のための指針」や平和安全保障法制の整備といった一連の出来事は、これらの成果を実際の能力に転換するための、自衛隊の運用ドクトリンの大幅な改訂を必要とする。日米同盟の文脈から見れば、東シナ海における日本の立場は、日米両国の部隊が可能な限り密接に協働することによって大幅に強化される。密接な協働態勢の整備は、日本の弱点を補うための同盟ではなく、多重的な戦力態勢を増強するための同盟として発展させていくために、日米双方にとっての最優先課題でなければならない。日本にとって、東シナ海における簡単な解決策はない。中国は引き続き、軍隊を後方に控置したまま、海警局巡視船や漁船（特に海上民兵が乗船した漁船）を投入する「グレイゾーン」における挑発によって、日本の決意に圧力をかけ、疲弊させようとするであろう。従って、自衛隊を真の「統合」部隊に変えるとともに、最終的に南西諸島における実質的な軍事プレゼンス—実効的な A2/AD ネットワークを構築するための日本の取り組みは不可欠である。歴史の経験則は、もし人々が自らを護る能力と覚悟があるならば、実際にそれを行う必要が少なくなることを示している。

記事参照：Japan Should Steal a Strategy from China's Playbook

<http://nationalinterest.org/feature/japan-should-steal-strategy-chinas-playbook-16159>

5 月 13 日「南シナ海における米の『航行の自由』作戦、一石三鳥の狙い—中国人専門家の見解」(China US Focus.com, May 13, 2016)

北京大学客員研究員、海波平は、Web 誌、China US Focus に 5 月 13 日付で、“Three Birds, One Stone: FON Operations in South China Sea”と題する論説を寄稿し、アメリカによる「航行の自由 (FON)」作戦は、一石三鳥の狙いがあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) まず、FON 作戦は、アメリカの強硬な姿勢の誇示である。FON 作戦は、「過剰な海洋権利の主張国」に対してアメリカが抗議する際の口実として使われてきた。この FON 作戦は、1979 年に当時のカーター政権によって始められたもので、アメリカの「海洋の自由」を維持するとともに、軍事力の世界的展開を可能にする海洋国家としてのアメリカの立場に対して、沿岸国が過剰な海洋権利主張によって挑戦することを阻止することを狙いとしたものである。中国はアメリカの FON 作戦の主たる目標で、アメリカは中国の「過剰な海洋権利主張」に対して何度も FON 作戦を実施してきた。これまでのアメリカの FON 作戦は、比較的目的立たない軍事行動で

あった。

- (2) しかしながら、南シナ海における最近の FON 作戦は、公に喧伝するなど、かなり挑発的である。
- a. その真の狙いは第 1 に、中国に対して、アジア太平洋における優位を維持するというアメリカの決意を宣言することにある。アメリカは、中国による「現状の変更」に「抵抗」するために、より強固な狙いを定めた措置をとる明確に決意した。
 - b. 第 2 に、FON 作戦は、中国との海洋紛争当事国であるベトナムとフィリピン、そして他の国を支援する狙いがある。アメリカは、FON 作戦によって南シナ海における中国の活動を阻止できないことを承知している。ベトナムやフィリピンは、自らの力だけで中国の軍事行動に対抗できないことを承知しており、アメリカからの包括的な支援を熱心に求めている。このため、アメリカは、伝統的に目立たない軍事行動である FON 作戦が派手に宣伝されるようにした。かくして、アメリカは、ベトナムとフィリピンを支援し、南シナ海において中国と対決するために、「見かけ上中立で、水面下で行動する」政策から、「公に介入し、直接的に対決する」政策へと変換を遂げた。
 - c. そして第 3 に、FON 作戦は、アメリカ国内における政治的主導権を確保する狙いがある。中国は、アメリカにおける国内政治抗争のツールになっている。財政問題によってアメリカの戦略防衛計画と国防予算が再調整を強いられる状況下で、軍産複合体は、既得権益を護り、更に大きな権益を手に入れるために、中国問題、特に中国の脅威を誇大に宣伝している。オバマ政権の任期が最後の数カ月に入り、「政治的遺産」が中心的課題となってきた。南シナ海問題は、アジア太平洋に対するアメリカの政策の重要な一部として、オバマ政権の政治的遺産における不可欠の要素と見なされるようになってきた。公に喧伝された FON 作戦は、オバマの政治的遺産を大きくし、彼の実績に箔をつける。
- (3) FON 作戦を巡る見解の相違は、国連海洋法条約の解釈の違いに由来する。アメリカは、軍事力を世界的に展開させる海洋戦力の活動領域を拡大するために、「航行の自由」海域を拡大することを望んでいる。他方、中国も海洋パワーの到達距離が延伸するにつれ、中国海軍の海洋における作戦運用能力は、他国の EEZ の管轄権に突き当たり制約されることになるかもしれない。この点に関しては、今後中国とアメリカは、懸念を共有することになるかもしれない。従って、中国は、適切な時期にアメリカとの協力を検討すべきである。例えば、中国は、南シナ海における「航行の自由」を護るという名目で、アメリカやその他の国を、中国海軍と協働する合同軍事演習や合同哨戒活動に招請することも考えられるかもしれない。そうすることで、中国とアメリカは、「航行の自由」についての共通言語を徐々に発展させていけるかもしれない。

記事参照：Three Birds, One Stone: FON Operations in South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/political-considerations-shape-u-s-freedom-of-navigation-operations-in-south-china-sea/>

【関連記事 1】

「南シナ海における『航行の自由』作戦は十分ではない—3 人の専門家の見解」(Foreign Policy.com, May 16, 2016)

米 Hofstra University 特別教授 Julian Ku、マサチューセッツ工科大学准教授 M. Taylor Fravel、シンガポールの The Institute of Southeast Asian Studies 上級研究員 Malcolm Cook は、5 月 16 日付の Foreign Policy (電子版) で、南シナ海でアメリカが行っている「航行の自由 (FON)」作戦は

十分ではないとして、それぞれ要旨以下のように述べている。

(1) Hofstra University 特別教授 Julian Ku

- a. 最近のアメリカの FON 作戦は、過去 2 回と同様に、中国の主権主張に挑戦することを避けようとしたものであった。米海軍は、「無害通航」の原則に従って FON 作戦を実施したことで、外国軍艦に自国領海に入る前に事前通知を求める中国の国内法に挑戦しただけに終わった。今回の FON 作戦に対する中国の反応もこれまでとほぼ同じものであったが、今回は中国の主張に 2 つ注目すべき変化があった。そしてこの変化は、中国のこの地域における拡張主義的行動を抑止するために FON 作戦に頼ることには限界があることを示している。
- b. 1 つは、中国国防部が、FON 作戦の継続は南シナ海における中国による「防衛施設」の建設を正当化する、と示唆し始めたことである。もう 1 つは、中国外交部が、外国軍艦に対する事前通知要求を無視するアメリカの法的主張に直接反論し始めたことである。中国外交部報道官は、商船と軍用艦艇を区別して、「アメリカを除くどの国も、国際法に違反して、軍艦がどの海域でも航行できるとは考えていない」と述べた。更に報道官は続けて、国連海洋法条約（UNCLOS）について、「他国の領海での外国船舶による無害通航は認められているが、軍艦がこのような権利を有すると述べている具体的な表現はない」と強調し、幾つかの国が UNCLOS に対する中国の解釈に同意していると指摘した。確かに、幾つかの国が UNCLOS 第 19 条の無害通航権は軍艦に適用されないと主張しており、この点では中国は間違っていない。しかし、これについては長年にわたって論争が続いている。
- c. アメリカは、FON 作戦を放棄すべきではないが、中国の埋め立てや拡張主義的行動に対して挑戦するためには、別の方策をとる必要がある。FON 作戦は十分ではない。

(2) マサチューセッツ工科大学准教授 M. Taylor Fravel

- a. 領海や海洋管轄権を巡る紛争に第三国が介入する手段として FON 作戦が利用されたことは、これまでなかった。FON 作戦の目的は、他国による海洋管轄権の「過剰な権利主張」が UNCLOS における「公海の自由」に反して「航行の自由」を規制したり、妨害したりする場合に、「航行の自由」を主張するために実施する。FON 作戦は、「航行の自由」に対するアメリカの宣言政策を誇示するために軍艦を使用する作戦行動であるが、他国の海洋管轄権主張を阻止する行動ではない。つまり、FON 作戦は、第三国によって表明された過剰な海洋の権利主張を、アメリカが認めないことを示すための対応措置である。南シナ海での FON 作戦は、中国が造成した幾つかの人工島に対する海洋管轄権主張に挑戦するために実施することができよう。南シナ海での最近の FON 作戦は積極的に喧伝されてきたが、こうした宣伝広報は、第三国の海洋紛争における FON 作戦の効果を制約する可能性がある。何故なら、FON 作戦は軍事行動と見なされていることから、米国防省は、特定の FON 作戦について、その詳細をほとんど明らかにしていない。米国防省は毎年末に、FON 作戦の対象とした国とその過剰な海洋権利主張をリストアップしたレポートを発表するが、個々の作戦についての情報は公開していない。
- b. 特に宣伝広報された最近 3 回の南シナ海での FON 作戦は、これまでの慣行を逸脱したものである。このような宣伝広報は、2 つの理由で裏目に出るかもしれない。1 つは、これらの FON 作戦は中国の海洋主張に対する挑戦として実施された見なされることから、宣伝広報は中国の対応を招くことになるからである。北京の観点からすれば、FON 作戦は中国の主権主張に対する直接的あるいは間接的挑戦に見える。もし中国指導部が対応しなければ、彼らは、

国内でアメリカに対して弱腰と見られる危険がある。中国の対応は慎重に計算されたものであったとしても、そのレトリックは、中国の立場を硬化させ、紛争をエスカレートさせかねない。2つ目の理由は、Julian Ku が指摘しているように、UNCLOS の解釈を巡って中国の強固な反撃を招くからである。アメリカは、南シナ海における FON 作戦を継続すべきだが、それは定期的に、しかし静かに実施すべきである。

(3) The Institute of Southeast Asian Studies 上級研究員 Malcolm Cook

- a. Julian Ku が指摘しているように、FON 作戦は、中国の拡張主義的行動を抑制するには十分ではない。最近の報道が正しければ、中国の人工島造成活動は、フィリピンのルソン島から 123 カイリ沖合にあるスカボロー礁（黄岩島）にまで拡大される可能性がある。これは中国による紛争のエスカレーションであり、中国の行動の抑制を求める域内諸国のアメリカへの圧力を高めることになるだろう。
- b. 中国の行動を抑制する措置としてのアメリカの FON 作戦の最大の欠点は、アメリカと行動を共にする国がないことである。最大の問題は、アメリカだけが FON 作戦を実施し、中国の予測される反発を受け止める意志があるということである。海洋東南アジア諸国、日本及びオーストラリアは南シナ海の利害関係国であるは間違いないが、これら諸国は FON 作戦を実施する意志はない。最近のアメリカの FON 作戦を支持する海洋東南アジア諸国の態度もアンビバレントで、その支持表明も公式の場や中国が出席する国際会議においてではなく、非公式の場で表明するに過ぎない。他国からの明快な支持がないことは、アメリカの FON 作戦による中国へのメッセージ効果を減殺する。

記事参照：Freedom of Navigation Operations in the South China Sea Aren't Enough

<http://foreignpolicy.com/2016/05/16/freedom-of-navigation-operations-in-the-south-china-sea-arent-enough-unclos-fonop-philippines-tribunal/>

【関連記事 2】

「『航行の自由』作戦を巡る問題の本質―米専門家論評」（The Diplomat, May 20, 2016）

米イェール大学上級研究員 Graham Webster は、Web 誌、The Diplomat に 5 月 20 日付で"South China Sea: The Real Questions About US 'Freedom of Navigation' Operation"と題する論説を寄稿し、アメリカが展開する「航行の自由（FON）」作戦を巡る問題の本質について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは、FON 作戦の狙いについて、国際法を遵守し、世界の水域における過剰な海洋権利の主張に挑戦することが目的である、と主張する。他方、中国側は、アメリカの FON 作戦を「非合法」な行動であり、中国の安全保障と主権的利益を脅かすものであり、南シナ海問題を軍事化し、緊張を高めている、と批判する。双方の相違点は明白である。即ち、アメリカは国際法の遵守を強調し、他方中国の主張は薄いベールを被せた力の誇示と見る。どちらの主張にも弱点がある。例えば、アメリカは、国連海洋法条約（UNCLOS）を遵守するというが、そもそも UNCLOS に加盟していないために、UNCLOS の紛争解決手段を活用することはできない。他方、中国側の軍事化に対する批判も、他の領有権主張国に対する自らの威嚇的行動には口を拭いている。
- (2) FON 作戦を巡るアメリカの論争は「無害通航」原則の意味合いを巡る論議が中心になってきたが、それとは別に大きく 4 つの論点がある。

- a. 第 1 に、軍事的な FON 作戦は、UNCLOS に対するアメリカの立場を強調するためには必要ない行動なのだろうか。アメリカ政府が「航行の自由」に対する自国の立場を知らしめるとともに、他国の慣行を黙認しないことを明示するための唯一の方法が、戦艦を航行させることであるとは思えない。
- b. 第 2 に、国際法上の主張とは別に、FON 作戦によって如何なるメッセージを発信しようとしているのか。FON 作戦がアメリカの法的立場を平和的に誇示するものであるとしても、FON 作戦を遂行する誘導ミサイル駆逐艦のプレゼンスは暗黙の力の行使と見られるであろう。もし軍事プレゼンスとアメリカの決意を誇示することが発信したいメッセージの 1 つであるならば、法的な観点からよりも、そのための FON 作戦の適否について論議すべきであろう。
- c. 第 3 に、FON 作戦による法的あるいはその他の効果は、喧伝されているように成功しているのだろうか。これは非常に重要かつ難しい問題である。南シナ海におけるアメリカの FON 作戦に対して中国は危険な対応を繰り返しており、FON 作戦の恒常化を主張する論者が期待しているように、中国がアメリカの FON 作戦を受け入れる可能性は現時点では低いと考えられる。
- d. 最後に最も基本的な問題は、アメリカ政府が南シナ海に対する政策を通じて何を達成したいのかということである。2015 年 10 月以来の FON 作戦はアジア太平洋地域におけるアメリカの優先課題を巡る包括的な論議を背景に実施されてきたが、こうした論議には、南シナ海における中国の行動に対して「代価を強要すべき」あるいは単に「何かをすべき」という声があった。FON 作戦の実施によって、それで十分かという点に論点に移り、包括的な戦略的論議が下火になった。今後はアメリカ政府がどのような目標を念頭に行動していくべきだろうか、我々はこの点について改めて議論していく必要があるだろう。

記事参照 : South China Sea: The Real Questions About US 'Freedom of Navigation' Operations
<http://thediplomat.com/2016/05/south-china-sea-the-real-questions-about-u-s-freedom-of-navigation-operations/>

5 月 13 日「米国防省、中国の軍事動向に関する年次報告書公表」(U.S. DoD, Office of the Secretary of Defense, May 13, 2016)

米国防省は 5 月 13 日、2016 年版の中国の軍事動向に関する年次報告書を公表した。以下は、主な内容である。

(1) 南シナ海における人工島の造成

- a. 中国は 2014 年から 2 年間、南シナ海で占拠する 7 つの海洋地勢における埋め立て活動を加速し、その面積は 3,200 エーカー以上 (約 13 平方キロ) に及ぶ。フィリピンやベトナムなどの他の領有権主張国が同時期に埋め立てた面積は僅か 50 エーカー (0.2 平方キロ) に過ぎない。中国は、これら人工島を、南シナ海におけるプレゼンスを大幅に強化し、これら人工島自体と周辺海域に対する支配を強化するための軍民共用拠点として利用することができるであろう。
- b. 2014 年までに埋め立てを完了した 4 つの人工島 (ジョンソンサウス礁、ヒューズ礁、クアテロン礁及びガベン礁) は、通信・監視システム、兵站支援システムを含む、インフラ建設の最終段階にある。残りの 3 つの人工島 (ミスチーフ礁、スービ礁及びファイアリークロス礁) は 2015 年 10 月までに大規模な造成作業が完了し、インフラ建設段階へ移行している。これ

ら 3 つの人工島には、それぞれに約 3,000 メートルの滑走路を持つ飛行場が建設されており、現在、大規模な港湾も建設中であり、更に通信・監視システムや兵站支援システムを含む、インフラが建設中である。

- c. 更に、中国は、以上の 7 つの占拠海洋地勢に加えて、2012 年から中沙諸島のスカボロー礁を海警局巡視船で取り囲み、実効支配している。また、南沙諸島のミスチーフ礁南方のセカンドトーマス礁では、フィリピンが 1999 年以来、揚陸艦を座礁させて軍要員を駐留させているが、海警局巡視船が周辺海域に常続的プレゼンスを維持している。

(2) ロケット軍

- a. 中国の短距離弾道ミサイル (SRBM) の保有基数は約 1,200 基で、射程 800~1,000 キロの CSS-11 (DF-16) が配備され、既に配備されている CSS-5 (DF-21C/D) 準中距離弾道ミサイル (MRBM) の通常弾頭搭載対地及び対艦攻撃型とともに、台湾のみならず、その他の地域に対する中国の攻撃能力を強化している。これらの弾道ミサイルは、射程 150 キロを超える CJ-10 地上発射巡航ミサイル (GLCM) によって補完される。中国は、CSS-5 MoD 5 (DF-21D) 対艦弾道ミサイル (ASBM) を含む、通常弾頭搭載型 MRBM の配備数を増強している。CSS-5 MoD5 は、射程 1,500 キロで、西太平洋における米空母を含む対艦攻撃能力を持つ。
- b. 2015 年 9 月の軍事パレードで公開された、DF-26 中距離弾道ミサイル (IRBM) は、配備されれば、地上目標に対する精密攻撃が可能で、アジア太平洋地域の戦略的抑止力となる。DF-26 の核弾頭搭載型は、中国にとって初めての戦域目標に対する核精密攻撃戦力となろう。
- c. 中国は、サイロ配備の大陸間弾道ミサイル (ICBM) に加えて、残存能力の高い移動式 ICBM を配備することで、核戦略の近代化を進めている。中国の ICBM 戦力は 75~100 基で、サイロ配備の CSS-4MoD 2 (DF-5)、複数弾頭型 (MIRV 化) Mod 3 (DF-5B) 固体燃料道路移動型 CSS-10 Mod 1、Mod 2 (DF-31、DF-31A)、及び射程が短い CSS-3 (DF-4) からなる。CSS-10 Mod 2 は射程が 1 万 1,200 キロを超え、米本土の大部分を攻撃できる。また、中国は、CSS-X-20 (DF-41) MIRV 搭載の道路移動式新型ミサイルを開発中である。

(3) 核抑止力の発展

- a. 中国は、ロケット軍の ICBM 戦力に加えて、海軍では、晋 (Type 094) 級弾道ミサイル搭載原潜 (SSBN) が 4 隻配備され、現在、少なくとも 1 隻が建造中である。搭載ミサイル (SLBM) は射程 7,200 キロの CAS-N-14 (JL-2) で、中国にとって初めての信頼性の高い水中核抑止力で、恐らく 2016 年中に SSBN による初の核抑止哨戒作戦が実施されると見られる。
- b. 中国は、長距離戦略爆撃機の開発を継続しており、中国国内の報道や出版物などによれば、長距離「ステルス」戦略爆撃機を開発する意図を持っていると見られる。そうなれば、中国は「核の三本柱」を開発することになる。

(4) 海軍力の動向

- a. 中国は、過去 15 年間大規模な海軍近代化計画を推し進め、現在では各種艦艇 300 隻以上で、アジア最大の隻数となっている。最近の中国の国防白書によれば、その任務は、「近海」防衛から、第 1 列島線を超えた「遠海」防衛任務に徐々にシフトしつつある。中国は現在も、海賊対処活動のためにアデン湾への 3 隻編成の艦隊派遣を継続している。また 2015 年には、インド洋への潜水艦派遣を継続するとともに、ロシアとの海軍合同演習後、ベーリング海と米アラスカ州のアリューシャン列島付近の米領海を通航した。

- b. 中国は潜水艦戦力の近代化を重視しており、4 隻の SSBN に加えて、5 隻の攻撃型原潜 (SSN)、53 隻の通常型潜水艦を保有している。2020 年までに 69~78 隻にまで増強されると見られる。
- c. 海軍は 2008 年以来、誘導ミサイル駆逐艦 (DDG) と誘導ミサイルフリゲート (FFG) を含む、各級水上戦闘艦艇の建造を進めてきた。2015 年には、最後の旅洋Ⅱ (052C) 級 DDG が就役し、同級 DDG は 6 隻となった。また、2 隻目の旅洋Ⅲ (052D) 級が就役した。より大型の 055 型「駆逐艦」(誘導ミサイル巡洋艦 (CG) の方が相応しい) の建造が始まっている。他方、江凱Ⅱ (054A) FFG の建造が続いており、現在 20 隻就役しており、更に 5 隻が建造中である。更に、中国は、特に南シナ海や東シナ海での沿海域戦闘能力を強化しており、25 隻の江島 (056 型) 級コルベットが就役している。また、「近海」防衛用に双胴型の紅稗 (022 型) 級ミサイル艇が 60 隻就役している。
- d. 空母「遼寧」への艦載航空団の配備は 2016 年中と見られる。中国は、最初の国産空母の建造を開始し、今後 15 年以内に複数の空母が建造されると見られる。
- e. 中国は、海洋紛争において、海洋法令執行機関の政府公船を多用している。中国海警局の巡視船戦力の大型化と近代化が続いており、過去 5 年以内に、100 隻以上の外洋型巡視船が就役しており、外洋における哨戒能力が強化されてきている。更に、今後 10 年以内に、巡視船戦力が 25%増強されると見られ、東シナ海と南シナ海における哨戒能力が大幅に強化されることになろう。

記事参照：ANNUAL REPORT TO CONGRESS

Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2016

U.S. DOD, Office of the Secretary of Defense, May 13, 2016

<http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2016%20China%20Military%20Power%20Report.pdf>

5 月 16 日「アジアにおける潜水艦軍備拡張競争—米専門家論評」(Nikkei Asian Review, May 16, 2016)

米 The Fletcher School of Law and Diplomacy at Tufts University 学長、James Stavridis (退役海軍大将) は、5 月 16 日付の Nikkei Asian Review に、“Asia's arms race dives underwater” と題する論説を寄稿し、アジアにおける潜水艦戦力の現況について、要旨以下のように述べている。

- (1) アジアの軍備拡張競争は最終段階に入り、各国は潜水艦戦力を急速に増強している。オーストラリアは、フランスから先進的な通常型潜水艦、4,700 トンの *Shortfin Barracuda* 級 12 隻を購入することに決定した。
- (2) アメリカは現在、14 隻の弾道ミサイル搭載原潜、4 隻の通常弾頭巡航ミサイル搭載原潜、53 隻の攻撃型原潜を保有している。潜水艦戦力の約 60% が定常的に太平洋に展開しており、必要とあればパナマ運河を経由して全潜水艦戦力を太平洋に展開できる。アメリカは、統合コンピューターシステム、数百カイリ先の潜水艦の信号を捕捉できる極めて鋭敏な曳航式センサーシステム及び P-8 対潜哨戒機を含む、先進的な対潜戦システムを導入してきた。P-8 は、非常に長い航続距離を持った民間用ジェット機から開発された哨戒機で、広大な海域で潜水艦の音を捕捉できる。これらのシステムによってアメリカが中国との水面下での戦いにおいて優位を維持できるかどうかは、引き続き観察が必要である。
- (3) ロシアは、13 隻の弾道ミサイル搭載原潜、50 隻の攻撃型潜水艦を保有している。ロシアは、

2020 年までに 8 隻の原潜調達を計画している。ロシアはまた、より静粛でより深い深度帯で作戦行動可能な第 5 世代の通常型及び原子力潜水艦の設計作業を開始している。ロシアは、潜水艦戦力への国防予算の配分比率を増加させるとともに、潜水艦の展開を冷戦期のパターンに戻しつつある。ロシアは大西洋と北極海に潜水艦を展開させるとともに、太平洋、特にその北部ではより積極的な哨戒活動を実施している。

- (4) 中国は、4 隻の弾道ミサイル搭載原潜、約 50 隻のほとんどが通常型潜水艦を保有している。中国は、高いレベルの力量が要求される状況下での潜水艦運用経験をあまりしてきていないが、急速に改善されつつある。中国潜水艦隊の主たる目的が台湾有事において米空母を発見し、撃沈することであることを考えれば、広範な海域における目標捕捉能力と潜水艦部隊の攻撃可能範囲における大幅な強化が必要である。
- (5) 日本は、より小型の通常型潜水艦を運用しているが、卓越した訓練プログラムと効果的な潜水艦運用の長い歴史から、日本の潜水艦戦力はトップグループに属する。しかも、日本は、相当な国内建造能力を有しており、次の 10 年の間に通常潜水艦部隊の規模を少なくとも 50% 増強させることができると見られる。
- (6) 13 隻のハイテク通常型潜水艦を保有する韓国にとって、明白な挑戦は敵対する北朝鮮の潜水艦である。北朝鮮は 86 隻の潜水艦を持つが、そのほとんどが小型で航続距離は 200 カイリ以下であり、また搭載するのは特殊戦部隊と相対的に性能の低い魚雷である。一部は炸薬を搭載し、港湾の入り口、あるいは重要なタンカーの舷側で爆発させるような自殺的な任務に使用されるかもしれない。これまでのところ、北朝鮮は、その潜水艦戦力を、原則として特殊戦部隊を南へ投入するか、あるいは韓国の水上艦船に対する魚雷攻撃に使用することを意図している。朝鮮半島の周辺海域では、北朝鮮の潜水艦は、既に韓国や米海軍艦艇に対する大きな脅威になっている。また北朝鮮は、潜水艦発射型弾道ミサイルを開発しつつある。このミサイルは最終的には核弾頭を装備し、非常に危険な潜在的脅威となるであろう。
- (7) その他の諸国は小規模の潜水艦部隊を保有しているが、特段の技能、経験に基づいて運用されてはいない。これらは一般的にはミサイル発射能力のある通常型潜水艦で、ベトナムは 6 隻、シンガポールは 4 隻、台湾が 4 隻、インドネシアとマレーシアはそれぞれ 2 隻保有している。その内、ベトナムとシンガポールは、適度な能力のある 6 隻から 12 隻規模の通常型潜水艦が部隊を運用することになると思われる。

記事参照：Asia's arms race dives underwater

<http://asia.nikkei.com/Viewpoints/Viewpoints/James-Stavridis-Asia-s-arms-race-dives-underwater?page=1>

5 月 27 日「ロシア海軍、2017 年から空母改修」（US Naval Institute News, May 27, 2016）

- (1) ロシアのタス通信の報道によれば、ロシア海軍が保有する唯一の空母、*Admiral Kuznetsov* は 2017 年のある時期から 2~3 年間、改修のためドック入りし、航空機の発着艦システムを強化する。消息筋は、「改修作業は、*Admiral Kuznetsov* が地中海への長期展開から 2017 年の第 1 四半期に帰国してから、2~3 年かけて実施される。改修作業の重点は、飛行甲板で、表面の張り替えや、アレスティングギアの交換、発艦システムの装置などの改修が行われる」と語った。
- (2) 1990 年に就役した *Admiral Kuznetsov* は、ロシアが保有する唯一の空母で、搭載航空団は、Su-33 Flanker、MiG-29K/KUB Fulcrum 各戦闘機、Ka-27、Ka-31 及び Ka-52K 各ヘリで構

成される。

- (3) ロシア国防次官によれば、ロシアは、2025 年頃に新空母の建造を開始することを検討している。

6 月 6 日「台湾新国防部長、中国による南シナ海 ADIZ 設定認めない」(Reuters.com, June 6, 2016)

台湾の蔡英文新政権の国防部長、馮世寬は 6 月 6 日、中国による南シナ海における防空識別圏 (ADIZ) 設定を認めない、こうした動きは南シナ海の緊張を高めるだけだ、と立法院で言明した。中国は、南シナ海 ADIZ 設定について、設定する権利を有しており、脅威レベルに応じて検討するとしている。ケリー米国務長官も 6 月 5 日に北京で、南シナ海における中国の ADIZ 設定を「挑発的で、情勢を不安定化するもの」とし、「アメリカがとる唯一の立場は、一方的行動によって紛争を解決するのではなく、法に基づいて、外交を通じて交渉によって紛争を解決すべきというもので、我々は、全ての関係国に対して、国際的規範と法に基づく外交的解決を追求するよう要請する」と述べた。

記事参照：Taiwan 'won't recognize' any Chinese air defense zone over South China Sea

http://www.reuters.com/article/us-southchinesea-china-idUSKCN0YS09J?utm_source=Sailthru&utm_medium=email&utm_campaign=New%20Campaign&utm_term=%2ASituation%20Report

6 月 14 日「東インド洋におけるインドの『海底の壁』—インド人専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, June 14, 2016)

インドの The Observer Research Foundation (ORF) の上級研究員 Abhijit Singh は、米戦略国際問題研究所 (CSIS) の Asia Maritime Transparency Initiative に、“India’s “Undersea Wall” in the Eastern Indian Ocean” と題する論説を寄稿し、インドが計画しているとされるベンガル湾における潜水艦監視網について、要旨以下のように述べている。

- (1) インド海軍関係者の間で、ベンガル湾に水中監視センサーを設置する計画が話題になっている。インドのメディアが最近報じたところによれば、インドは、日米との共同プロジェクトとして、インド近海における水中音響監視センサー (SOSUS) 網の設置を含む、沿岸域防衛計画を進めている。インドの著名なコメンテーター、Prasun Sengupta が最近の防衛関係誌への寄稿記事で、「インド政府は日本の援助を得て、中国潜水艦がインドの EEZ に侵入することを阻止するために、スマトラ沖からベンガル湾のインデラ・ポイントに至る海底にセンサーを敷設して監視網を構築することを検討している」と述べている。更に Sengupta によれば、日本政府は、アンダマン・ニコバル諸島の海軍航空基地の強化と、同諸島沿いの電子監視ステーションの新設に対する資金援助に加えて、チェンナイからアンダマン・ニコバル諸島のポートブレアまでの光ファイバーケーブルを敷設する計画にも資金援助を行うことを検討しているという。こうしたネットワークが完成し、既存の日米の “Fish Hook” SOSUS と接続されることになれば、南シナ海からインド洋沿岸域における中国潜水艦の行動をモニターできることになろう。こうした計画に関するインド政府の公式発表はないが、恐らく中国の「接近阻止/領域拒否 (A2/AD)」戦略がインドによるベンガル湾で対応措置計画の引き金になったと見られる。著名な中国問題専門家、Lyle Goldstein の最近の論説によれば、中国は、米潜水艦探知のために南シナ海の海底に音響センサーを設置する “Great Wall” を建設中という。
- (2) インドから見て興味深いのは太平洋における日米のセンサー網で、米海軍と海上自衛隊は 2000 年代始めから、中国潜水艦の活動が活発になったことに対応して、東シナ海と南シナ海に潜水

艦探知用の固定センサー網の設置を開始した。2005 年始めには、沖縄とグアムと台湾を基点に日本本土から東南アジアにまで伸びる海底センサー、“Fish Hook Undersea Defense Line”^{*}が完成した。このシステムは、1 つは沖縄から九州南部まで、もう 1 つは沖縄から台湾までの 2 つの水中聴音ネットワークで構成されているといわれる。中国は 2013 年 7 月、日米が台湾の北端と南端に海底モニターシステムを設置したと非難した。恐らくその 1 つは与那国島から尖閣諸島へ、もう 1 つはバシー海峡からフィリピンまでをカバーしていると思われる。更に、中国の軍事アナリストは、中国の潜水艦基地がある青島、大連の近くの小平島そして海南島三亚にそれぞれ近接した中国の管轄水域に多数の水中聴音装置を設置されていると非難している。もっとも、これらが全面的に稼働しているかどうかは定かではない。冷戦時代から日米が共同で運用してきた、津軽海峡沖に設置された北東太平洋 SOSUS と対馬海峡沖に設置された南西太平洋 SOSUS は旧式で、その効果には疑問は残る。

- (3) インド政府は、外国のパートナーと機密性の高いセンサーとそこから得られる情報を共有することについて慎重に検討しなければならない。例えば、日米共同運用の SOSUS は米海軍の運用統制下にある。インド海軍にとってそのような運用は快いものではないだろう。インドの一部専門家は、インドがアンダマン・ニコバル諸島に海底センサーを設置すれば、中国は挑発的な A2/AD ツールと見なすかもしれないと懸念している。音響監視システムというのは、継続的な費用と人的投資を必要とする。システム管理とデータ解析の専門家が必要となる。日米は長年にわたってシステムの運用維持に投資してきた。インドは、SOSUS 設置について日本の支援を得られても、関連技術やデータ解析の専門家を養成するには長い年月を要するであろう。多くの課題があっても、インド洋に設置されたセンサー網は計り知れない効果が見込まれる。対潜能力に弱点を抱え、稼働潜水艦が少ない国にとって、海底センサーは「神の恵み」となるだろう。インドはこれまで、対潜能力の強化にあまり力を入れてこなかった。完成度の高い抑止システムとその運用が可能になれば、インドは引き続きインド洋における戦力的優位を維持することができるであろう。

記事参照：“India’s “Undersea Wall” in the Eastern Indian Ocean”

<http://amti.csis.org/indias-undersea-wall-eastern-indian-ocean/>

備考*：“Fish Hook Undersea Defense Line”については以下の記事を参照。

Japan and US enclose Chinese coast within sensor net

<https://www.thesaturdaypaper.com.au/news/defence/2015/04/18/japan-and-us-enclose-chinese-coast-within-sensor-net/14293190401772>

The Saturday Paper.com, April 18, 2015

6 月 23 日「米は中国の海上民兵に対処すべし－米海大専門家論評」(Snapshot, Foreign Affairs .com, June 23, 2016)

米海軍大学教授 Andrew S. Erickson と同研究助手 Conor M. Kennedy は、6 月 23 日付の米誌 Foreign Affairs の Blog に、“China’s Maritime Militia: What It Is and How to Deal With It” と題する論説を寄稿し、米政府は東アジアの海で活動が拡大している中国の海上民兵に対処すべきであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、南シナ海における領有権主張を強化するために、海上民兵と呼ばれる非正規戦力への依存を高めている。実際、近年、海上民兵部隊は、国際水域における多くの遭遇事案や小競り

合いにおいて重要な役割を果たしており、武力衝突に至ることなく領有権主張を誇示する中国の行動計画において、有用なツールであることを実証してきた。何故なら、多くの場合、外見上海上民兵が非軍事の民間船舶であることから、例えば、米海軍の艦艇が民間船舶に対して取る得る行動を規制する交戦規則を利用することができるからである。中国の海上民兵は、その有用性にもかかわらず、中国の海洋戦力としてはほとんど認識されておらず、これまでのところ米政府の公式の報告書などでは、その存在が認識されていない。これは是正されなければならない。

- (2) 多くの国は、海洋法令執行や災害復旧、地域的な安全確保などの任務に従事する海上民兵を保有している。例えば、アメリカは、沿岸海域における緊急事態に対処したり、米軍に予備兵士を提供したりする適正規模の海軍民兵を保有している。しかしながら、中国の海上民兵は異なる。中国の海上民兵は、数十万人の勢力で世界最大であり、合法的に活動している外国船舶に対して嫌がらせを行うための派遣されるエリート非正規部隊であり、この種の部隊を有しているのは、中国とベトナムだけである。
- (3) 中国の海上民兵部隊は、当該現地の人民解放軍司令部によって統括され、当該現地の省政府から資金が提供される。南シナ海を管轄する海南省は、多くの海上民兵部隊の根拠地となっている。海上民兵部隊は、多くの場合、民間船団に見えるよう意図されているが、必要な場合、彼らが訓練で通常使用する軍服を着用する。2014 年 1 月の軍機関紙、『解放軍報』によれば、「迷彩服を着れば、彼らは兵士としての資格を得る。迷彩服を脱げば、彼らは法を順守する漁民になる。」当然ながら、彼らは普通の漁民ではない。民兵は人民解放軍と他の政府機関の監督下にあるが、彼らの任務は、所在する当該省によって命令され、金銭的に支援されている。更に、中国政府や軍関係の出発物によれば、米軍やその他の外国軍との遭遇事案任務を託されると見られる、中国の最も先進的な海上民兵部隊の一部は、中国海軍の正規将校から訓練を受けている。実際、過去数十年間における多数の国際的な遭遇事案において、海上民兵は、中国海軍艦艇や海警局巡視船と密接に連携した行動をとってきた。恐らく最も有名なエピソード、2009 年 3 月の米海軍調査船、USNS *Impeccable* 事案では、2 隻の巡視船やその他の明らかに民間漁船と見られる多くの船が進路を妨害する中、海上民兵が乗り込み民兵組織に登録されているトロール漁船の乗組員が、USNS *Impeccable* が曳航するソナーアレーを棒で引っ掛けようとした。そして、付近にいた中国海軍戦闘艦が、これら一部始終を監視していた。
- (4) USNS *Impeccable* 事案やその他の遭遇事案はよく知られているが、海上民兵は、その活動を上手く偽装している。海上民兵部隊は、外国軍との遭遇事案において、非軍事部隊という非対称的な優位を生かし、遭遇事案における中国の主導権確保を支援する。外国軍艦艇が対応に苦慮している間に、海上民兵部隊は、外国軍艦艇の位置や活動を他の中国軍部隊に報告しながら、外国軍艦艇の活動を妨害することもできる。しかも、この場合、プロパガンダ効果もある。即ち、海上民兵と外国軍艦艇との遭遇事案では、中国は、インターネットを通じて、民間人に見える漁民が不当な犠牲にあったという特別編集の映像を洪水の如く溢れさせることもできる。当然ながら、海上民兵は純粋な民間人ではなく、動員をかけられ、作戦命令に従う、彼らと中国軍の指揮系統との直接的な連関は、彼らが民間人の扱いを受ける資格がないことを意味している。
- (5) 我々は、海上民兵がいずれその活動を縮小していくであろうと期待すべきではない。南シナ海において近隣諸国を威圧する中国の行動は強まっており、現在進行中の南シナ海での人工島の

造成とその要塞化は、海上民兵からの多くの支援を必要としている。同時に、30 万人の兵員削減によって人民解放軍を縮小再編する中国の取り組みは、海上民兵に多くの新しい装備とマンパワーをもたらすことになるだろう。退役軍人は、非常に魅力的な海上民兵の補充要員である。北京からの要請に応じて、中国の沿岸域の各省は、既存の海上民兵部隊を拡充したり、新たな部隊を創設したりしている。例えば、中国南部の広西壮族自治区の北海市では、2013 年には 2 個海上民兵派遣部隊、兵力約 200 人が根拠地としていたが、2015 年には少なくとも 10 個海上民兵派遣部隊、2,000 人以上に増強されている。

- (6) 中国の海上民兵と米軍艦艇の新たな遭遇事案が発生する前に、アメリカは、海上民兵の問題に取り組む必要がある。まず、海上民兵によって引き起こされる事案の危険性について、例えば、中国の軍事動向に関する 2017 年の国防省報告書などで、注意喚起すべきである。そして、海上民兵は、アメリカの南シナ海への合法的アクセスを阻止できないことを明確にすべきである。また、中国の海警局巡視船や海上民兵（一部は中国海軍が訓練している）が汚い任務を遂行している一方で、中国海軍がこの地域で米軍海軍と協力して善良な警官を演じるようなことを許すべきではない。むしろ、アメリカは、中国の政府公船と海上民兵に対して、中国海軍と同じ行動規範を順守するよう要求すべきである。同様に、アメリカは、ベトナムの海上民兵に対しても、海軍と同じ行動規範を順守するよう要求すべきである。そうすることで、アメリカは、世界で最も不安定な地域の 1 つであるこの地域における中国の非正規海洋部隊によってもたらされる深刻な挑戦に立ち向かうことができる。

記事参照：China's Maritime Militia: What It Is and How to Deal With It

<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2016-06-23/chinas-maritime-militia>

2. インド洋・太平洋地域

4 月 4 日「南シナ海における中国への対応、米太平洋軍とホワイトハウスの温度差」(Navy Times, April 4, 2016)

米紙、Navy Times（電子版）は、4 月 4 日付の“4-star admiral wants to confront China. White House says not so fast”と題する記事で、南シナ海における中国への対応を巡って、太平洋軍とホワイトハウスと間に見られる温度差について、要旨以下のように報じている。

- (1) 太平洋における米軍の最高司令官が、南シナ海における中国の戦略的成果に挑戦し、それを覆すためにより対決的なアプローチを主張しているが、ほぼ毎回ホワイトハウスからの反対に遭っているといわれる。消息筋によれば、ハリス太平洋軍司令官は、彼のいう「砂の長城(the "Great Wall of Sand")」がマニラから 140 カイリ足らずのところ（スカボロー礁）にまで延びてくる前に、これを阻止する取り組みの一環として、人工島の 12 カイリ以内の海域でのヘリの発進などを含む軍事作戦の実施など、中国の人工島造成に対するアメリカの強力な対応を求めている。しかしながら、専門家によれば、残りの任期が 9 カ月しかないオバマ政権は、多くの問題で中国と協力することに目を向け、南シナ海で波風を立てないようハリス司令官や他の軍事高官に口封じを求めているという。新アメリカ安全保障センター（CNAS）の Jerry Hendrix（退役海

軍大佐)は、「オバマ大統領は、中国との騒動を最小限に、協力を最大限にして政権を去りたいと望んでいる」と見ている。

- (2) 米指導部は、米中対決を引き起こすことなく、中国の人工島造成を阻止する効果的なアプローチを見出すことに苦慮している。中国の大々的な人工島造成活動の継続によって、オバマ政権の南シナ海問題に対する「静観する (wait and see)」アプローチは失敗した、と批判されてきた。上院軍事委員会のマケイン委員長は、「ホワイトハウスのリスクを避ける対応は優柔不断な政策となり、中国の海洋覇権の追求を抑止することに失敗し、一方で域内の同盟国やパートナー諸国を混乱させた」「法に基づく国際秩序に対する中国の益々高圧的な挑戦に対しては、アメリカの決意を誇示し、この地域に対する我々のコミットメントを再保証する、断固たる対応をしていかなければならない」と主張している。
- (3) 最近、マニラから 140 カイリ足らずのフィリピンの EEZ 内にある環礁、スカボロー礁 (黄岩島) で、中国が新たな人工島を造成しようとしているとの証拠が次々と明るみに出ている。中国がここにミサイルや対空レーダーを設置するようなことになれば、フィリピン国内の米軍部隊に対するリスクが高まろう。ハリス司令官と太平洋軍司令部は、近隣諸国に対する継続的な威嚇を容認できないとの明確なメッセージを発信するため、国家安全保障会議、連邦議会そして国防省に対してロビー活動を行ってきた。メッセージには、中国の人工島に近接した海域におけるより威圧的で頻繁な哨戒活動が含まれている。南シナ海の問題に詳しいある上院議員のスタッフは、「南シナ海の現状は明確に変更されつつある。スカボロー礁が軍事化されれば、中国海軍は、沿岸防衛用の巡航ミサイルの配備や、フィリピン北部の海域を飛行する航空機を追跡する施設を設置することで、スービック湾、マニラ湾そしてルソン海峡を脅かす能力を確保することになる。フィリピンとの間で米軍のローテーション配備交渉が進んでいるが、政府はまだ、スカボロー礁の人工島造成などといった、戦略レベルの問題を押し進めることがその成果に見合わない代価を強いられることになる」と、北京に思い込ませるだけの一括した抑止手段を見出していない」と指摘している。より積極的な対応の欠如は、中国によるスカボロー礁 (黄岩島) における新たな人工島造成などを促すだけ、と一部の専門家は批判する。2015 年 10 月の駆逐艦、USS *Lassen* による「航行の自由 (FON)」作戦以降、何回かの FON 作戦が実施されてきたが、これらの FON 作戦の目的が中国による人工島造成を阻止することにあつたとすれば、それは明らかに失敗に終わっている。
- (4) 消息筋によれば、ハリス司令官は、人工島周辺海域が国際水域と主張して、例えば人工島の 12 カイリ以内の海域でのヘリの飛行や通信情報の傍受といった軍事活動を含む、より積極的な FON 作戦を望んでおり、政府内へのロビー活動を行っているという。外交問題評議会に研究員として出向している、Sean Liedman 海軍大佐は、より強硬な対応をとるべきとして、「中国によるスカボロー礁の破壊や占拠を阻止できなければ、南シナ海において一層不可逆的な環境破壊を引き起こすことになる。そしてより重要なことは、国際法の原則に対して不可逆的なダメージを与えることになる」「このことは、南シナ海における海洋地勢に対する中国による併合と占拠を一層促進させることになり、最終的には、大規模地域紛争以外のあらゆる紛争シナリオを現実的なものにすることになる」と述べ、海軍は埋め立て活動を阻止する手段として、中国の浚渫船を無力化するといった、軍事行動を検討すべきと主張している。前出の Hendrix は、南シナ海における中国の侵略的拡張を阻止できなければ、武力衝突の可能性を高めるだけだと述べ、「オバマ政権は対決回避政策に偏りがちだが、そうすることで、かえって南シナ海に

において国際規範を再確立するためには強固な措置をとらざるを得ない戦略環境を現出させた。皮肉にも、こうした政策は、紛争の可能性を低めるよりは高める状況を生み出しているのである」と指摘している。

記事参照：4-star admiral wants to confront China. White House says not so fast

<http://www.navytimes.com/story/military/2016/04/06/4-star-admiral-wants-confront-china-white-house-says-not-so-fast/82472290/?from=global&sessionKey=&autologin=>

4 月 5 日「中国、南沙諸島の人工島の灯台運用開始」(Reuters, April 6, 2016)

中国の新華社通信によれば、中国は 4 月 5 日、南沙諸島のスービ礁（渚碧礁）に造成した人工島に 2015 年 10 月から建設していた、高さ 55 メートルの灯台の運用を開始した。当日、運輸部は点灯式典を行った。中国は、人工島造成の目的を、海洋保全、搜索救難、科学調査などの国際的義務を果たすためと主張してきた。外交部報道官は、灯台建設の目的について、航行の安全と自由を確保するために南シナ海において公共サービスを提供することで、南シナ海の商業航行に資するため、と述べた。

記事参照：China switches on lighthouse on artificial island in South China Sea

<http://www.reuters.com/article/us-southchinasea-china-idUSKCN0X3048>

4 月 7 日「南シナ海問題を巡るアメリカの対中政策—中国人の視点から」(China US Focus, April 7, 2016)

中国国際問題研究基金会研究員、尹承德は、Web 誌、China US Focus に 4 月 7 日付で、“U.S. Chooses South China Sea as Main Arena to Contain China”と題する論説を寄稿し、南シナ海問題を巡るアメリカの対中政策に対して中国側の視点から、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカによる最近の対中政策の地理的中心は、例えば、中国が造成した人工島周辺海域への空母打撃群の派遣などに見られるように、南シナ海に集中してきている。また、アメリカは、仲裁裁判所へのフィリピンの提訴を全面的支持してきた。アメリカとその同盟国は、中国に対して仲裁裁判所が出す判決を受け入れるよう要求している。アメリカは南シナ海での軍事的行動を正当化するために、航行の自由と上空通過の自由を裏付ける、様々な口実を構えてきた。
- (2) 第 1 の口実は、中国が南シナ海を「軍事化している」との主張である。人工島への防衛施設を建設する中国の行動は、中国の主権の範囲内での行動であり、国際的慣行とも合致しており、軍事化を目指したものではない。南シナ海を軍事化しているのは、中国ではなく、むしろアメリカである。第 2 の口実は、南シナ海の海洋地勢が中国本土から地理的に遠隔の位置にあるということである。アメリカによると、これら海洋地勢は中国よりも地理的に近い国に帰属すべきであり、アメリカはこれら渦中の諸国に代わって南シナ海で行動しているだけだという。しかし、南シナ海の海洋地勢を最初に発見し、名前を付け、管理してきたのは中国であり、これら地勢は古来より中国の主権下にあり、1970 年代に石油・天然ガス資源が発見されるまで、また一部の国がこれら海洋地勢を不法に占拠するまで、領有権論争すらなかった。そして第 3 の口実は中国が南シナ海問題に対する仲裁裁判を拒否したということであり、ワシントンは中国が国際法に違反したと主張している。だがこの点もまた誤りである。フィリピンの方が、中国との協定に違反して仲裁裁判所に提訴したのである。また、アメリカは、本件裁判における当事国でないにもかかわらず、中国に対して調停を受け入れるよう圧力をかけた。これは政治的な茶番と言わざるを得ない。

(3) では何故、アメリカは、中国を封じ込めるためのアジア太平洋戦略の中核に、南シナ海問題を据えたのか。

- a. 第 1 に、南シナ海はアメリカとその同盟国にとって海上交通の生命線であり、中国の台頭はこの地域におけるアメリカの覇権対する挑戦となり得るからである。
- b. 第 2 に、ワシントンは、北京が ASEAN 諸国に対する政治的、経済的影響力においてアメリカを凌駕しつつある、と感じているからである。こうした状況を逆転するために、アメリカは、「アジアへの軸足移動（“pivot to Asia”）」の中心を東南アジアに置いたのであり、そして ASEAN と中国の間に楔を打ち込むために、域内にいわゆる中国脅威論を吹き込んできたのである。
- c. 第 3 に、アメリカは、常にアジア太平洋地域において「東の NATO（an “East NATO”）」を形成しようと試みてきたからである。近年、アメリカは、域内に危機感を高め、南シナ海問題を利用して同盟関係やパートナー関係を強化してきた。
- d. そして第 4 に、南シナ海問題を巡るアメリカの対中政策は、台湾の独立機運を高めることを狙いとしているからである。

(4) しかしながら、南シナ海問題の当事国でないアメリカのこのような傲慢な行動は、域内諸国の基本的利益に反するものであり、最終的には失敗するであろう。アメリカは、アジア太平洋地域におけるパワーバランスや国際関係が大きく変貌してきていることに留意すべきである。

ASEAN を含む、アジア太平洋地域のほとんどの国は、中国との良好な関係を望んでおり、ワシントンの対中強硬政策になびくことはないであろう。

記事参照：U.S. Chooses South China Sea as Main Arena to Contain China

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/u-s-chooses-south-china-sea-as-main-arena-to-contain-china/>

4 月 15 日「中国軍高官、南沙諸島視察」(The Wall Street Journal.com, April 15, 2016)

米紙、The Wall Street Journal（電子版）が 4 月 15 日付で報じるところによれば、範長龍・中共中央軍事委員会副主席が最近、南シナ海の名沙諸島にある中国が造成した人工島を視察した。中国国防部は 4 月 15 日、この事実を確認した。それによれば、範長龍上将是軍高官や文官を率いて、南沙諸島の海洋観測センターなどの建設状況を視察した。範長龍上将是これまで南沙諸島を訪問した最高位の軍人で、訪問した時期や場所は明らかにされていないが、米政府当局筋によれば、範長龍上将是人工島に造成した Fiery Cross Reef（永暑礁）を視察したという。同筋によれば、4 月 8 日と 10 日に、Airbus 319 と Bombardier Canadair Regional Jet（CRJ）による Fiery Cross Reef（永暑礁）への往復飛行があったという。Fiery Cross Reef（永暑礁）の 3,110 メートルの滑走路は既に数カ月前に完成しており、1 月に民間機による最初の試験飛行が実施されている。

記事参照：Senior Chinese Military Officer Visited Disputed Island

<http://www.wsj.com/articles/senior-chinese-military-officer-visited-strategic-island-us-says-1460704795>

4 月 15 日「ナトゥナ諸島周辺海域での不法操業を巡るインドネシアと中国の角逐」(The Jakarta Post.com, April 15, 2016)

インドネシア紙、The Jakarta Post（電子版）は 4 月 15 日付で、南シナ海のインドネシア領、ナ

トゥナ諸島周辺海域での不法操業を巡るインドネシアと中国の角逐について、Q&A 形式で要旨以下のように報じている。

- (1) ナトゥナ諸島周辺海域で何が起きているか：インドネシア海洋漁業省の巡視船が 4 月 9 日、ナトゥナ諸島沖で中国の漁船を拿捕した。この海域はインドネシアの EEZ 内にあり、インドネシア人のみが海洋資源に対する排他的管轄権を有する。中国漁船は不法操業の廉で拿捕された。しかしながら、中国はこの海域を歴史的根拠に基づいて自国の管轄海域を見なしていることから、状況は複雑である。これが、インドネシア当局が中国漁船を拿捕した時、近くにいた中国海警局の巡視船が介入してきた理由で、結局、インドネシア当局は、漁船員を拘束したが、漁船を解放した。
- (2) これは両国の領有権紛争なのか：領有権紛争とは、一定領域に対する 2 国間の領有権主張が重複している場合をいうが、この場合、中国はナトゥナ諸島がインドネシア領であることを認めている。しかし同時に、この海域に対する歴史的な漁業権を主張している。中国外交部報道官は、「ナトゥナ諸島の主権はインドネシアに属する。中国はこのことに異議を唱えない。しかしながら、中国は、中国漁民が伝統的な中国の漁場で操業していたのであり、従って当該漁船が不法操業していたとの告発を拒否する。Susu Pudjiastuti 海洋漁業相は、中国がナトゥナ諸島をインドネシア領と認めているなら、「中国はこの領域に歴史的権利を主張できない」と述べた。外務省の Edy Yusuf アジア太平洋地域局長は、中国の「伝統的な漁場」という主張に対して、特定海域における伝統的な漁業権は国連海洋法条約に基づいて関係国間の条約によって合意されなければならないが、両国間にはそのような条約はない、と述べた。ナトゥナ諸島は中国の「9 段線」に南端に位置する。中国の「9 段線」による領有権主張は、ナトゥナ諸島の EEZ と僅かながら重複する。しかしながら、インドネシアは、南シナ海問題に関しては「非当事国」の立場を堅持しており、最近の不法操業を巡る両国間の角逐後でも、Jusuf Kalla 副大統領がこの立場を再確認している。
- (3) 今後どうするのか：仲裁裁判所に提訴したフィリピンとは異なり、海洋漁業省は、国際海洋法裁判所に提訴する可能性を表明した。しかしながら、外務省は未だ、意見を表明していない。海洋問題の専門家グループは、ジョコウィ大統領との会談で、国際司法手続きに訴えることは中国との 2 国間関係を損なうと警告した。しかも、インドネシアの巡視船は政府公船として国際海事機関（IMO）に登録されておらず、この巡視船の法的性格は法廷闘争においてインドネシアの立場を弱めるであろう。一方、インドネシア群島水域内の海洋安全保障は強化されることになろう。Luhut Pandjaitan 調整相は、高性能装備を搭載した巡視船や防衛システムが配備されると語った。海洋漁業省も、外国の不法操業船取り締まりのために、より大型の巡視船を配備すると発表している。ジョコ政権発足以来、外国漁船の不法操業取り締まりを強化しており、海洋漁業省内に特別不法操業取り締まり部隊を設置する政令が発出されている。

記事参照：Q&A: Illegal fishing in Natuna and the South China Sea dispute

<http://www.thejakartapost.com/academia/2016/04/15/qa-illegal-fishing-in-natuna-and-the-south-china-sea-dispute.html>

【関連記事】

『柔軟なヘッジング』、インドネシアの対中戦略—インドネシア人専門家論評』(The National Interest, Blog, April 20, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) のインドネシア人研究員、Tiola Javadi は、米誌、The National Interest (電子版) の Blog に 4 月 20 日付で、“Indonesia's China Strategy: 'Flexible Hedging'” と題する長文の論説を寄稿し、ジャカルタの対中戦略を、「ヘッジング」の特殊な派生型としての「柔軟なヘッジング」であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ナトゥナ諸島周辺海域での最近の不法操業事案は、北京の強まる高圧的姿勢に対するジャカルタの戦略の在り方についての論議を高めた。以前から、中国の台頭に対応するインドネシアの戦略については、「ヘッジング (“hedging”)」、あるいはインドネシア戦略国際問題研究所会長、Rizal Sukma のいう、「外交的ヘッジング (“diplomatic hedging”)」という表現が使われてきた。「ヘッジング」とは、一般的に、「内的バランシング」(軍事力と他の物理的能力を強化することによって自立性を促進すること)、「外的バランシング」(安全の保証を得るために現状維持勢力に与すること)、あるいは「バンドワゴニング」(将来の如何なる紛争をも避けるために台頭する勢力に与する、即ち勝ち馬に乗ること)といった、より直接的な選択肢に頼ることができない場合に、二流国家によって採用される一連の戦略と定義される。代替手段としての「ヘッジング」戦略は、他方を犠牲にしてもう一方を選択する必要性を避ける、中間的な立場と定義される。この定義によれば、東南アジアの全ての二流国家は、いずれも「バランシング」や「バンドワゴニング」といった明快な戦略を採用していないことから、(フィリピンとベトナムはある程度例外的存在だが)「ヘッジング」国家の範疇に入る。
- (2) 筆者 (Tiola Javadi) は、インドネシアは現在、「ヘッジング」の特殊な派生型を採用していると見、これを「柔軟なヘッジング (“flexible hedging”)」と呼んでいる。この戦略は、大部分の ASEAN 諸国の「ヘッジング」戦略がアメリカあるいは中国との関係の狭間で常に緊張を強いられているのとは対照的である。「柔軟なヘッジング」は、通常以下の状況下で展開される。①二流国家が、台頭する勢力 (中国) の動向に対して懸念を高めるが、二流国家の国益に対する直接的あるいは根源的脅威とは未だ見なししていない状況、②二流国家が、台頭する勢力との控えめな経済的及び/あるいは軍事的関係から利益を得ている状況、③台頭する勢力が、少なくとも二流国家に対する政策の一部を、現状維持勢力 (アメリカ) との抗争関係を視野に入れて形成している状況。換言すれば、「柔軟なヘッジング」は、二流国家が、現状維持勢力との、あるいは台頭する勢力との緊密な関係を持つことによって得られる潜在的な利益のために、自らの戦略的自立性を犠牲にしようとしなかった場合に実現する。「柔軟なヘッジング」の主たる狙いは、大国間の抗争状態を巡る不確実性に備えて、国家の選択肢の範囲を最大化することであろう。マレーシア、シンガポールそしてブルネイも、この範疇に含まれる。
- (3) インドネシアの域内に対する外交政策アジェンダを設定する上で、中国の台頭は大きな部分を占めるが、他の ASEAN 諸国に比べれば、中国の台頭によるジャカルタの利害関係は比較的小さい。例えば、ミャンマー、カンボジア及びラオスは、中国との経済関係が緊密か、あるいは経済的依存度が高い。フィリピンは、中国と基本的に係争関係にあり、一方でアメリカとの公式な同盟関係を維持している。ベトナムは、中国と基本的に係争関係にあるが、一方でアメリカとは曖昧な関係を維持している。タイは、中国と係争関係にはないが、一方でアメリカとの公式な同盟関係を維持している。ミャンマー、カンボジア及びラオスとは違って、インドネシ

アは、「中華帝国」とは控えめな経済的、政治的利害関係を有している。一方で、中国との領土紛争に関していえば、ベトナムやフィリピン程ではないが、インドネシアの利害関係は大きい。インドネシアは常に南シナ海における領有権紛争の当事国ではないと主張しているが、漁業資源や天然資源が豊富なナトゥナ諸島の EEZ が中国の「9 段線」と重複しているとされる点に関しては、特に利害関係が大きい。

- (4) インドネシアはナトゥナ諸島周辺海域に大きな利害関係を持つが、このことは、インドネシアが中国とのバランスングを重視するということを必ずしも意味しない。それには 3 つの理由がある。
 - a. 1 つは、ナトゥナ諸島周辺海域におけるインドネシアの利害関係に対する中国の脅威は、フィリピンやベトナムに対する中国の脅威とは異なり、依然限定的であるからである。例えば、中国の「9 段線」はベトナムの EEZ の 70% を脅かしており、西沙諸島と南沙諸島における領有権主張の重複は両国関係の緊張をもたらしている。
 - b. 2 つ目は、インドネシアは、ナトゥナ諸島を巡る利害関係と、南シナ海紛争の「誠実な仲介者 (an “honest broker”）」としての中立的立場を維持する取り組みとの間で、依然板挟みになっているからである。
 - c. 3 つ目は、インドネシアは、特に国内のインフラ建設に重点的に取り組む現政権下で、大規模な軍事増強を行うための財源が不足しているからである。
- (5) 中国との控えめな経済的利害関係と、ナトゥナ諸島における大きな利害関係に鑑み、インドネシアが「柔軟なヘッジング」に依存することは理解できる。具体的には、インドネシアは、中国の台頭と強まる米中抗争関係に対応するために、3 つの方針を追求している。第 1 に、「内的バランスング」を追求する代わりに、インドネシアは、ASEAN の規範に中国を組み入れるようとする「ソフト・バランスング (soft balancing)」に依存している。第 2 に、ジャカルタは、北京とワシントンとの両方に対して高度に曖昧な関係を維持している。第 3 に、インドネシアは、以前のように長期的な政治的及び安全保障上のコミットメントに基づいたものではなく、短期的な実利主義に基づいて中国と協力している。インドネシアの軍事力が今後数年間で中国の軍事力に追いつくことはあり得ないという明白な現実から、ジャカルタは、ASEAN の規範に中国を組み入れるようとする「ソフト・バランスング」に依存している。インドネシアはまた、中国とアメリカの両国に対して曖昧な姿勢を維持している。インドネシアは、この地域のアメリカの戦力投射に対しても曖昧な姿勢を取っている。例えば、2015 年 10 月のアメリカの「航行の自由」作戦に対して、ジョコウィ大統領は、全ての当事国に「行動を慎み、信頼と信用を損なうような行動を自制する」よう要求するとともに、インドネシアは中立であり、「航行の自由」を支持すると強調した。
- (6) インドネシアの「柔軟なヘッジング」は、必ずしも熟慮した政策決定ではないかもしれない。しかしながら、ナトゥナ諸島の EEZ と中国の「9 段線」との重複状態に対する曖昧政策の維持は、意図的な政策決定のように思われる。この海域での中国漁船の不法操業を巡る問題に対して、インドネシア政府は、この事件を南シナ海紛争とは関係がない、不法操業に関連した脅威と見なしていると主張して、この問題を重大視しないことを選択した。インドネシア政府が不法操業問題を巡って北京との関係を危うくしたくないことは理解できるが、ジャカルタは、この方針の持続可能性について再考する必要がある。インドネシアが（軍事に回す財源不足から）限定的な「内的バランスング」しか実行できないことに留意すれば、ワシントンに対

する曖昧政策を緩和することは、インドネシアにとって有益であるかもしれない。米軍とのより実地的な合同訓練を実施すること、あるいはアメリカの「航行の自由」作戦に対して曖昧な姿勢を取らないことによって、ジャカルタは益することがあるかもしれない。更に、他の国がアメリカを安全の保証人としながら、一方で中国を密接な経済パートナーとしていることから見れば、こうした方針は、中国とのインドネシアの経済関係を阻害する可能性は低いであろう。南シナ海問題については、インドネシアは、ナトゥナ諸島周辺海域における立場を明確にするように中国に強く要求する必要がある。中国はナトゥナ諸島に対するインドネシアの主権を認めているが、ナトゥナ諸島の EEZ については明快な立場を示していないからである。不法操業問題に関しては、このような事件が再発した場合、インドネシアは、中国との利害衝突を避ける姿勢を維持することが可能かどうか検討する必要がある。このような事件に対して寛大な姿勢で対応することは、ASEAN におけるインドネシアのリーダーシップと、国連海洋法条約の尊厳性に対する疑念を高めるとともに、インドネシアが自らの主権を護る意思を持っているかどうかについても、疑問を持たれることになるからである。

記事参照：Indonesia's China Strategy: 'Flexible Hedging'

<http://www.nationalinterest.org/feature/indonesias-china-strategy-flexible-hedging-15843>

4 月 17 日「中国、南沙諸島の人工島に初めて軍用機派遣」(China Daily.com, April 19, 2016)

中国国防部によれば、中国海軍の哨戒機が 4 月 17 日に Fiery Cross Reef (永暑礁) に着陸し、3 人の負傷した建設労働者を収容して、海南島の三亜鳳凰国際空港に戻った。中国が軍用機 (4 発の Y-8 輸送機) を Fiery Cross Reef (永暑礁) に派遣したのは、これが初めてである。The PLA Naval Military Studies Research Institute の専門家は、「南シナ海では多くの漁船や商船が航行しており、混雑した状況下で事故が起こった場合、中国の航空機や船舶が島嶼の施設を利用して迅速に救助できることを示した」と語った。

記事参照：In a first, Navy plane lands on Yongshu

http://europe.chinadaily.com.cn/china/2016-04/19/content_24646776.htm

4 月 18 日「南シナ海における米中覇権抗争とフィリピンの立ち位置—フィリピン人の視点から」(China US Focus, April 18, 2016)

比シンクタンク、The Center for Intelligence and National Security Studies (CINSS) 所長、Dr. Rommel C. Banlaoi は、Web 誌、China US Focus に 4 月 18 日付で、“Situating the Philippines Between U.S. and China in South China Sea” と題する論説を寄稿し、南シナ海で展開される米中覇権抗争におけるフィリピンの立ち位置について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカと中国は、波立つ南シナ海で、終わりの見えない覇権抗争を展開している。この真只中に位置するのがフィリピンである。フィリピンは、地理的に変わる事のない中国の隣国であり、同時にアメリカの長年の同盟国であり、戦略的に特異な役割を担ってきた。中国によれば、アメリカこそ、南シナ海軍事化の元凶という。中国は、アメリカが「航行の自由」作戦や航空機の派遣などによって、米中間に絶え間のない紛争の要因を作り出してきたと主張する。米海軍は、この地域における軍事プレゼンスを強化するために、アジアの同盟国に艦艇を定期的に寄港させている。更に、米比両国は、年次合同軍事演習、Balikatan を実施しており、2016

年で 32 回目を数える。演習の目的はフィリピンの領海防衛能力を強化することであり、2016 年の演習にはオーストラリアが「豪比訪問部隊の地位に関する協定」(Status of Visiting Forces Agreement, SOVFA)に基づき、また日本も「日比訪問部隊協定」(Visiting Forces Agreement)に基づき参加した(日本は机上演習への参加のみ)。日本とオーストラリアの演習参加は、南シナ海におけるアメリカ軍の軍事プレゼンスの強化を、同盟国が受け入れていることを強く印象付けるものであった。

- (2) フィリピンは、南シナ海問題の当事国の中で唯一のアメリカの同盟国であり、南シナ海に対するアメリカの戦略展開における最前線国家である。フィリピンは、アメリカの「アジアにおける再均衡化」戦略遂行のために、南シナ海への効果的なアクセス拠点を米軍に提供している。アメリカが南シナ海で軍事プレゼンスを強化している背景には、アジアにおける同盟国、特にフィリピンに対する安全保障コミットメントを護るためである。アメリカは南シナ海における海空軍のプレゼンス強化が中国を軍事的に封じ込めることを意図しているわけではないと説明しているが、北京は、アメリカの軍事プレゼンスを中国に対する戦略的包囲網と見なしている。アメリカの戦略的包囲網に対する恐怖から、中国は、7 カ所の海洋地勢で人工島を造成することによって、南シナ海におけるプレゼンスを強化してきた。アメリカは、中国の人工島は軍事目的以外の何物でもないと確信している。その故に、アメリカは、これらの人工島を、南シナ海における中国の軍事化を象徴するものと見なしているのである。
- (3) 米中両国は、競合する安全保障上の利害や戦略的展望を背景に、南シナ海における覇権抗争を強めてきている。両大国の南シナ海における軍事活動の強化は、この地域における予期しない軍事衝突のリスクを高めている。フィリピンは、米中両大国の予期しない軍事衝突の可能性を左右する、要としての役割を担っている。フィリピンは、中国との関係を修復するために、両国の高官レベルの対話チャンネルを再開して、北京との直接的な 2 国間対話を再開する必要がある。フィリピン国内には、未だ中国の南沙諸島における人工島の造成に拒否感を示す意見が根強く残るが、他方で、例えば、経済面や文化面で中国に対する一定の敬意も持っている。しかしながら、フィリピンは、一方でアメリカとの防衛同盟関係を継続的に強化しながら、他方で中国との政治的関係の改善に失敗すれば、米中間の南シナ海における不可避的なコリジョンコース、「トゥキディデスの罠」に飲み込まれてしまう可能性が高い。

記事参照：Situating the Philippines Between U.S. and China in South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/situating-the-philippines-between-u-s-and-china-in-south-china-sea/>

4 月 25 日「スカボロー礁の人工島造成、危険なレッドラインー比専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, April 25, 2016)

フィリピン大学海事・海洋法研究所所長、Jay L. Batongbacal は、米シンクタンク、戦略国際問題研究所(CSIS)の Web サイト、Asia Maritime Transparency Initiative に、4 月 25 日付で、“Scarborough Shoal: A Red Line?”と題する論説を寄稿し、中国によるスカボロー礁への人工施設建設を阻止すべきとして、要旨以下の通り述べている。

- (1) 中国がスカボロー礁に新たな人工島を造成する可能性が危惧される中、カーター米国防長官は、米比合同軍事演習、Balikatan の最終日、フィリピンを訪れた。中国によるスカボロー礁への人工島造成の動きは、5 月のフィリピンの政権交代を睨んでのことかもしれない。カーター長官

は、アメリカがスカボロー礁を中国に奪われないようにフィリピンを支援するとの公的な確約はしなかったが、ガズミン比国防相が南シナ海を航行中の米空母に乗艦訪問したことは、ワシントンの同盟国へのコミットメントを示すものであった。

- (2) 南シナ海における海洋地勢の領有権紛争に対して中立を守るアメリカの政策は、1930 年代の日本による西沙諸島や南沙諸島の併合時にまで遡る。但しスカボロー礁については、西沙諸島や南沙諸島と違って、独立時にアメリカからフィリピンに返還されたものである。フィリピンは、1946 年の独立によってスカボロー礁を主権下に置いた。1963 年にフィリピン海軍がスカボロー礁の密輸基地を 2 度にわたって攻撃破壊して以降、同礁に 20 カイリの海軍作戦海域が設定され、在比米軍の射爆場になった。漁期や科学的調査を除いて、20 カイリへの民間人の立ち入りは禁止された。1991 年に在比米軍基地が閉鎖まで、スカボロー礁 20 カイリ海域には米比両軍だけがアクセスできた。中国は、1994 年にアマチュア無線愛好家にライセンスを発行したのを皮切りに、長く放置されてきたスカボロー礁に対する領有権を主張するために強固な行動を取り始めた。例えば、中国は、2000 年代初頭には、伝統的な漁業権を主張するようになり、それが次第にスカボロー礁に対する歴史的権利や権原主張になり、そして最終的には、2012 年以降、フィリピン漁民を同礁から排除し、海洋法令執行活動を実施するようになった。
- (3) スカボロー礁は、米比軍事同盟にとってレッドラインになりかねない状況になっている。かつてアメリカからフィリピンへ返還された領土として、スカボロー礁は、フィリピン本土領域と「その管轄下にある島嶼領域」に対するアメリカの防衛援助義務を定めた米比相互防衛条約の対象地域になるとみられる。もしフィリピンがスカボロー礁への人工島造成のための中国船舶の接近阻止を決心したとすれば、マニラは、条約が規定する、南シナ海を含む太平洋において武装攻撃を受けた、フィリピンの「船舶と航空機（軍艦と軍用機のみを意味しない）」を支援するという保証をアメリカに期待することになろう。中国が 2014 年にベトナムとの間の紛争海域に石油掘削リグを設置し、中国の巡視船や軍艦がベトナムの巡視船との間で小競り合い演じ、中国の大型で軽武装の巡視船が小型で脆弱なベトナムの巡視船に意図的に衝突して沈没させた時のように、中国がスカボロー礁周辺海域で同じような戦術をとった場合、これは武装攻撃とみなされるということができよう。結局のところ、衝突戦法は海軍戦闘で昔から使われてきた古典的な戦術だからである。
- (4) スカボロー礁をミスターフ礁と同じように人工島に造成し要塞化することは、中国にとって南シナ海の支配を固めるための最終章である。中国が名目上は非軍事の船舶を使って海上で軍事行動に至らない「グレイゾーン」に属する行動をとった場合、フィリピンに限らず、他の沿岸国、アメリカ、日本そしてその他の同盟諸国は、これを阻止することに利害を有している。何故なら、航行船舶や航空機を含む軍事活動を監視し、規制するための（永興島－南沙諸島－スカボロー礁からなる）「戦略的三角形」の構築によって南シナ海が「奪取」されるようなことになれば、これら諸国は、その戦略的優位を無力化するために必要なあらゆる措置をとらざるを得なくなると考えられるからである。大国が介入を躊躇したとしても、東南アジア諸国は、国際法によって保証される主権的権利を黙して放棄することはないであろう。圧倒的な大国に対抗するためには、頼りになる唯一の方法は、外部の大国に緊密に寄り添い、引き摺り込むことである。かくして、中国は、スカボロー礁に人工島の造成を企てることによって、（中国に対する）戦略的封じ込めの最後の引き金を自ら創り出すことになろう。

記事参照 : Scarcborough Shoal: A Red Line?

<http://amti.csis.org/scarborough-shoal-red-line/>

【関連記事】

「スカボロー礁、米の決意を示す絶好の機会—米専門家論評」(The National Interest, Blog, April 25, 2016)

米シンクタンク、The Center for the National Interest の非常勤上席研究員、Harry J. Kazianis は、4 月 25 日付の The National Interest のブログに、“Scarborough ‘Shoal’: An Opportunity to Push Back Against China” と題する論説を寄稿し、南シナ海での中国の漸進的な侵略に対して、スカボロー礁がそれを食い止める機会を米国に与えるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海における中国の「意図」なるものは、この重要な海域を支配し、マレーシアから台湾沿岸までの海域に対する北京の事実上の主権保持を確実にするという、ただ 1 つの戦略的目標を追求することである。実際、最近の出来事は、北京がその領有権主張を確実なものにするとともに、南シナ海を思うままに利用できることを示威しようとする狙いが明らかである。例えば、北京は、南シナ海に向けて新型の DF-41 大陸間弾道ミサイルの発射実験を行ったが、「自国領土内で科学的な実験を行うことは中国にとって通常なことであり、これらの実験は特定の国や目標を狙ったものではない」と、中国は主張した。このような行動は、1 つの小さな行動を積み重ねることで徐々に現状を変更していこうとする、北京の戦略に基づいたものである。それぞれの行動は慎重に練り上げられており、紛争や戦争への道につながる危機を惹起させるようなものではないが、それらの累積的効果は、北京をして南シナ海における地域覇権の確立という道を歩ませる駆動力になっている。
- (2) では、北京が挑戦し得る、しかし一方で、北京の威圧的な行動が高い代償を強いられることになり、もはや簡単には現状を変更させないとの意志を北京に認識させることによって、ワシントンと域内のパートナー諸国が形勢を逆転し得る場所はあるのか。それはスカボロー礁（黄岩島）である。スカボロー礁は、フィリピンの EEZ 内に所在し、2012 年に中国に奪い取られた海洋地勢である。各種の報道から推測すれば、スカボロー礁が次の北京の埋め立て計画の目標と見られる。近年の北京の威嚇的行動に対応する上で、スカボロー礁は南シナ海における危険な傾向を阻止する機会となるかもしれない。アメリカは、すでに強力な A-10 Warthog 対地攻撃機をフィリピンに展開させ、海軍の Sikorsky HH-60 ヘリコプターとともに、海空の状況認識強化のためスカボロー礁付近の国際空域を通過する飛行ミッションを実施した。しかし、次に何をやるかが重要である。オバマ政権は、米海軍によるスカボロー礁の周辺海域に 1~2 隻の駆逐艦を常時プレゼンスさせるといった、強力なシグナルを中国に送ることができるか。このような強力なシグナルは、アメリカがスカボロー礁に対して真剣であり、北京の威圧的行動をこれ以上野放にはしないということを中国に示すことになる。またワシントンは、アメリカがこの環礁を次の「不沈空母」に簡単には変えさせないという意志を北京に知らしめるために、スカボロー礁の周辺海域を 24 時間態勢で常続的に監視するために、無人偵察機をフィリピンに展開させるべきである。スカボロー礁は、ワシントンにとって、北京に対してアメリカの決意を知らしめる絶好の機会を提供しよう。問題は、ワシントンが手遅れになる前に行動することができるのかということである。

記事参照 : Scarborough 'Shoaldown': An Opportunity to Push Back Against China

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/scarborough-%E2%80%98shoaldown%E2%80%99-opportunity-push-back-against-china-15919>

4 月 26 日「アメリカを本気にさせた南シナ海における中国の侵略的行動—印専門家論評」(South Asia Analysis Group, April 26, 2016)

インドのシンクタンク、South Asia Analysis Group のアナリスト、Dr. Subhash Kapila は、4 月 26 日付の South Asia Analysis Group の Web サイトに、“South China Sea: United States Stiffens its Stances on China’s Conflict Escalation” と題する論説を寄稿し、南シナ海における中国の侵略的行動に対して、アメリカはやっと本格的に対応し始めたとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、アメリカが 20 世紀の 2 つの大戦に遅れて参戦した教訓を忘れていているようだ。アメリカが 2 つの大戦に遅れて参戦した最大の教訓は、軍国主義の侵略国家がグローバルな安全保障と安定を危険に陥れる受け入れ難い「レッドライン」を越えつつあるとアメリカが認識した時、参戦したということである。アメリカは、南シナ海における中国の遮られることのないエスカレーション行為によって、政治的、財政的そして戦略的圧力を以て軍事拡張主義的中国を抑制する以外に他の選択肢がないと感じるところまで—即ち、アメリカが卓越した利害関係国としてインド太平洋地域とグローバルな安全保障を防衛するために、最後の不可避的な軍事的選択肢に頼らざるを得ないところまで—追い込まれていると見られる。中国は、この地域や世界の安全保障を犠牲にした中国による南シナ海の海洋「グローバル・コモンズ」の全面的な軍事支配を確実にするために、南シナ海における人工島造成に対するアメリカの姿勢と対応を読み誤って、軍事的に強く出過ぎたとみられる。
- (2) アメリカは 2016 年に、南シナ海における係争海洋地勢の主権問題については依然その立場を明確にしていないが、南シナ海におけるアメリカの意図を中国に明確に示すべきであるとようやく決心した。アメリカの意図は、オバマ大統領を含む米政府の各高官から発信された。カーター一国防長官は、最近の訪越中の BBC との会見で、アメリカは「この地域における基軸的な軍事力 (the pivotal military power) であることを今後も維持する。アメリカの軍事作戦を阻止できるものは何もない」と言明した。迅速な対応とは言い難いが、南シナ海における中国による紛争へのエスカレーションに屈しないという、アメリカによる暗黙の厳しいメッセージである。この主張に秘められているアメリカの重要な意図は、「航行の自由」作戦の頻繁な実施というよりも、許容の限界を超えた中国による南シナ海における紛争へのエスカレーションを抑制することを暗に含んだ、アジアにおけるアメリカの「基軸的な軍事的な役割 (‘pivotal military role’)」を維持するという、より包括的なものである。中国はアメリカの意図を誤解するかもしれないが、米国防省は、南シナ海で起こり得るあらゆる不測の事態に対処するため、緊急事態対応軍事作戦計画の作成を命じられたといわれている。アメリカは、西太平洋への 7 個空母打撃群の集中を含め、長年に亘って作戦計画を練ってきたが、ここ数年、この地域における戦略的態勢の再均衡化と軍事力再配備の完了を待っていたのかもしれない。
- (3) 明らかに、アメリカは、南シナ海における紛争へのエスカレーションを高める、中国の侵略的な軍事的瀬戸際政策によって生じた軍事的混乱に対処するため、政治的、経済的、戦略的そして軍事的戦略を総合した対応策を実施し始めた。
 - a. 政治的には、紛争へのエスカレーションの結果としてアジアにおいて中国によって引き起こ

された戦略的分極化は、アメリカにとって好都合であった。南シナ海問題に対する ASEAN の曖昧な態度は目に見えて変わった。最近のオバマ大統領が主催した、米 ASEAN 首脳会議は、その効果の現れであった。長年、アメリカ外交が達成できなかった、アメリカに好意を寄せる ASEAN の戦略的分極化が、南シナ海における紛争へのエスカレーションを通して中国によって進呈されたわけである。

- b. 政治戦略的な動向について見れば、アメリカは、この地域における既存の 2 国間軍事同盟を強化してきたばかりでなく、インドやベトナムといった新しい戦略的パートナーや協力的国家を結集してきた。アメリカはまた、ローテーション展開によるフィリピンへの相当規模の米軍の再配備と合同訓練について、フィリピンと合意した。更に、アメリカは、軍事全般に亘るベトナムへの軍事的関与を明らかにした。
 - c. アメリカによる軍事的対応について見れば、米海軍は、中国の主権に異議を唱えるために、南シナ海において中国が造成した人工島周辺海域において「航行の自由」作戦を強化してきた。南シナ海におけるアメリカの軍事プレゼンスを印象付けるとともに、日本、オーストラリア及びインドなどとの合同演習を実施するために、米空母打撃群は南シナ海に定期的に展開している。
 - d. アメリカは、日本に対して、南シナ海への海自護衛艦の派遣、合同演習、更にはベトナムの港湾への寄港といった形で、南シナ海により積極的に関与するよう慫慂している。
 - e. 経済的には、アメリカによる TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の推進は、域内諸国の中国への経済的依存を減少させるという観点から見る必要がある。
- (4) アメリカは、自ら直接的に、また同盟国やパートナー諸国を通じて、中国の侵略的な軍事的瀬戸際政策に対抗してきた。危機が頂点に達した時、中国は、アメリカの力に、そしてその同盟国や戦略的パートナー諸国と併せた力に、対抗できるであろうか。その時までには、中国は、南シナ海紛争のエスカレーションを煽りすぎたとの思いを巡らすことさえないであろう。かつてのドイツのように、中国は、破滅的な結末に至るまでアメリカと戦い抜くか、あるいは降伏するかしかないであろう。いずれの結果になっても、中国にとって深刻な屈辱となろう。要するに、中国は、20 世紀の軍事史一即ち、軍国主義的侵略国ドイツに対して、グローバルな安全を護るために連合国を結集したアメリカのグローバルな努力の教訓を学ばなければならない。
- 21 世紀は、習近平主席の「中国の夢」とか「一帯一路」構想といった大言壮語にもかかわらず、「中国の時代 (the “China Moment”)」が出現することはなさそうである。

記事参照：South China Sea: United States Stiffens its Stances on China's Conflict Escalation
<http://www.southasiaanalysis.org/node/1980>

5 月 2 日「中国によるスカボロー礁の占有、埋め立て阻止、米の決意を試すリトマス試験紙—米専門家論評」(War on The Rocks.com, May 2, 2016)

米シンクタンク、戦略国際問題研究センター (CSIS) の Zack Cooper 研究員と Jake Douglas 研究アシスタントは、5 月 2 日付の Web 誌、War on The Rocks に、“Successful Signaling at Scarborough Shoal?” と題する論説を寄稿し、中国によるスカボロー礁（黄岩島）の占有と占拠と埋め立てを阻止するアメリカの対応について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海での 3 度目となる「航行の自由作戦」が遅すぎるとして、オバマ政権の弱さを指摘する批判が相次いでいる。しかしながら、オバマ政権の決意を示す、より大きな戦略的駆け引き

が試みられている。アメリカが同時に実施している他の手段が中国によるスカボロー礁の占有と埋め立てを抑止するかもしれない。この仮説が正しければ、オバマ政権は、中国によるエスカレーションを阻止する効果的な措置をとったと称賛されるかもしれない。

- (2) その理由を説明する前に、何故、中国によるスカボロー礁の占有あるいは埋め立てが挑発的なのかということを考えてみよう。

第 1 に、スカボロー礁は大部分が水面下にあるが、その地理に大きな価値があることである。スカボロー礁は、南沙諸島や西沙諸島から離れた南シナ海の北東部にある。もし中国がスカボローに南沙諸島と同様の施設を建造すれば、中国のレーダー、航空機そして巡航ミサイルは、マニラと在フィリピンのいくつかの米軍のアクセス拠点を覆域に収めることができる。しかもスカボロー礁の中国の軍事施設は、南シナ海における滑走路を有する拠点を結ぶ「戦略的トライアングル」を形成することになる。

第 2 に、スカボロー礁に基地を建設すれば、無人の海洋地勢の占有を禁じた 2002 年の ASEAN と中国の「行動宣言 (DOC)」に対する明確な違反となるからである。中国は 2012 年にフィリピンからスカボロー礁の管轄権を奪ったが、それまではいずれの国にも占有されていなかった。中国によるスカボロー礁の占有は、中国が ASEAN との間で法的拘束力を持つ「行動規範(COC)」を締結する意図がないことを示すことになる。

第 3 に、南シナ海仲裁裁判所の裁定が公表される前に、もし中国がスカボロー礁を占有し、埋め立てを強行すれば、それは法に基づく秩序に対する慎重に計算された挑戦ということになる。

- (3) 上記のように、スカボロー礁は他の岩礁や環礁とは違った戦略的意味を持っている。域内の多くの国は、中国によるスカボロー礁埋め立て阻止を、アメリカの決意を試すリトマス試験紙とみている。それでも、オバマ政権の最近の発言や行動はチグハグであるとの見方が多い。2016 年初め、リチャードソン米海軍作戦部長は「スカボロー礁が中国による次の埋め立て地となる可能性がある」と懸念を示した。その懸念表明の直後であるにもかかわらず、オバマ大統領は習近平主席との共同声明で南シナ海における人工島の造成についての言及を避けた。一方で、カーター米国防長官は訪中を延期し、南シナ海を航行中の米空母、USS *Stennis* をフィリピンのカズミン国防相と共に訪問している。また、この当時、ワシントンでは、ミステーフ環礁（美済礁）に対する「航行の自由作戦」を取り止めたとの報道があったが、現場では、米太平洋空軍がスカボロー礁の周辺で A-10 攻撃機による哨戒飛行を実施している。しかし、カーター国防長官は議会でその事実確認を拒否した。こうした中、ホワイトハウスが軍高官に対して南シナ海における中国の行動に対する発言を慎むよう求めたとの報道があったが、ハリス太平洋軍司令官は直ちにこれを否定した。これらの理解困難でチグハグな発言と行動をどのように解釈すればよいのだろうか。

- (4) 1 つの仮説として、そこには統一された戦略があると見るができる。2016 年初め、米政府高官は、中国によるスカボロー礁埋め立ての可能性を示唆した。その頃、マスコミは、ハリス太平洋軍司令官がワシントンを訪れ、安全保障担当の高官とスカボロー礁に対する中国の動きを阻止するための作戦立案について議論したと報じた。この作戦計画とは、アメリカがスカボロー礁の埋め立て阻止のためにある程度の軍事的エスカレーションのリスクを受け入れる決意を示すとともに、中国に対する公然たる圧力を避け、北京が面子を失わないような形でエスカレーションラダーを降りられるようにする、というものだったのではないかと。アメリカの意図

は秘密裏に中国に伝えられたようである。この仮説が正しければ、それまでのチグハグと思われた発言や行動に納得がいく。事実、「航行の自由作戦」それ自体は人工島の建設を思い止ませるものではなく、一方で、戦闘機などによる軍事的行動はアメリカのシグナルを的確に伝えるものと見られるからである。A-10 攻撃機による哨戒飛行についての報道は「航行の自由作戦」に比べて少なかった。これは、公式の場で中国の顔に泥を塗るような批判や行動を避けることによって、中国を怒らせずにスカボロー礁の埋め立てを思い止まらせることができると考えてのことであろう。

- (5) この読みが正しいとすれば、オバマ政権は、最近に失敗から重要な教訓を学んだといえよう。第1に、このことは、中国が行動を起こし既成事実を積み上げる前に、アメリカの関心を正確に伝えることになるからである。第2に、このことは、これまでのあまり効果的ではない全般的な抑止力に頼るのではなく、「特定の行動には特定の代価を強いられる」ことを伝える直接的な抑止力の行使となるからである。第3に、そして最も重要なのは、ワシントンは、スカボロー礁周辺に米軍部隊を配備し、この地域の何処でも継続的に作戦を遂行することによって、一定のリスクを受け入れる意志を誇示することになるからである。第4に、ワシントンは、公然と「レッドライン」を引くよりも、ある程度の柔軟性を維持しながら、静かに一大きな棍棒を持って、穏やかに話す—その意図を伝えられるからである。しかしながら、こうした作戦によって中国がスカボロー礁の占有や埋め立てを諦めるかどうかは、時間が経てみなければ分からない。

記事参照：Successful Signaling at Scarborough Shoal?

<http://warontherocks.com/2016/05/successful-signaling-at-scarborough-shoal/>

5月3日「揺らぐ南シナ海に対する米政策の信憑性—米専門家論評」(The Diplomat, May 3, 2016)

米 Connecticut College の William G. Frasure 教授は、5月3日付の Web 誌、The Diplomat に“U.S. Credibility in the South China Sea”と題する論説を寄稿し、南シナ海で高まる中国のプレゼンスはアメリカの南シナ海に対する政策の信憑性を揺るがせているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、南シナ海における軍事化を継続している。更に、中国はこれまで、他の領有権主張国との如何なる形での多国間交渉も拒否してきた。他の係争国は、南シナ海における中国の益々強化される軍事態勢に如何に対応するかということを放置してきた。今や、フィリピン、ベトナムそしてその他の係争国は、南シナ海における中国の主権を受け入れるか、それとも自らの国益を護るために戦うか、いずれかを選択しなければならない。二者択一の選択肢であれば、いずれの係争国も中国の軍事力に対抗できないので、これらの国は南シナ海を中国に譲らざるを得ないが、ベトナムとフィリピンは、もう1つの選択肢、アメリカとの軍事関係を強化する道を選んだ。
- (2) ベトナムとフィリピンは、アメリカにより接近することによって、この地域に一定のバランスを確保し、そうすることで、中国がその主張を軍事力で強制するのを抑止することを期待している。両国は、明示的で積極的なアメリカの軍事プレゼンスが中国を抑止することを望んでいる。アメリカが今後も、中国が南シナ海に投入できる軍事力を上回る十分な軍事力を維持していくことは疑いない。抑止力の基本的要素は信憑性である。軍事力を展開させることも重要だが、敵対国に軍事力を使用する意志を確信させるとともに、友好国に対して彼らに代わって軍事力を行使してくれると確信させることが重要である。更に、友好国に対して、彼らの敵対国がアメリカの軍事力によって脅かされていると信じさせることも重要である。そして最後に、

こうした信憑性が南シナ海で実際に目に見えていることが重要である。アメリカは、アメリカの関与を強化することによって、中国をしてより合理的でより協調的な政策に向かわせるとともに、真剣な多国間交渉を通して紛争を解決する必要性を受け入れさせようとしていることを、フィリピンとベトナムそして他の係争国に保証しようとしている。

- (3) しかしながら、このアプローチが機能していることを示す確証はほとんどない。南シナ海における人工島の造成、地対空ミサイルの導入あるいは滑走路の建設などの一連の多くの小さな措置を辛抱強く積み上げることによって、中国は、より大きな成果、即ち、「9 段線」内に事実上の主権を確立できることを確信しているようである。更に、中国は、こうした小さな措置がアメリカの妨害を招く要因になるとは見えていない。埠頭や滑走路の建設、あるいは地対空ミサイル部隊の展開がアメリカとの軍事紛争の引き金になるとは想像し難い。他方、中国が、アメリカの艦船や飛行機を攻撃したり、アメリカとの明らかな戦争行為に踏み切ったりすることは、ほとんどあり得ない。かくして、中国は、砂の長城を作り続けることができる。
- (4) 抑止力の信憑性における核心的問題は、中国と他の係争国との間の武力衝突事態に、アメリカがどのように対応するかである。米比相互防衛条約は 65 年前に調印され、2011 年に再確認されたが、アメリカは同条約の下、中国がフィリピンを攻撃した場合、フィリピンを支援する一定の責任を有する。しかしながら、その責任の範囲は、「憲法上の手続きに従って共通の危険に対処する」、そして国連安保理に問題を付託すると規定されているだけである。更に、アメリカがこの条約によって、係争中の環礁や暗礁に対する中国の侵略に対応するよう義務付けられているかどうかはまったく明確ではないし、疑問である。ベトナムに対しても、アメリカは、公的な義務を全く有していない。要するに、南シナ海における中国と、フィリピンとベトナムのいずれか、あるいは両国との間の実際の軍事紛争に如何に対応するかの決定において、アメリカの裁量の幅は大きいのである。中国が南シナ海における軍事力の強化を継続していることから判断して、中国は、アメリカが中国の野望を物理的に阻止しようとするのではないと確信しているようである。南シナ海におけるアメリカの行動は、フィリピンやベトナムの領有権主張を支援するためではなく、海洋の自由という一般的原則を主張するために行われてきた。領有権を主張したり、それを護ったりする如何なる行動も、領有権主張国自身に委ねられてきた。領有権主張国だけによる如何なる行動も、中国によって簡単に素早く跳ね返されるだけであろう。従って、アメリカによる具体的な軍事的支援の事前保証なしには、このような行動はとれないであろう。しかし、アメリカのこうした事前保証が得られると確信できる根拠は全くない。
- (5) アメリカの国内政治に目を向ければ、ほとんどのアメリカ人にとって無関心な世界の片隅にある小さな岩礁や環礁を巡る中国との軍事対決に国民の支持を喚起することが米政府にとって如何に困難なことかを、中国と他の領有権主張国は気付くに違いない。現在、アメリカの世論調査では、アメリカ人が懸念している問題として南シナ海紛争はリストに挙げられてすらいない。世論調査における中国についての懸念は、主に貿易問題である。重要なことは、現政権は南シナ海問題に対する米国民の注意を喚起させる如何なる努力もしておらず、また次期政権もそうしたことを行う如何なる兆候もないことである。南シナ海における中国の威圧的なプレゼンスの持続的な増強は、意図しているかどうかは関係なく、南シナ海におけるアメリカの政策に対する疑念を高める効果を発揮している。実際、アメリカは南シナ海に対する中国の軍事的支配を阻止するためには何もできないという状況が、次第に明確になりつつある。特に中国がアメリカに屈辱を与える明らかな挑発を回避しつつ、小さな措置を積み上げていく自制的な忍耐力

を続けていけば、こうした状況が続いて行くであろう。

記事参照：U.S. Credibility in the South China Sea

<http://thediplomat.com/2016/05/u-s-credibility-in-the-south-china-sea/>

5 月 31 日「オバマ政権の曖昧な対応、南シナ海における中国の行動に拍車」(Asia Times.com, May 31, 2016)

安全保障問題を専門とする米人ジャーナリスト Bill Gertz は、5 月 31 日付の Web 紙、Asia Times に“China set for court ruling as US sends confusing signals on South China Sea takeover”と題する論説を寄稿し、オバマ政権の曖昧な対応が南シナ海における中国の行動に拍車をかけているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国による南シナ海支配はほぼ完了に近づいている。北京は今や、南シナ海仲裁裁判所の予想される不利な裁定に備えて、手の込んだ情報戦を展開している。中国は最初から南シナ海に対する歴史的権利を主張して仲裁裁判を拒否してきたが、在オランダ中国大使はこのほど、国営新華社通信を通じて、「裁定は無効であり、中国は受け入れるつもりはない。仲裁裁判は一切認められない」と改めて言明した上で、アメリカがマニラに有利な裁定を出すよう仲裁裁判に影響を及ぼしていると非難した。南シナ海紛争に関する中国のプロパガンダには、南シナ海における全ての島嶼は過去においても、そして現在においても中国の領土であり、仲裁裁判所は法的手続きの乱用であり、そして中国が参加していないために仲裁裁判所には管轄権がない、といった事実と反する主張が含まれている。
- (2) 法的乱用という主張は、何十年間にもわたる中国の情報戦における重要なツールであり、注目に値する。中国は、戦略的な目標を達成するために「三戦」と呼ばれるソフトパワー、即ち、心理戦と輿論戦に加えて、法律戦を活用してきた。南シナ海における中国の戦略目標は、一発の弾丸も撃つことなくこの海域に対する支配を強化することである。これは、2014 年のロシアによるクリミア半島の軍事的併合と多くの点で似通っている。中国は、この併合を、「軍事的ソフトパワー」の活用と見なしている。2010 年の中国人民解放軍の「軍事的ソフトパワーに関する調査」と題する出版物は、「軍事的ソフトパワーは、『敵と戦い、打ち負かす』ための重要な要素であるだけでなく、『戦わずして敵を打ち負かす』ための要素でもある」と述べている。中国が数年前に南シナ海で人工島の造成を始めて以来、北京は、人工島の造成が侵略的なものでもなければ、地域を不安定化させるものではないとして、世界の世論を欺くことを意図した国際的な宣伝戦を展開してきた。
- (3) この間、オバマ政権は、中国による漸進的な覇権主義的行動に対して、情報戦による反撃も、また軍事支援の明言といった点でも、ほとんど何もしてこなかった。オバマ政権は当初、中国による北部の西沙諸島と南沙諸島、中沙諸島の 2 つの島嶼群を繋ぐ三角形の戦略拠点の構築を目指す、中国の人工島造成を無視していたように見えた。中国軍がこの数カ月間、新たに造成した幾つかの人工島にミサイルや戦闘機を徐々に配備し始めたが、米政府の対応は、一連の混乱した分りにくいシグナルを中国に発信してきただけである。米海軍の「航行の自由」作戦は 2015 年 10 月以来 3 回という少ない回数だし、監視飛行も散発的に実施されているだけで、しばしば中国軍機に異常接近されてきた。アメリカの戦略的メッセージの発信は、ホワイトハウスが明らかに中国の感情を害したり、米中経済関係を阻害したりすることを懸念したことによって、曖昧なものになった。オバマ大統領は最近のハノイ訪問で、大国は小国を脅すべきで

はないと語りながら、中国に言及しなかったり、またより密接な米越関係は中国を狙ったものではないと述べたりして、自らの発言の効果を弱めてしまった。一方、中国の国営メディアは、最近では完全な反アメリカモードで、アメリカのベトナムとの密接な関係構築を中国の台頭を「封じ込める」冷戦スタイルのやり口と非難している。中国の南シナ海における領有権主張は間違いないとする、米政府高官による北京に対する声高で明快なメッセージがないために、中国は、南シナ海の支配を目指すに当たって、気弱なオバマ政権の動向を心配していない。実際、中国は、2017 年 1 月の新しい米大統領の就任式まで、現在の米政権の弱さに付け込んで、南シナ海における活動を加速して行くであろう。

記事参照：China set for court ruling as US sends confusing signals on South China Sea takeover: Gertz

<http://atimes.com/2016/05/china-set-for-court-ruling-as-us-sends-confusing-signals-on-south-china-sea-takeover/>

6 月 2 日『「9 段線」は何を意味するか—豪専門家論評』（The Diplomat, June 2, 2016）

オーストラリア国立大学国家安全保障学院上席顧問 Marina Tsirbas は、6 月 2 日付の Web 誌 The Diplomat に、“What Does the Nine-Dash Line Actually Mean?” と題する論説を掲載し、中国は南シナ海仲裁裁判所の裁定に先立って「9 段線」の意味するところを明確にしておけば、段線内の海洋地勢に対する領有権に関しては、失うものはないであろうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は「9 段線」の定義を明確にしておらず、その不明瞭さは様々な憶測を呼んできた。その極端なものは、「9 段線」を、それが包摂する範囲内の海洋地勢、陸地、海域及び海底に対する主権と管轄権と解釈するものであろう。これは多くの関係国が懸念してきた解釈である。しかしながら、こうした解釈は国連海洋法条約（UNCLOS）では受け入れられない。この解釈は主権と管轄権を一緒くたにしているようである。大まかに言えば、主権とは国内資産に対する所有権であり、管轄権とは、ある海域における特定の産物（例えば、当該国 EEZ 内の漁業や鉱物資源、あるいは特定鉱区における採掘権）からの利益あるいはその利用権を得る権利とほぼ同義である。しかしながら、この管轄権は、当該海域における航行に対して制約を課したり、その海域内におけるあらゆる活動を規制したりできる権利ではない。中国は、これまでの言動から、「9 段線」内におけるあらゆる活動を規制できると考えていると見られる。特に中国は、沿岸国の EEZ が重複する海域が含まれる南シナ海における航行と上空飛行の自由に対して厳しい対応を示してきた。更にこの曖昧さを一層複雑にしているのが「歴史的権利」という主張である。中国は、「歴史的権利」を、南シナ海の陸地に対する主権主張だけでなく、領海を越えた海域に対する海洋権限と管轄権とも関連づけて使用してきた。「歴史的権利」に関連して UNCLOS が認める唯一例外は、伝統的漁業権のみである。
- (2) もう 1 つの極端な解釈は、「9 段線」の内側の全ての「高潮高地」とその周辺海域に対する管轄権（領海や EEZ、あるいは接続水域）を意味するというものである。この解釈では、「9 段線」主張は不十分な論拠だが、中国があらゆる自然に形成された（要するに人工ではない）「高潮高地」の周辺 12 カイリ以内の海域における航行と上空飛行の自由を容認するなら、必ずしも UNCLOS と矛盾するものではない。
- (3) 南シナ海が中国の内海と主張することと、中国が「9 段線」内の海洋権限を有する海洋地勢に対する領有権を主張することとは、同じではない。もし後者であれば、中国大陆と当該海洋地

勢の間の海域は、軍民を問わず自由に航行できる国際水域ということになる。中国外交部広報官は2011年12月、中国は南シナ海における航行の自由を遵守するとし、中国政府は南シナ海における航行と上空飛行の自由を全ての国が国際法に基づいて享受できる権利と見なしてきたと言明している。この声明は、後者の解釈を示唆するものであろう。興味深いことは、航行の自由に対する中国の主張が、貿易あるいは商業通商上の自由に関連付けてその重要性を強調していることである。国際法では、EEZと公海における航行の自由について、軍用艦艇と商用船舶とを区別していない。しかし、中国はそれを区別しようとしているようである。中国南海研究院の呉士存院長は最近の寄稿論説で、両者を区別し、「南シナ海は中国海軍の外洋への展開にとって重要な通路である」と述べている。呉士存はまた、「9段線」の意味を明確にすることは緊張を激化させることになると述べた。

- (4) 「9段線」内の海洋地勢に対する権利主張という解釈は、台湾の最近のアプローチによっても裏付けられよう。本来、「9段線」は中華民国による1948年の「11段線」に由来する。中華民国は、「11段線」内の島嶼や環礁に対する主権とその海洋資源に対する海洋権限を宣言した。しかし、台湾は2005年12月、U字型の段線が包摂する全ての海域に対する主張を止め、段線内の島嶼とその周辺海域そして大陸棚に対する主張に修正した。南シナ海仲裁裁判所が「9段線」についてUNCLOSに矛盾すると裁定する可能性は高い。従って、中国は、それに先立って「9段線」の解釈を段線内の島嶼や環礁に対する領有権であることを明確にしておけば、これらに対する領有権主張に関しては、中国は失うものはないであろう。

記事参照：What Does the Nine-Dash Line Actually Mean?

<http://thediplomat.com/2016/06/what-does-the-nine-dash-line-actually-mean/>

6月2日「アンダマン・ニコバル諸島、高まる戦略的重要性—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, June 2, 2016)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)リサーチ・アナリストNazia Hussainは、6月2日付のRSIS Commentariesに“India’s Andaman and Nicobar Islands: Growing Regional Significance”と題する論説を寄稿し、インド人の視点から、インドのモディ政権がようやくアンダマン・ニコバル諸島の戦略地政学的価値に気付き、同諸島の安全保障と経済的潜在力を活用するために力を入れ始めたとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国海軍の到達範囲がインド洋にまで延びている状況下で、インドの防衛政策におけるアンダマン・ニコバル諸島の戦略的重要性が高まっている。ベンガル湾とアンダマン海を分ける同諸島は、572の島嶼(内、有人島は僅か37)からなり、450カイリに亘ってマラッカ海峡の出入り口を扼する位置にある。同諸島はインド領だが、インド本土よりも、東南アジアのミャンマー、インドネシアそしてタイの方が遥かに近い。中央政府が長年に亘って同諸島を放置してきたのはこの地理的遠隔さの故であり、これまで遠隔の哨戒拠点としてしか扱われてこず、ニューデリーは最近まで、同諸島の開発に尽力してこなかった。同諸島には、インド初の、そして唯一の統合軍であるアンダマン・ニコバル軍(ANC)が配備されている。しかしながら、ANCは2001年に創設されて以来、縄張り争いや資金不足、更には官僚的な形式主義に悩まされてきた。
- (2) インド洋地域における中国海軍のプレゼンスの増大と、アンダマン・ニコバル諸島がインドの「アクト・イースト」政策と海洋安全保障戦略の要となり得る存在との認識から、ニューデリーは、ANCを強化するとともに、重要なシーレーンを監視するために必要な軍事能力と関連イン

フラを整備することを決心した。インドは 2016 年初めに、同諸島に最新鋭の海洋哨戒/対潜哨戒機 2 機を配備した。インド国防当局者によれば、この配備は、中国の通常及び原子力潜水艦のインド洋地域への頻繁な進出に対する対応という。ニューデリーは既に、インド洋地域で増大する中国海軍のプレゼンスに対応して、インド洋地域における中国潜水艦の動向を追跡するために、対潜水艦戦における協力強化についてアメリカとの協議してきた。インドの EEZ の凡そ 3 分の 1 はアンダマン・ニコバル諸島周辺海域であり、この海域は観光、漁業、森林資源そして海底鉱物資源による巨大な経済的潜在力を持っている。モディ政権は、原住民であるジャラワ族を保護しながら、同諸島の鍾乳洞や泥火山群を観光資源とするために必要なインフラ整備を促進することで、同諸島をインド初の海洋ハブとする野心的な計画を立案している。アンダマン・ニコバル州政府は、ニューデリーの政策を補完するために、東南アジア諸国との直行便の開設、本土との通信用海底ケーブルの設置、更に首府、ポートブレアの自由貿易地域宣言などを計画している。

- (3) アンダマン・ニコバル諸島が重要な貿易海運ハブであるシンガポールから僅か 950 キロの位置にあり、またミャンマーのヤンゴンやタイのプーケットにはもっと近い距離にあるという戦略的価値を考えれば、インドは、同諸島の軍事利用以外に、その地理的位置の利点をもっと活用すべきである。例えば、
 - a. ミャンマーはインドと陸上国境を共有する唯一の ASEAN 加盟国であり、また両国は、アンダマン海とベンガル湾でも長い海洋境界線を共有している。両国海軍は 2016 年初め、海洋哨戒活動を調整する協定に署名した。ミャンマーは、アンダマン海における有望な鉱物資源の開発でインドとの協力を期待している。
 - b. インドは、「アクト・イースト」政策を展開するに当たって、アンダマン・ニコバル諸島への外国からの投資を初めて認可した。モディ政権は、同諸島における民間インフラ整備に関して日本との協力を道を開いた。最初のプロジェクトとして検討されているのは、首府、ポートブレアがある南アンダマン島における 15 メガワットのディーゼル発電所建設計画である。日本は、インドによる ASEAN 諸国と南アジア地域連合諸国 (SAARC) との「連結」強化のために ODA による支援の意向を示している。アンダマン・ニコバル諸島は日本と中東を結ぶ重要なシーレーンを扼する位置にあり、同諸島への投資は日本の利益でもある。日本は、インドに対する直接投資を増大させてきている。
 - c. インドとアメリカは 2016 年初めに、軍事面での兵站補給支援を共有することに大筋で合意した。これによって、将来的に、米軍がアンダマン・ニコバル諸島のインド軍基地を利用したり、また米軍艦艇が寄港したりすることが可能になる。

記事参照 : India's Andaman and Nicobar Islands: Growing Regional Significance

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/06/CO16135.pdf>

【関連記事】

「インドの『アクト・イースト』政策における、アンダマン・ニコバル諸島の戦略的価値—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, May 31, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 准教授 Anit Mukherjee は、5 月 31 日付の RSIS Commentaries に “India's Act East Policy: Embedding the Andamans” と題する論説を寄稿し、インドは「アクト・イースト」政策においてアンダマン・ニコバル諸島を活用すべきとして、

要旨以下のように述べている。

- (1) インドは、「アクト・イースト」政策の一環として、アンダマン・ニコバル諸島を開発する必要がある。重要なシーレーンを扼する同諸島の戦略的な位置は、長年国際的関心を集めてきた。しかしながら、同諸島の開発に対するインドのユニークな（そして恐らく賢明ともいえる）アプローチによって、経済的にはもちろん戦略的にも、同諸島の全面的な活用が阻止されてきた。同諸島は、アジアにおける恐らく最後の「孤立部族」の 1 つであるジャラワ族の居住地であることに加えて、豊かで繊細な生物多様性を残している。インド政府は、ジャラワ族（現在は 400 人前後）と自然環境保護のために、同諸島へのアクセスを規制し、開発を抑えてきた。その結果、同諸島の陸地面積のわずか 7%が開発可能で、残りは森林保護地域と見なされている。こうした保護政策は称賛に値するが、多くの人々は、こうした政策によって、インドが同諸島の利点を活用できていないと主張している。例えば、同諸島周辺海域はインドの EEZ の 30%を占めるが、十分に活用ができていない。そのために、港湾、道路あるいは漁業開発のための冷凍倉庫などのインフラ整備を進める必要がある。更には、インドは、ASEAN 諸国からの限定された国際航空便を許可すべきである。要するに、環境保護と開発は、ゼロサム・ゲームである必要はない。
- (2) アンダマン・ニコバル諸島の軍事的可能性はよく知られているが、この面でも未開発である。インドは 2003 年、同諸島にインドの最初の統合部隊、アンダマン・ニコバル軍（ANC）を創設した。創設当時、ANC は、今後より多くの統合部隊を創設するための実験部隊と目されていた。しかしながら、インドの各軍種がこのアイデアに抵抗してきただけでなく、戦力と支援インフラの不足によって、ANC は弱体化している。インド軍は単一軍種志向が強く、統合化に消極的である。更に、ANC 創設時に、同諸島周辺に防空識別圏（ADIZ）を設定する提案があったが、現在まで能力不足のために実現していない。現在、ベンガル湾の戦略的重要性が高まり、一部の専門家が「アジアにおける戦略的抗争の新たな焦点」と主張する状況下で、インドは、同諸島の戦略的重要性を軽視すべきではなく、ANC を強化すべきである。
- (3) また、ベンガル湾は、この地域におけるインドの指導的役割を強化するための潜在的な機会を提供する。例えば、南シナ海における現在の緊張状態を考えれば、インドは、アンダマン海における ASEAN 拡大国防相会議（ADMM プラス）構成国による海軍演習を主催することもできよう。この演習の主題としては、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES）」に関連する演習が考えられる。こうした演習は、各国の信頼醸成に役立つであろう。また、このような演習は、ASEAN 諸国とインド洋地域諸国との仲立ちとしてのインドの立場を強化することにもなる。
- (4) モディ首相は、インドは新たな目的意識を提示することで、「指導的大国」になるべく努力すべきであると主張している。アンダマン・ニコバル諸島が持つ潜在力を最大限に活用することによって、インドは東南アジア諸国と一層緊密になれるであろう。このことは、全ての ASEAN 加盟国にとっても経済的、戦略的利益となり得る。こうした方向性は、「指導的大国」になるという首相の望みと一致するであろう。

記事参照：India's Act East Policy: Embedding the Andamans

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/05/CO16131.pdf>

6 月 5 日「中国人民解放军孫建国副総参謀長、シャングリラ対話で演説」（国防部网责任编辑：吴昊, 2016 年 6 月 5 日）

中国人民解放军の孫建国統合参謀部副参謀長は 6 月 5 日、シンガポールで開催された第 15 回シャングリラ対話において演説した。以下は、南シナ海問題における中国のスタンス、フィリピンが提訴した仲裁裁判、そしてアメリカの関与に関する演説要旨である。

- (1) 現在、南シナ海は各方面からの注目を集めているが、長年に亘る中国と南シナ海沿岸諸国の努力によって、南シナ海情勢は全体的に安定している。そして、南シナ海における航行の自由は、現在の紛争によって影響されていない。中国は、領土主権と海洋權益を堅持すると同時に、ルールとメカニズムによって意見の相違を管理し、協力のもとで相互のウィンウィン関係を実現し、南シナ海の航行と上空飛行の自由を維持し、そして南シナ海の平和と安定を維持していく。2 国間対話と協商的関係によって紛争を解決するというのが、中国と ASEAN 諸国との間で合意した紛争解決の方法である。中国と ASEAN 諸国とは、協力を通して南シナ海の平和と安定を維持する能力をもっている。域外国家はこれと相反する行動を行うのではなく、建設的な役割を果たすべきである。
- (2) フィリピンが提訴した南シナ海仲裁裁判は国際法という表看板を掲げているものの、その本質は、中国の南シナ海における領土主権と海洋權益を否定するものであり、中国が所有する南沙諸島の一部の島嶼をフィリピンが不法占拠した事実を隠すためのものである。私（孫建国副参謀長）が強調しておきたいのは、仲裁裁判は中比間の係争解決に適用できないということである。中比両国は、2 国間協定によって、「南シナ海における行動宣言」に従い、双方は交渉と協商によって問題を解決する方法を選んでいる。また、領土主権に関する係争は、国連海洋法条約（UNCLOS）の適用範囲内の事項ではない。フィリピンが提訴項目は、海洋境界画定に係るものである。これに関しては、中国政府は 2006 年に排除声明を宣言している。従って、フィリピンが一方的に仲裁裁判を起こしたことは中比協定に対する違反行為であり、UNCLOS と国際法全般に対する違反行為でもある。仲裁裁判は、管轄権を有していないし、仲裁裁定も中国に対して拘束力を持たない。中国政府は繰り返し、裁判を受け入れず、参加せず、認めず、裁定を履行せずと表明してきた。これは国際法に対する違反ではなく、むしろ中国の方こそ、国際法に基づき、国際法によって授權された権利を行使している。
- (3) ある国は、自らの都合の良い時に国際法を援用し、都合の悪いときに国際法を無視するといった行動をとっている。南シナ海でいわゆる航行の自由作戦を実施し、公然と武力を誇示している。また、同盟国を結集し、中国に対抗し、仲裁裁判裁定を中国に押し付けようとしている。中国はこれに断固反対する。中国は、もめごとを起こさないが、もめごとを怖がってもいない。中国は自国の主権と安全保障利益が侵犯されることを許さない。少数の国が南シナ海を混乱させるのを座視しない。中国の南シナ海政策は変わっていないし、これからも変わらない。

記事参照：孫建国在第十五届香格里拉对话会大会演讲全文

http://www.81.cn/jwzb/2016-06/05/content_7087312.htm

6 月 8 日「南シナ海を巡って米中新冷戦に突入するのか—台湾人専門家論評」（South China Morning Post.com, June 8, 2016）

在プラハのシンクタンク、The Association of International Affairs の台湾人研究員 Michal Thim は、6 月 8 日付の香港紙、South China Morning Post（電子版）に "Is a new cold war brewing over

the South China Sea?"と題する論説を寄稿し、東シナ海をめぐる論争を背景にアメリカと中国がいわゆる「新冷戦」に突入しかねない状況にあり、状況の打破はきわめて当面難しいと主張する。

- (1) 毎年シンガポールにて開催されているシャングリラ対話では、近年南シナ海を巡る論議が主要な議題となってきた。就中、2016年の会議はカーター米国防長官と中国の孫建国人民解放軍統合参謀部副参謀長の発言に注目が集まった。カーター国防長官は、日本からインドまでの同盟国とパートナー諸国からなる多層的な安全保障網を指す、「原則に立脚した安全保障ネットワーク（“principled security network”）」という表現を用いて、中国の行動が隣国に及ぼす不安を牽制した。カーター長官は、中国の南シナ海における行動が中国自身を孤立させていると指摘し、「不幸にも、中国のこうした行動が続くなら、中国は『孤立の長城』に自らを封じ込めることになるだろう」と述べた。この指摘に対して、孫建国副総参謀長は、「中国は過去も現在も、そして未来においても孤立することはないであろう。中国が問題を起こしているわけではないが、問題を恐れることもない」と主張した。
- (2) では、中国は孤立しているのか。単純な答えは「イエス」だが、実際はもっと複雑である。カーター長官も孫建国副参謀長も、その主張はいずれも正しい。確かに、中国は域内において孤立しつつある。しかし同時に、中国が遠くない過去に経験したような孤立にまでは至っておらず、中国は自らの行動の代償を受け入れる用意があるように思われる。カーター長官の主張もまた正しい。何故なら、周辺諸国の不安を煽り、これら諸国が地域安全保障の主たる役割をアメリカに期待するようになってきているのは、中国の行動がその要因となっているからである。域内におけるアメリカのプレゼンスを最も強く期待しているのは、ベトナムである。ベトナムに対する最近のアメリカの武器禁輸緩和は、ベトナムとの関係緊密化の好例である。しかしながら、注目すべきは、シャングリラ対話のホスト国、シンガポールである。シンガポールは長い間重要なアメリカのパートナーであったが、その指導者はワシントンと北京との間で絶妙なバランスをとってきた。しかしながら、最近では、シンガポールは、北京の行動を声高に非難するようになり、安全保障上の役割維持をアメリカに求めている。
- (3) 他方で、中国は孤立しつつあるとする見方を否定する孫建国の言い分もまた正しい。なぜなら、北京の行動がもはや域内で友好国を作ろうとしているのでもなく、またそれを必要ともしていないことを示唆しているからである。カーター長官が言う中国の「孤立」とは、アメリカが主導する中国の周辺諸国によるグループ化、即ち域内における政治的再編成を目指すプロセスを意味する。しかしながら、北京は、「原則に立脚した安全保障ネットワーク」が欧州におけるNATOのような集団安全保障体制に変質することはないと確信することができよう。それ以上に、中国が孤立する可能性はどの程度あるのか。中国は今や経済大国であり、経済的利益から国際社会の中では中国を支持する国家は常に存在する。南アジアや北東アジア諸国は、北京の友好国ではないが、明白な敵対的態度をとることはないであろう。
- (4) 米中2国間関係について見れば、両国間には規範や規律といった諸原則を巡る不一致があり、解消されることはないであろう。北京は、ワシントンが地域的パートナーシップを放棄し、この地域を北京の影響下に委ねることを期待することはできない。ワシントンもまた、北京がアメリカや同盟国の利益を阻害しないよう行動を改めることを期待できない。この地域はゆっくりと、だが確実に、解消するには困難な米中抗争の方向に向かっている。我々が新たな形の「冷戦」に向かっているかどうかは、今後注視していく必要があるだろう。

記事参照 : Is a new cold war brewing over the South China Sea?

<http://www.scmp.com/comment/insight-opinion/article/1969275/new-cold-war-brewing-over-south-china-sea>

6 月 10 日「中国は徐々に南シナ海を自国領にしつつある—比専門家論評」(The National Interest, June 10, 2016)

比ラサール大学の Richard Javad Heydarian 准教授は、米誌、The National Interest (電子版) に 6 月 10 日付けで、“China Is Slowly Turning the South China Sea Into Its Own Territory” と題する論説を寄稿し、中国は徐々に南シナ海を自国領にしつつあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 4 世紀前に英国の法学者 John Selden が『閉鎖海論 (The Closed Sea)』を出版し、国際水域の排他的な主権の管轄権を論じた。今や、中国は、南シナ海を事実上の中国の内海にしようとしている。南シナ海は、世界の海上貿易の 3 分の 1、エネルギー資源の輸送量ではスエズ運河の 4 倍、そして世界の漁業資源の 1 割以上を占める、世界で最も重要な海域である。東沙諸島は北京がいずれ再統合を目指す台湾の実効支配下にあり、中国の西沙諸島支配は既成事実となっている。そして、この 2 年足らずの間に、中国は、南沙諸島に巨大な人工島を造成するために 3,200 エーカーを埋め立て、南シナ海の係争海域を網羅して拡がる民間用及び軍用施設のネットワークを構築した。間もなく、中国はこの海域を「排他的水域 (an “exclusion zone”）」とすることができかもしれない。「排他的水域」になれば、域内諸国と外部諸国の軍隊による南シナ海における上空飛行と航海の自由が危険に晒されるであろう。
- (2) Selden は『閉鎖海論』で、「自然法によってであれ、国際法によってであれ、海は全ての人の共有ではない。陸地と同じように、何者かが統治あるいは所有することが可能である」と述べている。これはオランダの法学者 Hugo Grotius の『自由海論 (Mare Liberum)』に対する直接的な反論である。『自由海論』は、近代国際法、特に国連海洋法条約 (UNCLOS) の基礎となった。Grotius によれば、公海は人類共有の資産でなければならない。その 2 世紀後、アメリカは、米大陸支配を正当性するために「モンロー・ドクトリン」を導入した。これを受けて、Alfred Thayer Mahan は、カリブ海を始めとする近接海域に対するアメリカの支配を提唱した。次の数十年間で米海軍による支配領域が拡大し、太平洋を横断して 19 世紀末にスペインが支配していたフィリピンを占拠したことで、その頂点に達した。過去 70 年にわたり、アメリカは寛容な大海軍国として、この地域の自由な秩序のアンカーとしての役割を果たしてきた。この自由な秩序の下、強力な自由貿易体制が栄え、中国のようなかつての敵対者も含め、アジアに繁栄をもたらしてきた。
- (3) しかしながら、中国が Selden の『閉鎖海論』の概念に加えて、近接海域を支配するというマハン・ドクトリンを取り込んだことによって、こうした自由な秩序は変わることになる。筆者 (Heydarian) が最近の拙著で論じたように、南シナ海もそして東シナ海も海域支配を巡る「アジアの新しい戦場 (“Asia’s new battlefield”）」に変わってきた。習近平主席が言明するように、「南シナ海における全ての島嶼や環礁は古代からの中国の領土である」というのが中国の見解である。南シナ海における歴史的権利を主張する中国の決意は疑う余地もなく、習近平は、「中国人民は南シナ海における中国の主権、及び関連する権利と利益を侵害するものを許さない」と警告した。しかしながら、東南アジアの 1 国は国際法と人類共有の財産の保護を強く訴える手段をとった。歴史的な南シナ海仲裁裁判を通じて、フィリピンは、自国の主権を護るためだけ

ではなく、疑わしい歴史的権利に基づく中国の拡大主張の正当性に異議を唱えるため、UNCLOS が効力を発揮することを望んでいる。フィリピンの新大統領となるドゥテルテの今後の動向は不確定要素だが、1 つだけ確実なことがある。アメリカやその同盟国が南シナ海問題に対して一致団結することに苦勞している間に、中国は徐々に南シナ海を大陸領土の延長に近づけるということである。

記事参照：China Is Slowly Turning the South China Sea Into Its Own Territory

<http://nationalinterest.org/feature/china-slowly-turning-the-south-china-sea-its-own-territory-16554>

6 月 15 日「南シナ海仲裁裁判裁定後、中国はフィリピンと交渉すべし―米専門家論評」(South China Morning Post.com, June 15, 2016)

ニューヨーク大学法学部教授 Jerome A. Cohen は 6 月 15 日付の香港紙、South China Morning Post (電子版) に、“Is there a way for Beijing to save face after the South China Sea arbitration ruling?” と題する論説を掲載し、南シナ海仲裁裁判裁定後、中国はフィリピンと交渉すべしとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判の裁定を控えて、中国は益々宣伝戦に力を入れており、裁判への不参加の正当性を訴え、裁定を拒否する構えを見せている。当然ながら、中国国際法学会と中華全国律師協会は共に、政府を支持する主張を発表した。中国は、国連総会やその他の国際会議において裁定受け入れを迫られる事態に備えて、南シナ海問題とは関係のない多くの内陸部の独裁国や小国に対して中国の立場を支持するように圧力をかけているとの噂さえある。対照的にフィリピンは、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づいて開廷された南シナ海仲裁裁判で自国の主張を展開する以外に、特に国際社会に対してロビー活動をあまりしてこなかった。フィリピン大統領に選出されたドゥテルテは、7 月 1 日に就任する。最近の兆候から、ドゥテルテが大統領就任後、中国からの大規模な経済支援と引き替えに海洋問題に対するフィリピンの立ち位置を軟化させる可能性がある。
- (2) 台湾は、自らを第 3 者的な立場にあると考えている。最近退陣した馬英九前総統は、世界と南シナ海仲裁裁判所に対して、南沙諸島最大で台湾が占拠している唯一の島、太平島 (Itu Aba) が 200 カイリの EEZ を有する「島」としての法的地位を有し得ると説得することに全力を挙げてきた。台北と北京は、共に中国を代表していると主張していることから、南シナ海仲裁裁判では多くの訴因に対して似たような立ち位置にある。しかしながら、台北は、北京との違いを強調して、仲裁手続きや裁定を無視するという態度はとっていない。台北は、UNCLOS に基づく仲裁裁判の裁定の正当性には異議を差し挟んでこなかった。反対に、台北は、国連から排除されていることを理由に、審議過程に参加する機会を拒否されたことを不満に感じている。それでも、台北は、法廷には招請されなかったが、法廷に対する「助言者」として、中華民国国際法学会が作成した意見書*の提出を通じて仲裁裁判の裁定に影響を及ぼそうとしてきた。自身も有能な法律家である蔡英文に率いられた台湾新政権が、南シナ海に関して馬英九前政権の法的立場をどの程度まで変更するかは分からない。蔡英文政権の馮世寛国防部長は、中国に南シナ海における防空識別圏 (ADIZ) を拒否すると言明している。
- (3) アメリカは、南シナ海仲裁裁判の裁定の重要性を認識し、G7 などの機会を捉えて、北京が UNCLOS の加盟国としてその義務の履行を拒否することがないように要請してきた更に、オバマ

大統領は、遅まきながら米上院に対し UNCLOS 加盟を承認するよう要請した。恥ずべきことに上院はこの問題を 30 年間も保留し、アメリカが UNCLOS を側面から支援せざるを得ない気まずい立場に置き続けてきた。また、アメリカの国際法や政治専門家は、中国の対外政策、南シナ海の平和そして法の支配する国際社会にとっての南シナ海仲裁裁判の重要性を強調してきた。米国際法学会は 4 月の年次総会で、2 名の中国の専門家を加えて南シナ海問題について討議した。更に外交問題評議会や戦略国際問題研究所、及びその他の著名なシンクタンクも南シナ海問題の研究会を実施し、かなりの数の社説、論説、長文の記事が主要な新聞、雑誌に掲載された。

- (4) 中国は今、明らかに国際社会から非難されることを懸念し、やむを得ずモザンビーク、スロベニア、ブルンジやその他多くの弱小で遠隔の国々からの支援を取り付けようとしている。当然ながら、このことは、南シナ海問題で中国と対立するアメリカ、日本そしてインドのような大国が南シナ海問題の当事国ではなく、従って中国が南シナ海問題に関与する権利はないと主張していることを考えれば、皮肉なことである。
- (5) 2013 年のロシアの北極海ガス田を巡るオランダ籍船の拿捕事件で、UNCLOS に基づく仲裁裁判所の管轄権とオランダ寄りの裁定を拒否して評判を落としたロシアは、南シナ海問題には中立の立場を表明した。他方、2014 年にベンガル湾の海洋境界確定問題でバングラデシュに敗れた時、インドはいかなる大国といえども仲裁裁判所の裁定を受け入れ、裁定を基礎に新たな交渉を行うべきであるとの声明を出した。裁定が出れば、中国とフィリピンは、新たな交渉を開始し、公には裁定に言及することなく、しかし裁定を考慮に入れて問題を解決することができよう。もちろん、大国の「メンツ」は重要である。しかしながら、北京の過剰な宣伝戦は、「メンツ」を立てることをかえって難しくするであろう。

記事参照 : Is there a way for Beijing to save face after the South China Sea arbitration ruling?

<http://www.scmp.com/comment/insight-opinion/article/1975070/there-way-beijing-save-face-after-south-china-sea>

備考* : 台湾意見書

<http://csil.org.tw/home/wp-content/uploads/2016/03/SCSTF-Amicus-Curiae-Brief-final.pdf>

6 月 17 日「仲裁裁判を無視する中国の論理—在台北専門家論評」(The National Interest, June 17, 2016)

英 The University of Nottingham's China Policy Institute の在台北上席研究員 J. Michael Cole は、The National Interest (電子版) に 6 月 17 日付で、"China vs. Philippines in South China Sea: The Only Thing You Need to Know"と題する論説を寄稿し、中国が南シナ海仲裁裁判を無視する理由について、要旨以下のように述べている。

- (1) フィリピンは国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づいて仲裁裁判所に中国を提訴したが、この提訴は、南シナ海問題を国際化して国際的な関心を集めるとともに、中国による国際法や国際機関を軽視する姿勢を国際的に知らしめる、南シナ海問題の弱者による最後の手段といえる。他方で、南シナ海仲裁裁判所による裁定には拘束力がないことから、北京にとって、この裁定に従ったり、裁定に基づいて多国間交渉を始めたりする道義的な理由はほとんどない。しかしながら、この問題に対する北京の胸中を理解する上でより重要なことは、例え裁定に拘束力があ

- ったとしても、北京が裁定に従う可能性はほとんどないであろうということである。
- (2) その背景にある理由は、歴史的な「国恥 (“national humiliation”）」に直接繋がるものであり、また国際機関や国際法の法的効力を西欧帝国主義の産物として、パワーの不公平な配分を維持する機構以外の何物でもないという信念にある。言い換えれば、北京に対する国際法廷による裁定は、西欧が東アジアにおける同盟国とともに中国を服従させるようとする陰謀の「証拠」に他ならないと見なしているのである。米 Seton Hall University の Zheng Wang 准教授がその著書、*Never Forget National Humiliation* で述べているように、中国は官民ともに「国恥」感情を持ち続けおり、それが外交政策に強く反映されているのである。2013 年に実施されたある調査によれば、中国の回答者の 83% が南シナ海問題をいわゆる「屈辱の世紀」の延長と見なしている。中国共産党政権は、「国恥」感情を強調するするとともに、中国を国際社会の頂点に近い正当な地位に戻すことができる唯一の政権として共産党政権を位置付けることによって、国内的な政権の正当性を維持してきた。それ故、共産党政権は、その信頼性を僅かでも損なうことができないのである。自国領土の不可分の一部と見なすものを失うようなことになれば、共産党政権の国内的信頼性が失墜することになろう。更に、北京は、人工島造成に多大の経済的、物理的投資を行ってきており、これらが頓挫することは共産党政権のイメージを大きく損なう屈辱的な打撃となろう。南シナ海問題に対する益々好戦的になってきている北京の主張は紛争相手を抑止する単なる宣伝外交かもしれないが、こうした主張は、紛争が激化した場合、それを鎮静化させる上で北京の足枷になるかもしれない。言い換えれば、北京がエスカレーションの危険性を認識していたとしても、政権の支持基盤を失わないために、好戦的な主張を続けざるを得ない、後戻りできない状況に自らを追い込んでいるといえよう。
- (3) 中国は、超大国への野心を持つ地域的な大国として、中国自身の国益が損なわれると見なせば、国際法による制約を無視する「権利」を得たと考えているようであり、従って、中国は、過去にアメリカなどの大国が裁定を無視した多くの先例を挙げて、自らの行動を正当化することに躊躇することはないであろう。また、中国共産党政権は、中国の安全保障は自国の沖合に緩衝地帯を設けることによって担保されとの認識を強めているおり、従って、この認識は最終的には、安全保障が脅かされた場合に設定する権利を有すると主張する、南シナ海上空の防空識別圏 (ADIZ) の設定に具体化されることになる。中国共産党政権にとって、領域の拡大は戦略的要請と名誉や威信に関わるものであり、如何なる後退も致命的な打撃になりかねない。
- (4) 南シナ海に対する中国の主張が高い代償を強いられることになるまで、即ち地域大国やアメリカとの紛争の危機が高まるまで、領土的野心を中国に放棄させるのは難しいであろう。南シナ海に対する主権の帰属先を学術的な観点からいくら説明したところで、中国共産党政権に政策変換を強いる力にはなり得ない。北京は、国際関係において一定の力を持っており、最早「現状維持」パワーではない。従って、中国は、文明化された大国としての中国の再興に見合う、「世界の再編」を求めることに何らの疚しさを感じることはないであろう。南シナ海問題を国際法廷に訴えることは理論的にはグッドアイデアだが、その裁定によって、現実の問題に影響を与える可能性は全くないといえる。

記事参照 : China vs. Philippines in South China Sea: The Only Thing You Need to Know

<http://nationalinterest.org/feature/china-vs-philippines-south-china-sea-the-only-thing-you-need-16638>

6 月 21 日「東アジアの海における中国漁民の密漁とその課題—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, June 21, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 提携研究員 Zhang Hongzhou は、6 月 21 日付の RSIS Commentaries に、“Chinese Fishermen at Frontline of Maritime Disputes: An Alternative Explanation”と題する論説を寄稿し、中国の漁民による絶滅危惧種の海洋生物の密漁の現状と課題について、要旨以下のように論じている。

- (1) 過去数年間、特に係争海域となっている南シナ海と東シナ海において、中国の漁民が関係する漁業紛争が増大している。中国漁民は、係争中の海域で何を捕っているのか。その答えは、必ずしも魚だけとは限らない。それよりむしろ、多くの中国漁民を係争中や外国の海域に出漁させているのは、赤サンゴ、オオシャコガイあるいはウミガメといった、高価値で絶滅危惧種の海洋生物の捕獲のためである。中国では、高い需要と投機によって、赤サンゴとオオシャコガイの価格は近年急騰している。
- (2) 東シナ海では、中国漁民は 20 年前から赤サンゴを捕獲してきた。しかしながら、近年の中国における赤サンゴ需要の急増のために、より多くの中国漁民が赤サンゴを不法に捕獲し始めた。その結果、中国の領海と EEZ における赤サンゴ資源は瞬く間に枯渇した。そのため、中国漁民は、彼らの操業海域を、まず台湾の管轄海域へ、その後尖閣諸島周辺の係争海域へと次第に拡大してきた。中国の沿岸域、尖閣諸島周辺の係争海域そして台湾管轄海域における哨戒活動が強化されたこともあって、益々多くの中国漁船が、高品質の赤サンゴを狙って小笠原諸島周辺海域などの日本管轄海域にまで進出するようになった。
- (3) 南シナ海では、この数年間、主に海南省から多くの中国漁民が、オオシャコガイとウミガメを大規模に捕獲している。海南省潭門の漁民は、南シナ海で長年に亘って高価格のオイスター、ナマコそして巻き貝などを捕獲してきた。オオシャコガイの加工産業が増えてきたことで、潭門の漁民は生計のために、2012 年頃からオオシャコガイやウミガメを捕獲するようになった。オオシャコガイは南シナ海の浅瀬のサンゴ礁で生息しているが、海域によってオオシャコガイの品質も異なり、スカボロー礁のオオシャコガイが最良、次いで南沙諸島と西沙諸島のオオシャコガイが良質とされる。当然ながら、潭門の漁民は上質なオオシャコガイを狙ってスカボロー礁に出漁することになった。スカボロー礁で 2012 年に中国とフィリピンが対峙したのは、フィリピンの海軍艦艇がオオシャコガイやその他の高価値海洋生物を捕獲する潭門の漁民を逮捕しようとしたことが引き金となった。この事件以来、潭門の漁民は、スカボロー礁周辺海域での操業を禁止された。このため、潭門の漁民は操業海域を拡大せざるを得なくなった。益々多くの潭門の漁民は、中国の「9 段線」内で他の領有権主張国が占拠するサンゴ礁周辺海域のみならず、時には「9 段線」を越えて、他国の EEZ にまで進出している。
- (4) 絶滅危惧種の海洋生物の密漁は、中国漁民だけではない。フィリピン漁民やベトナム漁民なども、密漁によって当該海域の管轄国の海洋法令執行機関に拘束される事案も増えている。中国は、2014 年後半から東シナ海で中国漁民による赤サンゴの密漁取り締まり作戦を開始し、南シナ海では 2015 年初めから、オオシャコガイとウミガメの密漁取り締まりを開始している。しかしながら、赤サンゴ、ウミガメそしてオオシャコガイ加工製品の需要は引き続き増加していることから、供給サイドの規制が価格の高騰を招き、それが密漁の増大に繋がりがかねない。このため、需要サイドの対策も同時に必要である。

記事参照 : Chinese Fishermen at Frontline of Maritime Disputes: An Alternative Explanation
<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/06/CO16152.pdf>

6 月 21 日「中国による南シナ海の軍事化の危険性—RSIS 専門家論評」(Asia Times.com, June 21, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上席研究員 Richard A. Bitzinger は、6 月 21 日付の Web 紙、Asia Times に、“China’s militarization of the South China Sea: Building a strategic strait?” と題する論説を寄稿し、中国による南シナ海の軍事化の危険性について、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国は既に、「議論の余地のない主権」に基づいて南シナ海を「中国の海」とすることを決意しているが、南シナ海における中国の覇権確立にとっての課題は、南シナ海の軍事化である。南シナ海は、中国にとって主たる防衛地帯となりつつある。最近の幾つかの事例から、中国が南シナ海を中国軍のみの活動海域にする意図を持っていることは益々明白になっている。まず、中国の「軍隊化された漁民」、いわゆる海上民兵の南シナ海における活動の増大である。海上民兵の船は、北京から助成金を支給される、事実上のパートタイム準軍事の組織である。これらの船は、情報を収集し、力を誇示し、主権主張を促進するために派遣されている。最近の海上民兵は、「3 つの D」で示される南シナ海における中国の戦略目標、即ち（領有権主張の）宣言、（他国の主張の）拒否、そして（中国の主張の）防衛を促進するために、益々活動的でアグレッシブな戦力となってきている。
- (2) 同時に、この数年間の南沙諸島における中国の侵略的な（そして国連海洋法条約に違反した違法な）人工島造成計画は、今や第 2 段階、即ち人工島の全面的な軍事化段階に入っている。これには、ファイアリークロス礁（永暑礁）、スービ礁（渚碧礁）及びミスチーフ環礁（美濟礁）の滑走路建設とこれら人工島への火炮などの軍事装備の配備が含まれる。より重要なのはウッディー島（永興島）で、近年大幅に拡張され、2,700 メートルの滑走路はほとんどの中国軍ジェット戦闘機の運用が可能である。また、港湾も改修され、2016 年始めには長射程地对空ミサイルの配備も報じられた。
- (3) 加えて、中国は、空母艦隊を整備しつつある。現在、中国が保有する空母は「遼寧」のみである。「遼寧」は基本的には訓練艦で、実際の軍事作戦には使用されていないが、重要な先導艦である。中国は既に 2 隻目の空母を国産しつつあるが、この空母は基本的に「遼寧」の改良型と見られ、艦載機の発艦は米空母のようなカタパルト方式ではなく、スキージャンプ甲板であり、従って空母自体の戦闘戦力には限界がある。しかしながら、3 隻目以降の空母はより大型で、米海軍の最新空母、USS *Gerald R. Ford* で採用された電磁式の発艦システムが装備される可能性さえある。多くの専門家の見るところでは、中国は最終的には少なくとも 3 個、恐らく最大 6 個の空母艦隊の保有を目指しているようである。中国が例え 1 個空母艦隊でも保有することになれば、アジア太平洋地域における勢力均衡を大きく変える可能性があるだろう。潜水艦、駆逐艦及びフリゲートを随伴させた空母打撃群 (CVBG) は、中国軍の遠距離攻撃戦力の象徴となろう。更に、こうした空母艦隊の一部は、南シナ海に面した海南省の基地を母港とすることになるだろう。
- (4) 米海軍大学の専門家が指摘するように、西端は海南島とウッディー島そして東端は造成された人工島に中国の軍事力が配備されることになれば、それは、中国が基本的に南シナ海を「海峡」

に変えようとしていることを意味する。言い換えれば、北京は、南シナ海を、国際的なシーレーンから中国によって管理される海域に、そして他国にとっては戦略的なチョークポイントに変えようとしているのである。中国による南シナ海の「藍色国土の軍事化」は、東南アジアの海洋における「開かれた窓」を閉ざすだけでなく、南シナ海が紛争にエスカレートするフラッシュポイントになる可能性を高める。中国は南シナ海を軍事化しているだけでなく、それによって、南シナ海は北京にとって失うにはあまりに大きな海域となりつつある。このことは、中国がその領有権主張を貫くために、他の領有権主張国に対して先制攻撃を行う誘因を高めている。中国は、益々危険になるキチンゲームをしているが、一方でその行動の重大な潜在的結果を意識しているようには思えない。

記事参照：China's militarization of the South China Sea: Building a strategic strait?

<http://atimes.com/2016/06/chinas-militarization-of-the-south-china-sea-building-a-strategic-strait/>

6 月 21 日「中国の『歴史的権利』主張の由来—英専門家論評」(The Diplomat, June 21, 2016)

英シンクタンク、Chatham House 連携研究員で南シナ海問題の専門家 Bill Hayton は、6 月 21 日付の Web 誌、The Diplomat に、“China's ‘Historic Rights’ in the South China Sea: Made in America?” と題する長文の論説を寄稿し、フィリピン提訴の南シナ海仲裁裁判所の訴因の 1 つである、中国が主張する「U 字型線 (“U-shaped line”)」(「9 段線」と同義) 内における「歴史的権利」の由来について、要旨以下のように論じている。

- (1) 大方の見方に反して、中国はこれまで、「U 字型線」内の全ての水域に対して公式には「歴史的権利 (“historic claim”)」をしてきたわけではない。中国は、環礁や島嶼と、その「周辺」あるいは「関連」水域に対する権利を主張してきたが、その正確な範囲については説明していない。中国は 2009 年 5 月に、国連大陸棚限界委員会に「U 字型線」地図を公式に提出したが、その内容については説明しなかった。中国の国立南海研究院の呉士存院長は「U 字型線」の意味について言及しているが、これが最も明快な説明といえる。呉院長によれば、「U 字型線」は以下の 3 つの要素を含んでいる。即ち、①線内の海洋地勢に対する主権、②国連海洋法条約 (UNCLOS) によって定義される水域に対する主権的権利と管轄権、③漁業、航行及び資源開発に対する「歴史的権利 (“historic rights”)」。最初の 2 つの要素については、呉院長がいう海洋地勢を「低潮高地」ではなく、岩礁や島嶼と見なせば、それらに対する主権主張とそれらの周辺水域に対する UNCLOS に基づく権利は、あまり論議を呼ぶものではない。中国の隣国はそれらの主張の範囲に異議を唱えているが、その論拠は、少なくとも国際法に対する共通の理解に基づいているからである。問題は 3 つ目の要素である。中国の法律専門家は、懸命に努力してはいるが、議論の余地のない中国本土領域から最大で 1,500 キロも離れた水域に対する「歴史的権利」を中国が享受しているとする正当な論拠を未だ見出していない。
- (2) カナダの研究者、Christopher Chung (PhD student at the University of Toronto) の先駆的研究*によれば、1946~47 年に当時の中華民国が引いた「U 字型線」は線内の水域に対する歴史的権利ではなく、南シナ海で中国がどの島嶼に対する領有権を要求するか、あるいはしないかを示す単なる地図作成上の工夫であった。Chung は線を引いた中華民国委員会の公文書を調べた最初の研究者で、彼はそこで、「1946 年 9 月 25 日に、南シナ海の島嶼に関係する幾つかの問題を解決するために、外交部、内務部、国防部及び中華民国海軍總司令部の代表が内務部で会

合した」事実を発見した。この日の会合で、委員会は、内務部の地図製作者によって作成された「南海諸島位置略圖」**に基づいて、中華民国がどの島嶼に対する領有権を要求するかを決定した。「南海諸島位置略圖」は「U字型線」を示す最初の中華民国政府の文書であり、その意味するところは、前記委員会が「南シナ海でどの島嶼を接収するかを決める範囲（接收南海各島應如何劃定接收範圍案）」を定めたものであった。委員会の関心は島嶼だけであり、その周辺水域、歴史的要求あるいはその他に対する言及はなかった。この地図が 1 年半後に公表された時にも、何も変わってなかった。1948 年 2 月に公表された中華民国の行政区分を示す地図には、南シナ海の新しい公式地図が含まれていた。この地図は、「U字型線」を示した最初の公式地図であるが、島嶼について言及しているだけで、「歴史的権利」については触れていない。

- (3) 1949 年の中華人民共和国成立後も、その主張に変化はなかった。当時の周恩来首相が 1951 年にサンフランシスコ平和条約の草案を非難した時にも、島嶼には言及したが、水域には言及しなかった。1958 年の「領海宣言」では、12 カイリの領海を宣言したが、島嶼については「公海」によって中国本土から切り離されることを明記し、「歴史的権利」については言及していない。1974 年 1 月 12 日に、人民日報は、「これら島嶼とその周辺水域の資源は完全に中国に属している」と宣言したが、これは「歴史的権利」の主張ではなかった。中国は、1973 年から 82 年までの UNCLOS 交渉に参加した。採択された UNCLOS は、当該沿岸国に近接した「歴史的湾」という限定的な定義を除いて、「歴史的権利」については言及がない。中国は 1996 年に、「歴史的権利」に言及することなく、UNCLOS に加盟した。それに先立つ、1992 年の「領海及び接続水域法」でも言及しなかった。しかしながら、1998 年 6 月に「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定する頃までに、中国当局は、「この法律の規定は、中華人民共和国によって享受される歴史的権利に影響を及ぼさない」との文言を挿入する必要性を感じていた。「歴史的権利」という概念は、1990 年代の終わりになって初めて中国の公式な語彙となったのである。何故か。
- (4) ここでアメリカ人が登場する。米コロラド州デンバーの石油業者、Randall C. Thompson は 1991 年 4 月、中国広州の The South China Sea Institute of Oceanography を訪問した。彼には、元国務省勤務の境界問題専門家、Daniel J. Dzurek が同行していた。ここで、彼らは、1987 年に同研究所が実施した南沙諸島周辺での地震探査による調査結果を調べた。Thompson はその後、1992 年 2 月に中国海洋石油総公司（CNOOC）の役員会に対して南シナ海での石油開発を提案した。Thompson は Dzurek と共に、中国から数百カイリ離れたベトナム南部沖合での石油開発を進めるための法的論拠を提示できると中国人を説得した。Dzurek は後に発表した論文***で、「U字型線」という中国の用語を「伝統的海洋境界線（“traditional sea boundary line”）」と解釈するのが適切かもしれない、と指摘している。Dzurek は、UNCLOS の規定を超えて中国が南シナ海に「歴史的権利」を有することを受け入れたと思われる。同時に、台湾の法律家も、「歴史的権利」の概念を打ち出そうとしていた。台湾政府は 1993 年に公表した「南シナ海に関する政策指針」で、「歴史的な水域内の南シナ海域は中華民国の管轄下にある海域であり、この海域内において中華民国は全ての権利と利益を有している」と言明している。この文言は、台湾の領海法の草案にはあったが、立法院での第 2 読会提出案ではなくなっている。「U字型線」内で「歴史的権利」を主張するかどうかについては、台湾の海洋法専門家の間で意見が分かれている。
- (5) 他方、中国本土では、自国の海洋権限を最大限に主張することに熱心な、呉士存のような専門家によって、「歴史的権利」概念は新たな命を吹き込まれた。もはや単なるアカデミックな議論

ではなく、「歴史的権利」の主張は、中国が 2012 年 6 月にベトナム沿岸沖での石油開発鉱区を競売にかけるに当たって、唯一の可能な論拠となった。この権利主張海域は、中国が領有を主張する海洋地勢からの線引きが可能な如何なる EEZ の限界をも超えたものである。インドネシア領ナトゥナ諸島沖のインドネシアの EEZ 内で、中国漁民が自国の「伝統的な漁場」で操業していると主張するのは、「歴史的権利」の主張がその背後にある。更に、この「歴史的権利」の主張は、「U 字型線」内における航行を規制する、そして他国の船舶による「航行の自由」を妨害する権利を有するとの中国の主張の論拠ともなっているのである。このことは、この地域における米中間の抗争の根源的な要因であり、最も軍事紛争を誘引し易い要因でもある。

- (6) 皮肉なことに、中国は、アメリカの専門家によって 20 年近く前に最初に提示された「歴史的権利」主張を擁護するために、紛争のリスクを冒す用意があるようである。一部の専門家は、中国に対して南シナ海におけるその主張を明確にするよう求めている。しかし、筆者 (Hayton) は反対である。もし北京が「U 字型線」は境界線であり、線内の全ての水域が歴史的に中国のものであると、世界に向けてその主張を明確にしたらどうなるかを想像してみよう。中国は、法的にも、歴史的にも根拠がないにもかかわらず、その主張を掲げて、擁護して行かざるを得なくなろう。中国は最近、新しい海洋法を作成するには 5 年を要すると言い始めた。中国の当局者や研究者は個人的には、中国が南シナ海で何を主張すべきか、そしてそれは何故かということについて、依然多くの混乱があることを認めている。例えば巨大な漁業産業を抱える海南省などは、最大限の権利主張を望んでいる。しかし、こうした主張は、国際法にも、また中国自身の歴史にも何ら根拠を持たない無意味なものであり、隣国やアメリカとの対立の誘因となるだけであろう。中国がその主張を曖昧なままにし、その間、時間をかけて中国の主張を国際法の共通の理解に沿ったものに静かに導いていくのが良策であろう。法的に敵対的な方法で中国をコーナーに追い詰めることは、魅力的に聞こえるかもしれないが、中国以外の諸国にとって最も望ましくない結果を招来するリスクがある。

記事参照 : China's 'Historic Rights' in the South China Sea: Made in America?

<http://thediplomat.com/2016/06/chinas-historic-rights-in-the-south-china-sea-made-in-america/>

備考* : Chris P.C. Chung, Drawing the U-Shaped Line: China's Claim in the South China Sea, 1946–1974, *Modern China* 1–35 (2015)

http://www.academia.edu/18678584/Drawing_the_U-Shaped_Line_Chinas_Claim_in_the_South_China_Sea_1946-1974

備考** : 「南海諸島位置略圖」

<http://thediplomat.com/2016/06/chinas-historic-rights-in-the-south-china-sea-made-in-america/>

備考*** : Daniel J. Dzurek, The Spratly Islands Dispute: Who's On First?, *Maritime Briefing* Vol. 2 No. 1, International Boundaries Research Unit, University of Durham, UK. 1996

<https://www.dur.ac.uk/ibru/publications/view/?id=232>

6 月 23 日「南シナ海を巡る中国国内の抗争—豪専門家論評」(Foreign Policy.com, June 23, 2016)
オーストラリア国立大研究員兼中国国立南海研究院連携教授 Feng Zhang は、米誌、Foreign Policy

(電子版)に、6月23日付けで、“The Fight Inside China Over the South China Sea”と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海を巡る中国国内の抗争について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の判決を控えて域内の緊張が高まってきているが、重要な問題は、関係諸国、そして中国内部でさえ、北京が実際のところ南シナ海において何を達成しようとしているのかということについて、明確な視点を持ってないことである。これは、中国の研究者や政策策定者の間に3つの異なった考え方があり、それぞれ主導権を巡って抗争しているからである。中国内における抗争を観察すれば、中国と、主張が対立している東南アジア諸国及びアメリカとの間で、何故、効果的な意思疎通が欠けているか、そして相互に戦略的不信感が高まっているかを理解するのに役立つ。
- (2) 習近平国家主席から王毅外交部長や孫建國上將のような軍指導者に至る、中国の指導者は、①南シナ海の島嶼は何時の時代も中国の領土であり、②中国の行動は自国の主権を護る合法的な手段であり、③中国は合法的な領有権主張を越えて拡張主義的な政策を追求していない、そして④新しく造成した人工島の限定的な軍事施設は防衛目的のためである、という陳腐な台詞を繰り返している。しかしながら、一部のASEAN諸国は、これらの説明を信じておらず、中国の人工島造成に脅威を感じ、従ってアメリカに対して中国の力を抑制することを期待している。実際のところ、中国自身も南シナ海で何を達成したいのか実際に理解しているかどうかは全く明らかではない。大まかに言って、中国の研究者の間には、この地域に対する最も望ましい政策を巡って3つの考え方がある。それらを現実派、強硬派そして穏健派と呼ぼう。これら3つの考え方は中国の見解の多様性を示している。南シナ海政策を巡る中国国内の抗争は、将来の中国の南シナ海政策の方向性を理解する上で極めて重要である。
- (3) 中国の現実派は、最近の中国の南シナ海政策の基本原則は健全であり、修正する必要はないと考えている。彼らは、外交上あるいは国際世論の面で代価を強要されることを認識してはいるが、それらを軽んじる傾向にある。現実派は、中国の物理的なプレゼンスや資源力を、海外でのイメージよりもはるかに重要視しているからである。彼らの信条は、国際政治に対する粗野な現実主義的理解一即ち、国際的評判、イメージあるいは国際法といった定量的に把握できない要素ではなく、物質的な力が国際政治における決定的要素であるとの理解に裏打ちされている。彼らは、中国の台頭を上手く管理し得る限り、時の利は中国の側にあると考えている。こうした現実主義的思考が、現在の中国の南シナ海に対する政策決定過程を支配している。現実派は、南シナ海における物質的プレゼンスを強化することによって中国の国益を護ることができると考えている。しかしながら、彼らが新しく造成した人工島で何をするかについては、いまのところ明確ではない。
- (4) 第2の強硬派は、現実派の未回答問題にアラーミングな答えを用意している。強硬派は、フィアリークロス礁（永暑礁）、スービ礁（渚碧礁）、ミスチーフ礁（美濟礁）を含む7つの人工島を既成事実として外部世界に突き付けるだけでなく、南シナ海における領土的拡大と軍事力の到達範囲を更に拡大すべきである、と考えている。これには、占拠島嶼を小規模な基地にすること、現在、どの国も占拠していない海洋地勢の一部を占拠すること、更には、1947年に最初に公表され、現在、南シナ海における北京の領有権主張の法的根拠となっている「9段線」を、領域画定線とし、南シナ海の大部分を中国の領域と主張すること、などが含まれている。強硬派は、外部世界の懸念や不安を意に介さず、中国の利益を最大化することだけを望んでいる。しかしながら、こうした考えは、現在のところ、最高レベルの意思決定において支配的ではな

い。政府内の強硬派は通常、軍部や海洋法令執行機関内に認められる。また、中国一般大衆の中にも存在している。強硬派の見方も政治的現実主義に基づいているが、強硬派は、過激なナショナリズムに支持され、特に他国との調整を困難にしていることである。強硬派が現在の政策決定過程を支配していないとはいえ、制御不能になり易い大衆ナショナリズムの盛り上がりを恐れて、指導部も安易に彼らを見捨てることはできない。

- (5) 第 3 の穏健派は、南シナ海における中国の目的を明らかにするために、例え遅々たるものであっても、中国は政策を調整する時期にきている、と考えている。穏健派は、領有権主張や戦略計画に対する現在の北京の曖昧さが外部世界の恐怖や不信を招いていることを認識し、これに対して政府を非難している。中国が人工島造成という重要な戦略的決定に当たって、何時もの「ただやればいいんだ」式のやり方は中国自身の利益にとって危険である。今後、どのように人工島造成を正統化しようとも、それは、中国の行動に対する国際的な共感よりも疑念を招くことは確実である。穏健派は、中国は「9 段線」の根拠を徐々に明確にする必要があると主張する。穏健派の見解では、「9 段線」地図を境界画定線と解釈することは逆効果を招くことになる。そのような解釈は、東南アジアの多くの国やアメリカを中国の敵対者にしてしまう。また、もし中国がそのような解釈を押し通せば、中国自身が最終的には戦略的なオーバーストレッチの危険に直面することになるからである。穏健派の見解では、中国にとって最大の問題は南シナ海に対する明確で効果的な戦略が欠けていることである。
- (6) 穏健派は現実派とも強硬派ともかなり異なっているが、3 つの派とも極めて重要な点で意見を同じくしている。それは人工島造成の必要性である。筆者 (Zhang) がこの 1 年間の中国の指導的な研究者、政府当局者などとの対話の中で、人工島造成を間違いだと言った者は 1 人もいなかった。彼らが述べる理由は様々だが、彼ら全員が中国は遅かれ早かれ人工島造成を行わなければならないと考えている。彼ら全員は、中国の台頭という現状を考えれば、北京はその力と威信に相応しい南シナ海におけるプレゼンスを確立すべきであると考えている。国際社会は、繰り返し中国の人工島造成を批判してきた。しかしながら、中国国内に人工島造成について明確なコンセンサスがあること、国連海洋法条約が現存の海洋地勢における建設を厳密に禁止していないことを考えれば、人工島造成批判を繰り返すことは良い政策なのか。この地域における新たな、しかし安定した「現状」を作り出すという、より戦略的な問題に焦点を当てることが関係国全ての利益となるのではないか。
- (7) 新しい「現状」は、中国にその戦略的意図を明確にすることを求めている。現時点では、中国指導層でさえこの質問への明確な回答を持っていない。前記 3 つの派の中で、極端の強硬派のみが情勢を極めて不安定化させる回答を持っている。他は、南シナ海に対する中国の戦略は如何にあるべきかを論議している最中である。これは重要な事実であり、中国の南シナ海政策が未だ固まっておらず、従って、修正可能であることを示している。国際社会、特にアメリカと ASEAN は、中国の政策がより和解的で協調的な方向に向かって形成されるよう、望ましい環境を創出しなければならない。特に、中国の意思決定において穏健派の重要性を高め、穏健派を少数派の見み方から多数のコンセンサスに転換させる手助けをしなければならない。東アジアにおける中国の「覇権」に関する米当局者の一部のレトリックがもたらす不幸な効果は、アメリカが中国を封じ込めることを望んでいるという強硬派の見方を裏付けていることであり、中国国内の議論における穏健派の地位を危うくしている。3 つの派の中で、強硬派のみが明らかに何らかの軍事的覇権を追求している。もし米当局者がこの見方を中国の国家政策と見なせば、

より穏健な中国の対話者とは話がかみ合わず、もしかすると両者の間の危険な意思疎通のギャップを創り出すことになろう。従って、中国は、その政策目標を明らかにし、隣国とアメリカの不安を取り除く必要がある。中国のベテラン外交官が最近、筆者に語ったところでは、中国外交は現在「青年期（“adolescence”）」にある。しかし、台頭する中国は、地域と世界に責任を有しており、従って大人になるよう迅速な学習が必要である。

記事参照：The Fight Inside China Over the South China Sea

<http://foreignpolicy.com/2016/06/23/the-fight-inside-china-over-the-south-china-sea-beijing-divided-three-camps/>

6月25日「スカボロー礁を巡る動向と米比相互防衛条約―米専門家論評」（The Diplomat, June 25, 2016）

ニューヨークを拠点とするアナリスト Steven Stashwick は、6月25日付の Web 誌、The Diplomat に、“Did a US ‘Line in the Sand’ at Scarborough Shoal Just Wash Away?” と題する論説を寄稿し、スカボロー礁を巡る動向と米比相互防衛条約との関係について、要旨以下のように述べている。

- (1) ルソン島西方 120 カイリに位置するスカボロー礁（黄岩島）については、これまで米中間で紛争の火種になることはなかった。しかし、2012 年に中国がフィリピン漁民を周辺海域から追い出して以降、緊張状態にある。2016 年 3 月には、米海軍トップが「中国による次の埋め立て地勢はスカボロー礁になるかもしれない」と懸念を示した。中国がマニラに到達可能なジェット戦闘機やミサイルを配備できる施設を構築することになれば、アメリカの同盟条約国であるフィリピンとの軍事衝突の可能性を高め、引いては米中の紛争を引き起こしかねない。アメリカが裏で中国のスカボロー礁での拡張を阻止し、中比の間で何らかの協定を結ばせようと画策してきた証拠がある。中国によるスカボロー礁での構築物の建造は、例え限定的なものであっても、フィリピンにとっては脅威となる。中国が南沙諸島で建造してきた施設は、軍事利用が可能である。2015 年に習近平主席は「南沙諸島を軍事化しない」と明言しているが、スカボロー礁は南沙諸島の一部ではない。スカボロー礁は比較的孤立した位置にあり、反撃に脆弱で、再補給も容易に阻止されるが、ここに配備される中国の戦闘機やミサイルは、マニラのみならず、フィリピン国内の幾つかの主要海空軍基地を攻撃することができよう。アメリカがスカボロー礁の埋め立てに神経質になる所以である。
- (2) 中国がアメリカの同盟国と島嶼を巡って係争しているのはこれだけではない。東シナ海では、中国は、日本が領有する尖閣諸島周辺海域にほぼ毎日のように海警局の巡視船や航空機を侵入させている。尖閣諸島に対しては、オバマ大統領とカーター国防長官は、アメリカは日米安保条約に基づいて防衛すると公約しているが、スカボロー礁に対する米比相互防衛条約（MDT）の適用については明言を避けてきた。中国のスカボロー礁での構造物構築に対する米軍の行動と、それが北京に及ぼす抑止の信憑性の根拠は、MDT に基づいている。MDT は、「いずれか一方の締約国の本国領域」「同国の管轄下にある島」あるいは「同国の軍隊、公船もしくは航空機」に対する武力攻撃が合った場合、共通の危険に対処するために行動することを義務付けている。しかしながら、フィリピンの法律専門家たちはスカボロー礁を国連海洋法条約に基づく領土としての法的地位を有すると見ているにもかかわらず、ドゥテルテ次期大統領は、スカボロー礁を巡る紛争をフィリピンの EEZ 内における権利の遵守に関わる問題と見ている。この見方に従えば、スカボロー礁に対する中国の侵略的行動を、MDT にいう「領域」に対する攻撃と定義する

権利を不必要に放棄することになる。またドゥテルテは、この紛争を EEZ 内における権利を巡る紛争と定義することで、権利の主張に当たっては、海軍力ではなく沿岸警備隊で対処すると述べている。「公船」たる沿岸警備隊巡視船に対する攻撃も MDT の適用対象であるが、フィリピンの沿岸警備隊の能力は中国のそれ比較して 20 分の 1 程度であり、MDT の適用対象となる程の攻撃事態は起こらないであろう。中国の大型巡視船がフィリピの巡視船を追っ払ったとしても、それが MDT の適用対象となる「武力攻撃」の基準を満たすかどうかは明確ではない。

- (3) ドゥテルテは、スカボロー礁を巡って「フィリピン人の生命を賭けることはしない」と述べている。ブレア元米太平洋軍司令官は最近、「スカボロー礁における中国による建設活動は、アメリカにとって介入への『レッドライン』ではないが、『ピンクライン』である」と述べている。しかしながら、フィリピンは、アメリカに行動の正当性を付与するためにも、スカボロー礁を「レッドライン」であると見なす必要があるだろう。

記事参照：Did a US ‘Line in the Sand’ at Scarborough Shoal Just Wash Away?

<http://thediplomat.com/2016/06/did-a-us-line-in-the-sand-at-scarborough-shoal-just-wash-away/>

3. 国際関係

4 月 26 日「中国、『平和的崛起』を言動で示せ、米中共存への道—米専門家論評」(South China Morning Post, April 26, 2016)

米ハーバード大学シニアフェロー、Patrick Mendis と、防衛アナリスト、Joey Wang は、4 月 26 日付の香港紙、South China Morning Post (電子版) に、“Why the US will gain nothing from seeking to contain China”と題する論説を寄稿し、米中両国は、相互の関係を共通する経済利益の追求に戻るべきであるとの主張を挙げている。要旨以下のように述べている。

- (1) 米中間の緊張が特に東シナ海と南シナ海においてエスカレートしている状況下で、この地域の将来の平和、安全そして繁栄に対する重大な懸念が顕著になりつつである。今こそ、米中両国にとって互恵的な繁栄をもたらしてきた原則に立ち返る必要がある。中国は、「平和的崛起」を唱えながら、軍事力の近代化を進め、高圧的な姿勢を強めてきた。このことは、中国の意図に対する近隣諸国の懸念を高めた。
- (2) 北京は、自らの意図について明確に説明しなかった。それどころか、習近平主席は、南シナ海において「軍事化を追求しない」と明言しながら、西沙諸島のウッディー島（永興島）に地对空ミサイル部隊を配備し、無人機を撃墜する演習を実施し、状況を混乱させた。このことは、習近平主席に対する信頼問題だけではなく、軍に対する習近平主席の統制能力に対する懸念を高めることになった。アメリカは、中国の台頭に対して、かつての旧ソ連に対する封じ込め政策の埃を払い、それに経済的関与政策を加えて修正した政策を以て対応してきた。この（封じ込めと関与からなる）「コンゲージメント（“conengagement”）」政策は、中国に対して経済的に関与しながら、一方で軍事的に封じ込めようとするものである。中国は、域内の平和と繁栄を求めている。しかしながら、中国の行動は、まったく逆の状況を生み出している。

- (3) ワシントンは、中国の平和的崛起を歓迎すると述べながら、中国を、アメリカ主導の国際秩序に馴染まない成り上がり者のように扱っている。ワシントンはこの地域の平和と繁栄を真に望むのであれば、言動の一致が必要である。冷戦期の「相互確証破壊」のような考え方は、現在の米中関係には相応しくないであろう。中国は、植民地時代のアメリカから、経済的関与による相互繁栄を経験してきた。アメリカと中国との貿易関係は中国の建国の時代に遡る。そして、1979 年から鄧小平政権の下で改革・開放政策がスタートしてから、国際経済における中国の重要度が高くなってきた。中国による南シナ海、インド洋におけるシーレーンに対する執着は、理由のない行動ではない。これらのシーレーンは中国の輸出経済の要となる貿易ルートである。これらの海上ルートが破壊されると、中国経済だけではなく、世界経済も打撃を受ける。従って、米経済への潜在的な脅威を考えれば、ワシントンは、健全な貿易関係を維持するために北京を支援すべきであり、また信頼関係を構築し、公平な競争を促進し、規範に基づく機構への参加を中国に慫慂し、そして「相互確証繁栄」に向けた道を切り拓くべきであろう。米中間には、現在、80 を越える 2 国間対話が行われている。両国関係をゼロサムの関係と見るべきではない。
- (4) 中国の台頭は既成事実である。アメリカは中国を封じ込めるべきであり、戦争は不可避であると見ることは、危険であり、間違いである。中国は新しいソ連ではない。中国の「平和的崛起」の本質が地域覇権を目指すものか、あるいは一党独裁政権の下で国内の矛盾や摩擦、抗争の現れなのかは明らかではない。誰が中国を封じ込めできるのかという問いには、中国人のみが自ら答え得る問題である。この間、アメリカは、警戒しながら、関与を続ける必要がある。中国は、儒教精神と文化遺産をもって、「ソフトパワー」を生かしていくべきである。北京は、近隣諸国と平和的関係を促進し、潜在的な同盟国にたいして影響力を及ぼし、「平和的崛起」という国策を、明白な言葉と一貫性のある行動によって遂行すべきである。これこそ中国のやり方、つまり、道教の教えである調和の中で生きるという考え方である。

記事参照：Why the US will gain nothing from seeking to contain China

<http://www.scmp.com/comment/insight-opinion/article/1938610/why-us-will-gain-no-thing-seeking-contain-china>

4 月 27 日「米中関係における『恐怖』と『名誉』、『トゥキディデスの罠』を回避するために―中国人専門家論評」(The Diplomat, April 27, 2016)

マカオ大学准教授、陳定定は、Web 誌、The Diplomat に 4 月 27 日付で、“Fear and Honor: The Other Side of the US-China ‘Thucydides Trap’”と題する論説を寄稿し、米中関係が「トゥキディデスの罠」を回避するためには、「恐怖」(fear)と「名誉」(honor)が外交政策決定過程に及ぼす影響を正しく理解する必要があると主張し、要旨以下のように述べている。

- (1) 米中関係を考察する際、往々にして中国側の強硬な姿勢に注目が集まりがちである。それ故に、米中間に内在するとみられる潜在的な「トゥキディデスの罠」を回避するためには、中国に対してより抑制の効いた外交政策を求めることが多い。しかし、「トゥキディデスの罠」については、払拭すべき共通した誤解がある。通常、「トゥキディデスの罠」とは、台頭国（この場合、大半の分析者は中国を想定している）が覇権国に取って代わろうとすることで戦争になると説明されることが多い。しかし、この説明では、「トゥキディデスの罠」シナリオにおける「恐怖」の役割が正確に描かれていない。つまり、覇権国も、その「恐怖」から台頭国を抑

制するために予防的戦略を選択し、それが紛争を誘発する可能性を包含している。これは予防戦争戦略といえるかもしれない。当然ながら、ここで想定される覇権国（アメリカ）がこのような戦略を選択するとは考え難いが、このような心的傾向は潜在的に存在しているということを念頭に置く必要は十分にある。

- (2) 米中関係におけるアメリカの「恐怖」要因は、少なくともアメリカ国内では、ほとんど論議されることはない。しかし、アメリカ国内では中国の台頭に不安を抱く専門家は決して少なくない。アメリカの外交政策は、主として 2 つの要因、即ち「恐怖」と「名誉」によって駆り立てられている。アメリカは、現在のリベラルな国際秩序に満足しており、台頭する専制国家を含む、あらゆる脅威から如何なる代償を払ってもこれを護る覚悟である。一方、「名誉」も重要な役割を演じている。アメリカは、自らの価値観や制度を世界へ広めることに強い関心を持っている。同時に、アメリカの対中政策は「恐怖」によっても駆り立てられており、アメリカの専門家の中には、中国が南シナ海を手中に収めた暁には、アメリカがアジア地域から追い出されるのではないかという「恐怖」を感じている人もいる。この「恐怖」はアジアインフラ投資銀行（AIIB）創設当初のアメリカの反応からも明らかであった。要するに、中国の外交政策や行動に対する、こうしたアメリカの「恐怖」こそが、米中関係を不安定にしているともいえるのである。
- (3) この「恐怖」と「名誉」の両側面は、アメリカに限ったものではなく、中国にも同様に存在する。但し、中国の「名誉」とは、習近平の「中国の夢」に象徴される、アジアにおける卓越した地位に返り咲くことであり、アメリカのように価値観を他国に広げることではない。これに対して中国の「恐怖」とは、西欧諸国が中国の台頭を阻止するべく何らかの陰謀を企てているというものである。
- (4) このように双方の外交政策には、心理的な要因が少なからず影響を及ぼしている。それ故に、「恐怖」と「名誉」がどのように政策決定過程に作用するのかを正しく理解する必要がある、この作業こそが米中関係の改善にも寄与するといえるだろう。

記事参照：Fear and Honor: The Other Side of US-China 'Thucydides Trap'

<http://thediplomat.com/2016/04/fear-and-honor-the-other-side-of-us-china-thucydides-trap/>

5 月 3 日「周辺諸国を巻き込む南シナ海での米中覇権争い—インド人専門家論評」（China US Focus, May 3, 2016）

シンガポール国立大学リークアンユー公共政策大学院の Sajjad Ashraf 客員教授は、Web 誌、China US Focus に 5 月 3 日付で、"Counting India, the Philippines and Others to Maintain U.S. Hegemony in South China Sea"と題する論説を寄稿し、南シナ海における以下のように、東シナ海で展開されている米中対立は、米中だけではなくフィリピンを含む東南アジア諸国にも大きな影響を与えていると主張する。

- (1) 南シナ海問題に対するアメリカの関与は、アメリカが中国の南シナ海におけるプレゼンスの増強に同盟諸国とともに対抗していくとのメッセージを示している。しかしその一方で、中国やその他の国の間に、アメリカが中国の台頭を阻止するために軍事的危機を高めているだけとの見方も高まっている。中国は、アメリカの動きを、冷戦思考の具現であり、平和と安定にとって有害であると非難してきた。南シナ海におけるアメリカの支配的地位が中国の台頭によって

挑戦されている。それ故、アメリカは、中国に対抗する姿勢を強化してきた。アメリカはこの努力にインドも巻き込み、カーター米国防長官の訪印時、補給品の交換協定に調印した。現在までのところ、インドは南シナ海におけるアメリカ主導の哨戒活動に参加することは拒否しているが、インド海軍のベトナム、オーストラリアそして日本との協力関係は、中国を念頭に置いたものである。アメリカは、西大西洋における軍事プレゼンスを強化しており、2020 年までに艦艇と航空機の 60%を太平洋地域に展開させる計画を進めている。

- (2) 米中による地域覇権争いが強まるにつれ、ASEAN は、一体として行動するか、あるいは国益に従って個別に行動するかの選択に迫られている。小国にとって、米中間でバランスを維持していくことは困難である。中国は、ASEAN 諸国との友好関係が中国自身の長期的な戦略に基づくものであると強調する一方で、南シナ海の海洋地勢に対する領有権主張に固執している。アメリカの圧倒的なパワーに基づく世界秩序が南シナ海の平和を維持してきたことは事実だが、南シナ海は中国の前庭であり、中国の主権主張は当然のことである。しかしそれを認めることは、現状維持を望むアメリカが大きな代償を払うことになる。従って、アメリカは、周辺の東南アジア諸国の間で恐怖と不安を駆り立て、中国を封じ込める戦略目標を達成する連合を形成するために、こうした不安感を利用しようとしている。
- (3) 他方、中国との関係を危険に曝してまで、アメリカの戦略的利益を満足させようとする国家がどれほど存在するのかという問題もある。東南アジア諸国にとって、米中いずれかの選択を迫られないことが理想である。中国がこの地域や地域を越えて経済的、政治的影響力を高めれば、アメリカの軍事態勢も強化されるであろう。そしてアメリカは自らの軍事プレゼンスを強化することで中国が身を引くことを望んでいると見られるが、中国は、より侵略的なスタンスをとってアメリカに対抗することもあり得る。覇権を争う 2 つの大国が米中関係のように経済的に相互依存関係にあったことは、これまでなかった。東アジア諸国を含め世界中が米中のこうした相互依存の共存関係が継続することを望んでいる。

記事参照 : Courting India, the Philippines and Others to Maintain U.S. Hegemony in South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/courting-india-the-philippines-and-others-to-maintain-u-s-hegemony-in-south-china-sea/>

5月19日「南シナ海、米中の軍事的衝突回避が至上課題—米海大教授論評」(China US Focus.com, May 19, 2016)

米海軍大学教授 Joan Johnson-Freese は、Web 誌、China US Focus に 5 月 19 日付で、“On Tip-toe in the South China Sea”と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海は、中国の大国への野望がアメリカの軍事力に遭遇した場所である。南シナ海では複数の国々を巻き込む政治的、法的問題があるが、米中両国にとって、軍事的衝突回避が最重要課題である。アメリカにとって、「航行の自由」の権利の擁護者として、この海域における「航行の自由」が主たる関心事である。従って、アメリカは、この権利を誇示するために、この海域で海軍力を誇示することを躊躇していない。このことは、米中両国軍の近接遭遇事案を急増させることになった。例えば、USS *John C. Stennis* 空母打撃群は 2016 年 4 月に南シナ海で「通常」の作戦行動を実施した際、しばしば中国海軍艦艇に付きまといわれた。5 月には、米海軍駆逐艦 USS *William P. Lawrence* が中国の人工島、ファイアリークロス礁の 12 カイリ以内の海域

を航行した。この時、中国は、2 機の海軍の戦闘機と 1 機の空中早期警戒機、そして 3 隻の艦艇を派遣し、同艦を追尾し、警告を発した加えて、南シナ海ではなく中国の 200 カイリ EEZ 内でも、2009 年に起きた米海洋観測艦 USNS *Impeccable* や USNS *Victorious* が関係したような近接遭遇事案が発生している。中国潜水艦の増強も、2009 年 6 月に起こった中国潜水艦と米駆逐艦の曳航式ソナーの接触事故のような事故の危険性を増大させている。従って、中国の危険な行動は軍事的衝突に繋がりにかぬないと想定することは、的外れではない。米中の武装アセット同士の誤解、誤算、あるいは単純な誤報であっても、砲火を交えたり、急速に制御を失って意図しない軍事衝突にエスカレートしたりする結果になるかもしれない。

- (2) 米中関係は台頭しつつある国と既存の支配大国との関係であり、従って、こうした関係における固有の対立、抗争問題を平和的に解決することは、両国にとって最善の戦略的利益となる。故に、米中間における意思疎通の回線は、平時でもまた危機の際にも不可欠である。これまで、アメリカは危機に際しての意思疎通に熱心であったが、中国側の意欲は薄弱であった。5 月に行われた、ダンフォード米統参議長と中国軍の房峰輝総参謀長とのビデオ会談で、両者はともに、もし呼び出しがあれば「責を負うべき部署にいる者が応答し、話を聞く」と断言した。あらゆるレベルにおける意思疎通は、害意のない行動であることを示し、意図しない結果を回避するために緊要である。*Navy Times* 紙の報道によれば、USS *John C. Stennis* 空母打撃群の駆逐艦 USS *Chung-Hoon* の艦長は、中国海軍艦艇と艦橋間の通信について、プロフェッショナルな意思疎通であった、と評価している。
- (3) 米中間の意思疎通の強化は、1988 年に締結された軍事海洋協議協定 (MMCA) の実施に向けて有益であろう。この合意は、艦艇や航空機の間での事故の危険を減少させるための「交通規則 ("rules of the road")」を確立するために、かつての米ソ海上事故防止協定 (INCSEA) のようなものを意図している。MMCA はこれまで機能してはいないが、今や機が熟しているかもしれない。また、利用可能な多国間枠組みのメカニズムや手順が存在する。1988 年に設立された「西太平洋海軍シンポジウム (WPNS)」は 2 年に 1 回、米中両国や、ラオスとビルマを除く ASEAN 加盟国の海軍のトップが集まり、海上の安全について討議するものである。2000 年に開催された WPNS は、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (CUES)」に合意した。CUES は 2014 年の WPNS で改訂された。
- (4) 米中間の意思疎通における新たな「未知数」は、フィリピン大統領としてのドゥテルテの今後の言動である。例えば、フィリピンの無分別な行動が中国との軍事的対峙を引き起こすようなことがあれば、アメリカは、1951 年の米比相互防衛条約によってこうした対峙に巻き込まれるかもしれない。南シナ海における米中間の軍事的衝突の回避は最重要課題である。意図せざる米中衝突の結果は悲惨なものとなろう。米中関係における危機管理の維持が重要である。アメリカは大統領選挙の年であり、候補者がこれまで以上に選挙民に迎合した姿勢を明確にしており、他方中国においても、経済成長が望めない中で、益々多くを求める大衆を宥めなければならず、従って両国の指導者にとって、両国関係の安定こそが最大の関心事でなければならない。

記事参照 : On Tip-toe in the South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/on-tip-toe-in-the-south-china-sea/>

5 月 20 日「比新大統領ドゥテルテの課題、米比関係を損なうべきではない—比専門家論評」(RSIS Commentaries, May 20, 2016)

フィリピンの The Centre for Intelligence and National Security Studies (CINSS) 所長、Rommel C. Banlaoi は、S.ラジャラタナム国際関係学院 (RSIS) の RSIS Commentaries に 5 月 20 日付で、“Duterte Presidency: Shift in Philippine-China Relations?” と題する論説を寄稿し、6 月末にフィリピン大統領となるドゥテルテの政策課題について、経済発展のために中国との関係修復を目指すとしても、アメリカとの安全保障関係を犠牲にすべきではないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ドゥテルテ次期大統領は、対中関係におけるパラダイムシフトを図ろうとしているようである。ドゥテルテは、南沙諸島問題について、これまでのフィリピンの方針を転換して 2 国間協議に戻るとの意向を示している。ドゥテルテの選択は中比関係改善の機会をもたらすかもしれないが、そのためには、ドゥテルテは 2 つの大きな障壁を克服しなければならない。
 - a. 1 つは、近く出される南シナ海仲裁裁判所の裁定の行方である。裁定がフィリピンの完全な勝訴にならなくても、裁定は国内的、国際的に一定のインパクトを持つ。政治に何がしかの政治的意味合いをもたらすはずである。ドゥテルテは、裁定を政治的梃子として中国との 2 国間対話の促進に結び付け用とするかもしれないが、それは中国の望むところではないであろう。ドゥテルテは、裁定をしばらく棚上げにして、中国との関係修復を図ろうとするかもしれない。しかしながら、裁定の棚上げは国内的にも国際的にも無理である。国内的には、議会や最高裁などがそれを黙認するはずがないし、また国際的にも、フィリピンの同盟国であるアメリカや、日本、オーストラリアそして EU 主要国などが裁定を支持すると見られるからである。しかし、もし中国との 2 国間対話がフィリピン国民、特に漁民が満足する結果を得られないと見られる場合には、ドゥテルテは裁定を梃子として利用するかもしれない。そうなれば、中国としても、フィリピンとの関係改善に乗り出す必要が生じるであろう。
 - b. 2 つ目は、アメリカとの間の防衛協力強化協定 (EDCA) の履行である。EDCA は、既に合憲と判断されており、履行する義務がある。しかも、フィリピンは、アメリカの同盟条約国であり、EDCA は同盟関係強化のツールである。ドゥテルテは、EDCA の履行を拒否しないとしても、アキノ政権のように対中関係を犠牲にしてまで米比同盟関係を強化するような、強い親米姿勢をとることはないであろう。
- (2) 結局、ドゥテルテは、アメリカとの安全保障同盟を強化しながら、他方で中国との経済的、政治的関係を維持するという、ヘッジ戦略を追求することになる。この戦略は、ドゥテルテ独自の政策ではなく、既に他の東南アジア諸国も追求している政策である。例えば、タイは、アメリカの条約上の同盟関係であるが、経済的理由から中国に擦り寄っている。インドネシア、マレーシア、シンガポールそしてベトナムも、経済的には中国と相互依存関係にあり、台頭する中国との良好な政治的関係を維持することに関心を持っている。同時に、これら諸国は、唯一グローバルな軍事展開能力を持つ既存の超大国、アメリカとの安全保障関係を維持する必要性を認識している。中国との密接な関係を持つカンボジア、ラオスそしてミャンマーでさえ、アジアにおける安全保障の提供者としてのアメリカの役割を歓迎している。
- (3) ドゥテルテの中国への傾斜は、10 世紀にまで遡る中国との歴史的な絆を考慮に入れた、現実的な選択と言える。中国は、世界最大の外貨保有国として、ドゥテルテが目指す、インフラの改善、対中 2 国間貿易の促進、観光振興、雇用増大、貧困層の救済といった公約を実現する機会を与えてくれるかもしれない。しかしながら、ドゥテルテは、アメリカとの同盟条約国である

という現実を直視しなければならないであろう。アメリカとの同盟関係は、フィリピンの対外関係において最も重要な要素である。ドゥテルテがアメリカとの同盟を廃棄しない限り、アメリカは、フィリピンの対外関係における最優先国であり続けよう。ドゥテルテは、中国との密接な関係を求めつつも、アメリカとの安全保障関係を継続的に強化することによる戦略的な利点を見失ってはならない。対中関係の改善は、米比関係を犠牲にして追求すべきではない。

記事参照：“Duterte Presidency: Shift in Philippine-China Relations?”

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/05/CO16121.pdf>

5 月 22 日「海を巡る 2 つの歴史的考え方とその今日的意義—米専門家論評」(The Diplomat, May 22, 2016)

在ワシントン法律事務所 The Wicks Group のパートナーで国際法専門家、Roncervert Ganan Almond は、5 月 22 日付の Web 誌、The Diplomat に、“Lords of Navigation: Grotius, Freitas, and the South China Sea”と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定を前に、海に関する歴史的理論を振り返って見ることも重要であるとして、Grotius と Freitas の海に関する理論を取り上げ、要旨以下のように述べている。

- (1) 16 世紀末にオランダが台頭し、15 世紀末からのアジアにおけるポルトガルの海洋覇権に挑戦するようになる。そして 1603 年に、オランダの東インド会社が現在のシンガポール近海でポルトガルの武装商船、*Santa Catarina* 号を拿捕する事件が起こった。東インド会社に雇われた若き法律家、Hugo Grotius は、当該船舶とその積荷は戦利品と見なされると主張した。Grotius は、1609 年に匿名で『自由海論 (Mare Liberum)』を著し、当時ヨーロッパで正当とされていた慣行に挑戦状を突きつけた。それに対し、ポルトガルの修道士、Serafim de Freitas が 1626 年の著書『アジアにおけるポルトガル人の正当な支配について (De justo imperio Lusitanorum Asiatico)』で、海洋に対する管轄権を提唱した。最終的には Grotius の海洋の自由論が勝り、今日の国連海洋法条約 (UNCLOS) に体系化された。しかしながら、Freitas の主張もまた、現代における沿岸国による接続水域やそれを越えた排他的経済水域、そしてその海底に対する主張に影響を及ぼした。Grotius によれば、航行と交易の自由は不可侵の自然権である。反対に、Freitas は、交易と航行の権利は自然権ではなく、これらの権利は人為的なものであり、従って、主権国家は自国の市場や領域へのアクセスを規制できると主張した。Freitas によれば、Grotius は、①無害通航、②緊急必要時における通航、③無制限通航の区別をしていない。主権国家の法律は最初の 2 つの事例を認めており、拒否は戦争の要因となり得る。しかしながら、3 つ目の事例については、国家は、特に自衛措置を理由に、外国との交易やアクセスを拒否する主権的権利を持つ。
- (2) Grotius の見解によれば、航行と交易の自由は公海が持つ特有の性質に基づくものである。本来、海は占有することができない共有物である。故に、海は発見、占有そして慣行によって保有を正当化したり、譲渡したりできない。従って、海の利用が共通の権利に由来するが故に、海の利用から私権が生じることもない。Grotius は、航行の自由について、「船舶の航行がその航跡以外の如何なる法的権利も後に残さないということは、誰でも知っている」と述べている。更に、ポルトガル人は海を最初に発見し、占領したと主張することができないとして、Grotius は、ポルトガル人の到着以前に、アジアの人々がその沿岸に続く海を知らなかった想定することは不自然であると指摘している。仮に海の占有が可能であったとしても、例えば、占有者は、

①太古以来の海の占有者であり、②この間、他の如何なるものも例外なく占有権を行使するのを阻止されてきた、といったことを証明しなければならない。Grotiusによれば、ポルトガルの場合は要件が不十分であり、ポルトガル人の到着から100年の期間を見ても、オランダ人、イギリス人、フランス人がしばしば武装船で東インド海域にアクセスし、航行することで、如何なる潜在的な占有主張も無視してきた。Grotiusは、海の一部が占有の対象となるとすれば、この占有は他から認められるもので、海の共通の利用を妨げない限りにおいてのみ可能であることを認めている。彼は、海を公海、沿岸水域、入り江そして湾に区分し、沿岸国がどこまでの水域を物理的に防衛でき、効果的な管轄権を行使できるかを考えた。そして例えば、アドリア海の場合、ベネチアはその長い海岸線にそって管轄権を行使できたといえるが、ポルトガル人とその広大な東インド海域については同じことはいえない、と結論づけた。

- (3) Freitasは、「自由の海」に対して、国家の法律による海の合法的な取得を説明するために、「準所有（“quasi-possession”）」という概念を提起した。彼はまず、ローマ法に対するGrotiusの解釈に疑問を呈し、海は共有財産と見なされるが、それでも皇帝の支配下にあると説いた。彼は、海とその資源が実際には有限で、無差別の利用によって損害を受けることから、自然法も海の排他的な所有を促していると説明した。また、Freitasは、Grotiusが効果的な管轄権を認めていることに対して、支配権を行使する主権国家の実際のパワーに制約があることから、海の広大さは部分的占有にとって完全な障害にはならなかったと主張した。彼は、歴史的先例として、アドリア海に対する排他的管轄権を主張したベネチアを挙げている。アジアにおいても、自国領土に接した水域における航行と漁業権に対して管轄権を主張する沿岸国によって、自由の海は規制されてきた。Freitasは、「我々は海に対する主権を認めないが、海の保護と海に対する管轄権は主権国家に属する」と述べている。もし海が航行することによって「準所有」ができ、主権国家の管轄権に置くことができるとすれば、主権国家の法律に基づいて、海は、特に太古以来の発見、占有あるいは慣行によって取得できることになる。彼は、この所有権の主張の論拠は所有海域を排他的に維持する当該国家の実際の物理的な支配力と意志である、と主張した。意志は、明確な宣言や特別な資格（称号）によって（外国船舶の使用禁止などの）措置を通じて示すことができる。
- (4) Freitasは、ポルトガル人がそれぞれの方法を活用してきたと見ている。第1に、cartazes（安全通行権）システムによって、ポルトガルは航行の権利に対する準所有を実効化しようとした。第2に、ポルトガル王マヌエル1世は、「エチオピア、アラビア、ペルシャそしてインドなどの征服、航海、通商の支配者」との称号を通して、東インド諸島への航路を占有し、支配する意志を鮮明にした。第3に、ポルトガルは、広大な支配領域を継続的にローマ教皇に献上することによって至上の称号を下賜されてきた。Freitasによれば、太古以来の占有あるいは慣行に対するポルトガルの主張はローマ教皇マルティヌス5世（1417年）による下賜に始まり、そしてこの称号は、ヴァスコ・ダ・ガマなどのポルトガル人航海者による海の実質的な支配を通じて裏付けられてきたという。
- (5) 今日、中国とアメリカは、400年前のポルトガルとオランダのように、アジアの海の支配を巡って抗争している。中国は、南シナ海のほぼ全域を網羅する「9段線」地図で示した海域に対して、「議論の余地のない主権」を主張してきた。この主張の根拠は何か。発見、占有そして慣行に關する北京の主張は、Freitasの考えに似通っている。北京は、「南シナ海での中国の活動は2000年以上の昔に遡る。中国は、南シナ海諸島を発見し、命名し、その資源を調査し、開発してき

た最初の国であるとともに、これら諸島に対する主権的権利を継続的に行使してきた最初の国でもある」と主張している。更に、北京は、埋め立てによる土地造成から新しい権利を主張することさえしている。他方、アメリカは、オランダ人の主張に従って、公海は全ての国に開かれたものであり、どの国も主権を主張することができないとの立場であり、更に人工構造物は主権的権利を創出しないとしている。例え南シナ海に対する歴史的主張が成立するとしても、そのためには、ワシントンは、①歴史的権利の開かれた、そしてよく知られた効果的な行使、②歴史的権利の継続的な行使、③歴史的権利の行使に対する他国の黙認、という要件が伴っていないと主張する。北京が、特に「屈辱の世紀」と自称する期間、海洋に対する支配というまでもなく、その本土に対する効果的な支配権さえ行使していなかった事実を考えれば、2000 年に及ぶ支配という中国の主張を裏付けるハードルは高いといえよう。

- (6) Grotius と Freitas の論争は、海洋利用における基本理念の発達が直線的に進展してこなかったことを思い起こさせる。いずれの主張も、原則を掲げてはいるが、政治的方便を受け入れてきた。この両者の論争問題が再び顕在化したということだけは間違いない。南シナ海を巡る論争は、既存の海洋秩序に対する重要な挑戦を意味する。UNCLOS と自由な海が、異なった時代を記念する海岸沿いの磨り減った記念碑のように、死文化してしまったのかどうか、今や、国際社会はその判断を迫られている。

記事参照 : Lords of Navigation: Grotius, Freitas, and the South China Sea

<http://thediplomat.com/2016/05/lords-of-navigation-grotius-freitas-and-the-south-china-sea/>

5 月 30 日「日印安全保障パートナーシップの重要性—インド人の視点から」(RSIS Commentaries, May 30, 2016)

米 The Brookings Institution の在ニューデリー、インドセンター研究員 Dhruva Jaishankar は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際学院 (RSIS) の RSIS Commentaries に 5 月 30 日付で、"India and Japan: Emerging Indo-Pacific Security Partnership"と題する論説を寄稿し、日印安全保障パートナーシップの重要性について、インド人の視点から要旨以下のように述べている。

- (1) アジアにおける米中抗争が激化する中、日本とインドは安全保障面で肅々と協力体制を強化してきた。日印間の安全保障協力は、主として中国に対する共通の懸念によって促進されてきたものであり、域内のパワーバランスを維持する上で重要な役割を果たすことになる。日印両国は共に中国との領土紛争を抱えている。こうした状況に対応して、日印両国は、外交安全保障政策の抜本的な改革に取り組んできた。日本では安倍政権下で、防衛庁が防衛省に格上げされ、国家安全保障会議や防衛装備庁が創設されるなど、国家安全保障政策の強化が進められている。日本にとって、特にシーレーンの安全確保や潜在的な武器輸出先という点からインドの存在は重要である。他方、インドのモディ政権は、外交政策に力を入れており、アメリカとの関係強化を進め、「アジア太平洋インド洋地域における米印合同戦略ビジョン」について合意した。またモディ政権は、インド洋周辺諸国との関係強化や、韓国、モンゴルそしてオーストラリアなどの東アジア諸国との関係強化も促進してきた。インドにとっても、日本との関係は、アメリカ・日本・インドの合同海軍演習や、インド・日本・オーストラリア三国対話といった、「少数国間」の安全保障対話やインド太平洋地域での合同軍事演習を実施する上で、不可欠のパートナーとなっている。

- (2) 歴史を振り返れば、日印安全保障関係は3つに時代区分できよう。第1期は1998年のインドの核実験以後の国交正常化を含む、2003年～2006年の「グローバル・パートナーシップ」とされた時期で、この時期には、沿岸警備隊の合同演習や、2004年のインド洋大津波における人道支援や災害救援などにおける協力態勢が見られた。第2期は2006年～2014年の「戦略的グローバル・パートナーシップ」と呼ばれた時期で、その中味や目的がより明確化された。2007年には、日印両国は、アメリカとオーストラリア（シンガポールも参加）を含む4カ国合同海軍演習に初めて揃って参加した。日印両国はまた、安全保障協力に関する共同宣言を発表し、2国間の実務者会談や合同海軍演習を開始し、外交・防衛閣僚による「2+2対話」を始め、更に防衛装備売却や合同生産について論議を開始した。そして第3期は2014年以降現在に至る時期で、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」といわれる。日印両国は、宇宙や防衛問題での協力関係を強化し、南シナ海における航行の自由を支持する共同声明を発出し、防衛装備の技術移転や軍事情報の庫婦間に関する協定に調印した。インドは、日本の集団的自衛権に関する憲法解釈の変更や、米印合同海軍演習、Malabarへの日本の正式参加を招請した。
- (3) 今日、日本にとってインドはアメリカとオーストラリアに次ぐ重要な戦略的パートナーといえる。そしてインドにとっても、日本はアジアにおいてアメリカに次ぐ重要なパートナーといえる。しかし、両国関係には少なくとも3つの重要な制約要因がある。
- a. 第1に、特定の問題に対する態度の違いである。例えば、官僚機構における慣習、冷戦期における戦略文化、対中政策における感情、インドの核戦力に対する日本の感情的対応、インドがアメリカの同盟ネットワーク構成国でないこと、インドのEEZにおける航行の自由に対する見解の相違など、日印間でも必ずしも同じ問題認識を共有しない問題がある。
 - b. 第2に、安全保障面での優先事項についても一致しているわけではない。インドから見て、日本はパキスタンにあまり関心がない。このことは、日本から見た北朝鮮に対するインドの関心についても同じである。日印両国は、相互に相手の優先的な関心事項にもっと意を用いるべきであろう。
 - c. 第3に、日印両国の過剰な期待感である。防衛装備の売却問題は、オーストラリアが日本の潜水艦購入を拒否したように、両国間に幻滅感をもたらす可能性もあろう。更に、両国の指導者個人同士のあまりに緊密すぎる関係に伴うリスクもある。
- (4) こうした制約要因にもかかわらず、日印両国は、安全保障パートナーシップを一層深化させるための幾つかの措置をとることができよう。日本の最大の対外戦略上の武器はODAである。例えば、北インド地方やアンダマン・ニコバル諸島におけるインフラ整備にODAを戦略的に活用することは、互恵的な安全保障利益に繋がるであろう。日印両国はまた、ミャンマー、バングラデシュ、イラン、アフガニスタン、中央アジア及び東アフリカなどの諸国で、開発援助協力を進めることもできよう。更に、海洋安全保障協力を一層強化することも重要である。日印パートナーシップ関係の強化は、インド太平洋地域における安定したパワーバランスの維持に大きく区貢献することになる。

記事参照：India and Japan: Emerging Indo-Pacific Security Partnership

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/05/CO16130.pdf>

6 月 29 日「ベトナムの対中、対米政策を巡るディレンマ—インド人専門家論評」(The National Maritime Foundation, June 29, 2016)

インドの The National Maritime Foundation (NMF) 研究員 Shereen Sherif は、NMF の Web サイトに 6 月 29 日付で、"Vietnam's Dilemma in Context of South China Sea: United States versus China" と題する論説を寄稿し、ベトナムは中国とアメリカの両国との関係の改善に努めており、海洋政策をめぐる米中の対立がある中で、ベトナムは対中・対米政策を戦略的に展開しようとしていると主張する。

- (1) 2016 年 5 月にオバマ米大統領が初めてベトナムを訪問した。この訪問の一義的な目的は、米越関係の正常化であったが、一方で中国の「封じ込め」の側面があったことは否定できない。近年、中国は、米越関係の改善と強化に懸念を示しており、ベトナムとの 2 国間関係を強化する政策に力を入れている。中国による対越政策の方向転換はベトナムの「対中戦略」の成功を物語ってともいえるだろう。実際、米越関係の回復は、中越関係にとっても建設的な影響を及ぼしている。例えば、包括的戦略パートナーシップの強化が進められたり、習近平の訪越時に共同コミュニケが宣言されたり、あるいは海洋政策での協力体制の構築を目指すなど、両国の関係も急速に改善されてきている。
- (2) 中国とベトナムは、同じ社会主義国として、不均衡な力関係ではあったものの、歴史的にみても友好的な関係を築いてきた。他方、アメリカとベトナムの関係は、相互依存で建設的、そして相互に利益のある関係を漸進的に築いてきた。つまり、ベトナムは、政治経済上の利益を得るために中国と協力する一方で、アメリカのような他の地域大国との協力関係を構築する努力も同時に行っており、従って中国に対しては伝統的なヘッジ戦略を選択してきたことになる。
- (3) 特に対中関係では南シナ海を巡る紛争で、ベトナムは、中国の言動を警戒して、海洋安全保障イニシアチブ (MSI) などを通じて、アメリカとの協調路線を模索してきた。それは、中国の提案する海洋シルクロード (MSR) と必ずしも合致しない政策であるが故に、ベトナムは政策決定上のディレンマを経験している。ベトナムに対するアメリカの安全保障協力は、中国との関係を複雑化させるからである。ベトナムは、中国との良好な関係を維持しつつ、アメリカからは戦略的な補助を確実に得る方策を保つことが重要となる。
- (4) 現在のベトナムの立場はインドのそれと酷似している。インドは戦略的自立性を公言する一方で、アメリカとは戦略的パートナーシップ関係にある。そしてその上に中国とは経済的相互依存関係にあるため、インドもまたディレンマを経験しているからである。しかしながら、インドは、すでに主要な地域大国であるため、ベトナムの立場とは少し異なり、対米、対中政策はヘッジ戦略ではなく均衡戦略といったほうが正しいであろう。南シナ海を巡る紛争とアメリカの地域における存在感が増す中で、ベトナムが今後もヘッジ戦略を選択していくのか、それともインドのような均衡戦略に転じるのか。そして米越関係が強化される中で、果たして中越関係も同じように強化されていくのか。今後の展開を注視する必要がある。

記事参照 : Vietnam's Dilemma in Context of South China Sea: United States versus China
<http://www.maritimeindia.org/View%20Profile/636027505454881723.pdf>

4. 北極海関連事象

4-1 主要事象

5 月 24 日「北極で後れをとるアメリカ、砕氷船建造が課題―米誌」(Foreign Policy, May 24, 2016)

米誌 Foreign Policy (電子版) は、5 月 24 日付で“U.S. Falls Behind in Arctic Great Game”と題する長文の論説記事を掲載し、世界的な砕氷船建設ブームの中で、アメリカは取り残されつつあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは、海氷の溶解によって石油採掘、新しい航路と観光船旅ルートの開発そして軍備競争が激しくなっている北極海情勢に対応するために、砕氷船建造努力を加速しようとしている。ロシアや中国など、多くの国で、新世代の砕氷船が建造されつつある。アメリカでも、5 月 24 日に上院歳出小委員会で新たな砕氷船建造のために 10 億ドルの支出が認められた。最終的に議会で承認されれば、建造費がほぼ賄われるが、完成までには少なくとも 10 年を要する。砕氷船隊を運用する米沿岸警備隊は、北極と南極での任務遂行のためには、6 隻の大型砕氷船を要すると主張してきた。気候変動に関する米海軍タスクフォースの創設者、David Titley 退役海軍大將は、「北極が地政学的にも、また環境面でも急激でダイナミックな変動期にある時期に、北極圏国家であるアメリカが砕氷船能力で後れをとっていることは不幸なことである。かかる変動期にあって砕氷船能力は極めて有効なヘッジ戦略だが、アメリカの能力は非常に限定的である」と述べた。
- (2) アメリカ以外の他の多くの国では、両極から遠い国も含め、砕氷船能力の強化に努めている。世界最大の砕氷船隊を持つロシアは、原子力砕氷船を含め、新たに 10 隻以上の砕氷船を建造している。中国は、2 隻目の砕氷船を進水させたばかりで、更に 3 隻目を建造中である。フィンランドは、世界で初めて砕氷能力を持つ LNG タンカーを建造中である。韓国の造船所でも、北極圏における天然ガス開発ブームを見込んで、砕氷能力を持つ LNG タンカーを建造している。ノルウェーとオランダは、砕氷能力を持つクルーズ客船を建造している。更に、フランス、英国、チリそしてオーストラリアなどは、南極大陸で運用するために新しい砕氷船を建造している。また、アルゼンチンは、極地能力を回復するために、唯一の砕氷船を改修したばかりである。こうした砕氷船建造ブームは、主として北極海の海水の急速な溶解による環境変化に対応するためである。地球の頂点の海に解氷域が拡大する状況に対して、特に中国は新しい航路に注目している。北京は最近、カナダ経由で北西航路による輸送を促進する意向を表明したが、中国海運大手、中国遠洋運輸集団 (COSCO) もシベリア経由の北方航路の利用拡大を計画している。また、北極海の海水の急速な溶解は新たにクルージング市場を生み出しており、2016 年夏には、クルーズ客船が初めて北西航路経由で、アンカレッジからニューヨークまで運航される。
- (3) しかし、アメリカは砕氷船能力では後れをとっている。現在、退役船齢に近づいている大型砕氷船と中型の砕氷船を各 1 隻保有しているだけである。現在、北極海の急速な海水の融解によって、北極圏の地理戦略的な重要性が高まるにつれ、アメリカも砕氷船の必要性に対する認識を高めてきている。しかしながら、現有の 2 隻を更新して、2 隻の新しい砕氷船が新造されても、沿岸警備隊が求める 6 隻には不足する。Paul Zukunft 沿岸警備隊司令官は、「我々は現在でも脆弱な状態にあるが、時間が経つ程、脆弱性が強まるばかりである」と述べている。議会

には海軍が砕氷船建造を支援すべきとの声もあるが、海軍は、砕氷能力はその任務にあらずと主張している。海軍の原子力潜水艦は何時でも北極海を通航できる。海軍広報官は、「海軍の原潜は大西洋と太平洋の間の通航ルートとして北極海を定期的に利用しており、これによって任務遂行能力と戦力展開における柔軟性が大いに高められる。この種の任務を遂行できるのは原潜だけである」と述べている。

- (4) 要するに、予測し得る将来において、アメリカもそして恐らくカナダも北極圏における能力不足を痛感することになろう。その間、アメリカの北極海水域を哨戒し、石油の流出や海氷の中で立ち往生するクルーズ客船に対処し、そしてベーリング海峡を通航する輸送船を護衛する任務は、老朽化しつつある 2 隻の砕氷船に依存せざるを得ないであろう。

4-2 海水状況

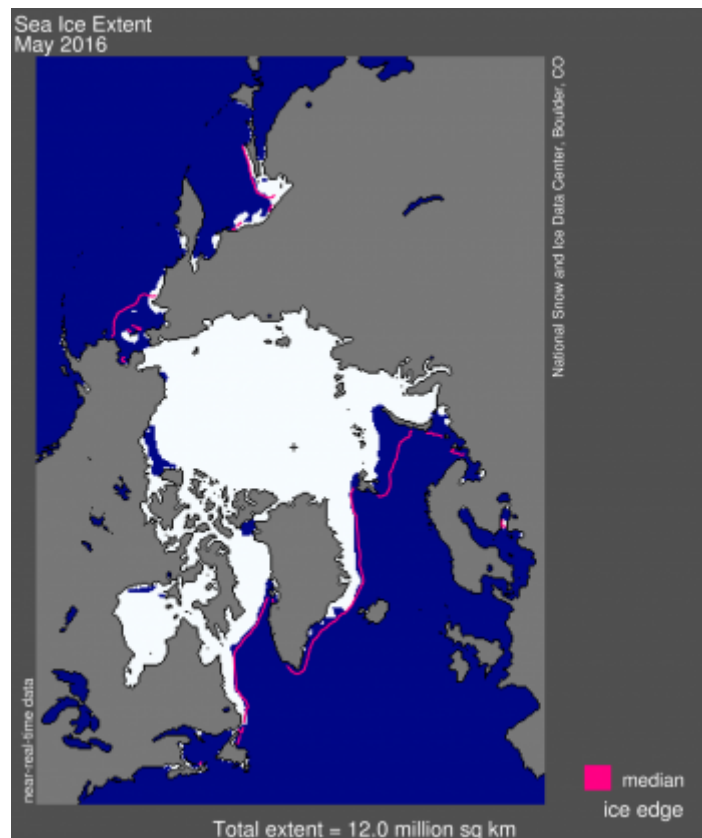
以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海水についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

4 月の海水状況

2016 年 4 月の海水状況を示す衛星画像は観測衛星の交代に伴って掲載されず。

5 月の海水状況

2016 年 5 月の状況 : Low ice, low snow, both poles



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/06/low-ice-low-snow-both-poles/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 5 月の平均的な海水域を示す。
+ は北極点を示す。

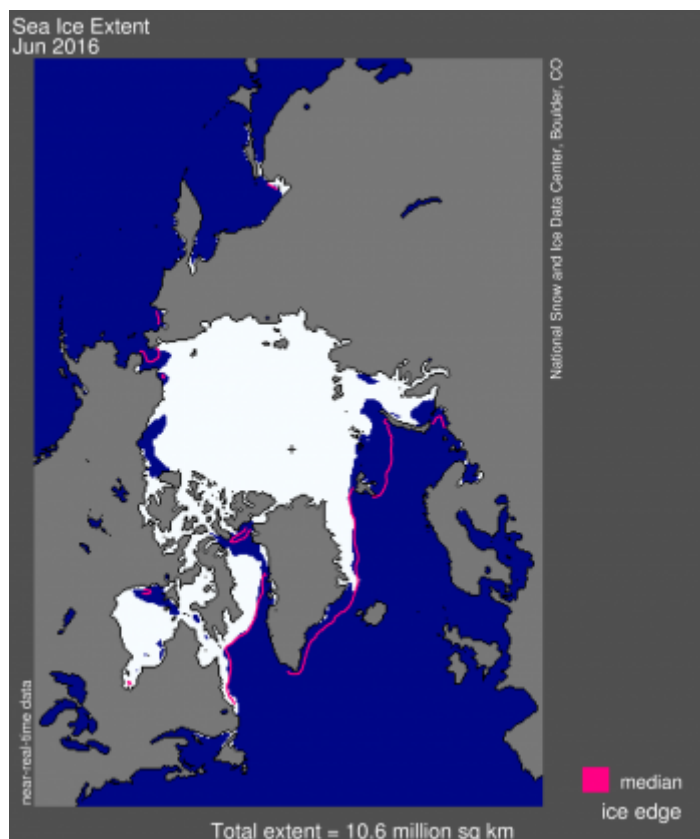
5 月の海水面積の月間平均値は 1,200 万平方キロで、5 月の海水面積としては 2004 年 5 月の最小記録を 58 万平方キロ下回る、衛星観測史上、最小の記録で、1981 年～2010 年の期間における 5 月の平均値、1,339 万平方キロを 139 万平方キロ下回った。

海水面積は、カラ海とバレンツ海で平均値を下回ったが、これは 2015 年と 2016 年の冬期に見られたパターンの継続である。ベーリング海と東グリーンランド海でも平均値を下回った。ボーフォート海では、大きな解氷域が沿岸部近くに出現している。

5 月の 925hPa レベル（海面上ほぼ 3,000 フィート）での大気温度は、北極海の大部分で、1981 年～2010 年の期間における 5 月の平均値を摂氏 2 度～3 度上回った。部分的には、チュクチ海では摂氏 4 度～5 度、バレンツ海では摂氏 4 度、それぞれ平均値を上回った。

6 月の海氷状況

2016 年 6 月の状況：Extent loss slows, then merges back into fast lane



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/07/extent-loss-slows-then-merges-back-into-fast-lane/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 6 月の平均的な海氷域を示す。

6 月の海氷面積の月間平均値は 1,060 万平方キロで、衛星観測史上、最小値を記録した。2016 年では、3 月のみが最小値を記録していないが、その他の月は全て最小値を記録した。6 月は、2010 年の最小記録を 26 万平方キロ下回り、1981 年～2010 年の期間における 6 月の平均値、136 万平方キロ下回った。カラ海とバレンツ海の花氷面積は、冬期から春期に見られたと同様に、平均値を下回っている。ボーフォート海では、気温が平均値より低いにもかかわらず、海氷面積は平均値を下回り、6 月としては、衛星観測史上、2 番目に小さかった。

II. 解説

南シナ海仲裁裁判所の裁定：その注目点と今後の課題

上野 英詞（日本安全保障戦略研究所上席研究員）

はじめに

オランダのハーグに設置された南シナ海仲裁裁判所は 7 月 12 日、中国の南シナ海における行動に対して初めての国際司法判断を下した。この仲裁裁判は、フィリピンが 2013 年 1 月に国連海洋法条約（UNCLOS）に基づいて提訴していたもので、中国は一貫して参加を拒否してきたが、南シナ海仲裁裁判所は 2015 年 10 月 29 日、「仲裁裁判手続きへの中国の不参加は仲裁裁判所の管轄権を奪うものではない」とし、仲裁手続きを進めていた。提訴から 3 年半後の 7 月 12 日、南シナ海仲裁裁判所は、15 項目に及ぶフィリピンの提訴項目全てに対して裁定を下した。

フィリピンは、南シナ海における中国との領有権紛争を巡って、仲裁裁判に訴えた唯一の国である。この裁定は、1 つの提訴項目を除いて他の全ての提訴項目でフィリピンの主張を認めた、中国の完敗ともいえるものであった。南シナ海における中国の強引な力による現状変更の試みは、UNCLOS 違反と決め付けられる結果となった。南シナ海仲裁裁判所の裁定は最終的なもので、UNCLOS 加盟国としての中国に対しても法的拘束力を持つが、フィリピンと中国の南シナ海における領有権紛争の直接的な解決をもたらすものではないし、中国に対して裁定の遵守を強要するメカニズムもない。しかしながら、中国の南シナ海における力による現状変更国際司法が断罪を下したことに大きな意義がある。

以下は、仲裁裁判の前提としての南シナ海問題の概要を踏まえた上で、南シナ海仲裁裁判所の裁定に見る注目点と今後の課題について検討したものである。（本稿は筆者の個人的見解である）

1. 南シナ海問題とは

（1）南シナ海の領有権紛争

南シナ海には、パラタス諸島（以下、東沙諸島）、パラセル諸島（以下、西沙諸島）、マクセルフィールド諸島（以下、中沙諸島）、スプラトリー諸島（以下、南沙諸島）などがある。西沙諸島と南沙諸島を中心に 300 近い大小様々な島嶼、岩、環礁などの自然に形成された海洋地勢（maritime features）が相互に近接して点在している。これら南シナ海の主な海洋地勢の名称には、過去の領有権の変遷を象徴するように、沿岸国の主要言語である中国語、ベトナム語、フィリピンのタガログ語そしてマレー語に加えて、欧米語の表記が混在している他、さらに一部の海洋地勢には敗戦までの日本の占有を反映した日本語名を持つ海洋地勢もあり、今日の南シナ海を巡る領有権紛争の複雑さの遠因となっている。

今日の南シナ海問題を巡る領有権紛争は、西沙諸島と南沙諸島（新南群島）を領有していた日本の敗戦に端を発する。1945 年 8 月の日本の敗戦後、空白状態になった南シナ海は、沿岸各国による海洋地勢の争奪の場となり、紆余曲折を経て今日に至っている。

現在、東沙諸島については日本の敗戦後の 1947 年から中華民国（台湾）が実効支配しており、台湾は 2007 年に「東沙環礁国家公園」に指定している。東沙島（パラタス島）には滑走路があり、海岸巡防署（沿岸警備隊）の要員が駐留している。

西沙諸島に対しては、中国、台湾及びベトナムが領有権を主張している。西沙諸島は西南のクレセント諸島（永楽群島）と東北のアンフィトリテ諸島（宣徳群島）に大別されるが、ベトナム戦争後の米軍撤退後、中国は 1974 年 1 月、クレセント諸島を占拠していた当時の南ベトナムとの「西沙海戦」によって、西沙諸島全域の実効支配を確立した。西沙諸島で最大の島、ウッディー島（中国名：永興島、以下各海洋地勢の漢字表記は中国名を指す）は 1956 年以来、中国が占拠しており、2012 年 7 月には、南沙諸島、西沙諸島及び中沙岩礁群を含む南シナ海全域を管轄する「三沙市」と「軍警備区」が置かれた。

中沙諸島に対しては、フィリピン、中国及び台湾が領有権を主張している。中沙諸島はそのほとんどが干潮時でも海面下にある暗礁群だが、スカボロー礁（黄岩島、フィリピン名：パナタグ礁）は三角形の岩礁群で、内側がラグーン（潟）となっており、開口部が 1 カ所ある。この岩礁は、フィリピンのルソン島の西方約 230 キロにあって、北方のバシー海峡を窺う戦略的に重要な位置にある。2012 年 4 月、スカボロー礁のラグーンで操業する中国漁船を巡って中国とフィリピンは両国の政府公船同士が対峙した。その後、台風接近を理由にフィリピンが巡視船を引き上げた後も、中国の政府公船や漁船は居座り、中国は、開口部をロープや漁網で封鎖して、漁船や巡視船そして戦闘艦艇を配備してこの岩礁を取り巻き、フィリピン漁民の接近を阻止し、現在に至るまで実効支配を続けている。スカボロー礁におけるこうした中国の不当行為は、フィリピンが南シナ海仲裁裁判所に中国を提訴した動因の 1 つになったとされる。

南沙諸島に対しては、フィリピン、マレーシアそしてブルネイがその一部に対して、中国、台湾及びベトナムがその全部に対して領有権を主張している。南沙諸島には 120 を越える海洋地勢があり、各領有権主張国の実効支配する海洋地勢の数は資料によって多少異なるが、概ねフィリピン 8 カ所、マレーシア 3 カ所、ベトナム 21 カ所、中国 7 カ所、台湾 1 カ所と見られる（地図 2 参照）。各領有権主張国は、自国が実効支配する主な海洋地勢に小規模な守備隊などを配備している。

（２）沿岸国の領有権主張

（ア）フィリピン

フィリピンは 2009 年 3 月、領海基線法（The Philippine Archipelagic Baselines Law）を制定し、パナタグ礁（スカボロー礁）とカラヤン諸島（南沙諸島の一部に対するタガログ語呼称）をフィリピン群島の領海基線に含めず、これらを基線の外側にある、国連海洋法条約第 121 条「島の制度」の適用領域とするとともに、領海基線法第 2 条でパナタグ礁とカラヤン諸島に対するフィリピンの主権を明記した。さらに、フィリピンは 2011 年 6 月、南シナ海のフィリピンの主権と主権的管轄下にある海域を「西フィリピン海（The West Philippine Sea）」と改称し、2012 年 9 月には、当時のアキノ大統領が改称を公式化する行政命令に署名した。行政命令文書は、「フィリピンは、ルソン海とその周辺海域、カラヤン諸島（南沙諸島）とスカボロー礁及びその周辺海域を含む海域を画定する固有の権限を有している。西フィリピン海の命名は、フィリピン共和国が主権と主権的権限を持つ領域に対する完全な支配を確定するものである」としている。フィリピンが実効支配する海洋地勢ではパグアサ島（ティトゥ島）が最大で、南沙諸島では 2 番目に大きな海洋地勢であり、1,000 メールとの滑走路を有する。ここには市が置かれ、市長が任命されている。また、中国が 1995 年に占拠したミスチーフ礁に近い、アユンギン礁（セカンドトーマス礁）では、1999 年に第 2 次大戦当時の揚陸艦「シエラマドレ」を座礁させ、領有権主張のために小規模の海兵隊守備隊を駐留させている。これに対して、中国は継続的にフィリピンによる同船守備隊への補給活動を妨害してきた。このことは仲裁裁判所へのフィリピンの訴因の 1 つとなった。

(イ) ベトナム

ベトナムは、1975年5月の南北統一後、南ベトナムが実効支配していた海洋地勢を引き継ぎ、その後、南沙諸島の幾つかの海洋地勢を新たに占拠した。その内、スプラトリー島（ベトナム名：チュオンサ島）は、南シナ海の海洋地勢では4番目の大きさだが、ベトナムが占拠する最大の島で、500メートルの滑走路を有する。ベトナムは、2012年6月に海洋法を制定し、西沙諸島と南沙諸島に対する主権を改めて確認した。これに先立って、ベトナムは、2009年5月に単独で南シナ海中部での200カイリの排他的経済水域を越えて大陸棚外縁の延伸を、またマレーシアと合同で南部での大陸棚外縁の延伸を、大陸棚限界委員会に申請している。これに対しては、中国とフィリピンが抗議している。

(ウ) 中国の「9段線」主張と「歴史的権利」

中国は、西沙諸島と南沙諸島の全てに対して領有権を主張している。中国の主張の特徴は、9カ所の段線を結ぶ「9段線」といわれるものである。「9段線」が示された地図は、1947年に当時の国民党政権が発行した地図が最初で、国民党政権の地図には「11段線」が描かれていた。その後、現中国に継承され、1953年以降に発行された中華人民共和国の地図では、当時の社会主義国北ベトナムとの関係に配慮して、トンキン湾の2本の段線が消され、「9段線」に書き直されている（その後、中国は、ベトナムとの間では、2000年12月に「トンキン湾（北部湾）の領海、排他的経済水域、大陸棚の画定に関する協定」を締結し、この協定は2004年7月に発効した）。

以後、中国は「9段線」主張を裏付ける国内法の整備を進め、1958年9月に発表した「領海宣言」で、南シナ海の大部分を自国の領海と宣言した。そして中国は、1996年6月のUNCLOS加盟に先立つ1992年2月に、海洋主権に関する国内法として「領海および接続水域法」を制定し、領海を「中華人民共和国陸地領土の基線から12カイリ」と定めるとともに、第2条で陸地領土について、「中華人民共和国の大陸およびその沿海島嶼を含み、台湾および釣魚島（尖閣諸島）を含む附属各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島および中華人民共和国に所属する一切の島嶼を包含する」と規定した。さらに、1998年6月には「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定している。

中国は、マレーシアとベトナムが合同で2009年5月に「大陸棚限界委員会（CLCS）」に大陸棚外縁の延長を申請したことに対する抗議の口上書で、「9段線」地図を論拠として提出した。中国が南シナ海の領有権を国際的に主張するために「9段線」地図を使ったのはこれが初めてとされる。この口上書で、中国は、「9段線」内の海域における海洋地勢とその周辺海域に対して「議論の余地のない主権」を主張するとともに、「長い歴史の過程で形成されてきた南シナ海における中国の主権と関連する諸権利は、歴代の中国政府に受け継がれ、国内法によって何度も再確認され、国連海洋法条約を含む国際法規によって護られてきた」と主張している。いわゆる「歴史的権利」と称するものである。しかしながら、中国は、「9段線」地図が依って立つ法的根拠については一度も明確に言及したことはない。この「9段線」についても、フィリピンは、UNCLOSの下で中国に認められる海洋権限の地理的範囲を実質的に超える部分については法的効果を持たないとして、仲裁裁判所への訴因の1つとして取り上げた。

(エ) 中国の南沙諸島に対する漸進的侵出と人工島の造成

南沙諸島に対して、中国は、1987年6月に「適当な時期に島嶼を取り戻す権利を留保している」との声明を出し、1988年3月のベトナム海軍との「南沙海戦」で、南沙諸島の6つの海洋地勢、即ちクアルテロン礁（華陽礁、漢字表記は中国名、以下同じ）、ファイアリークロス礁（永暑礁）、ガベン礁（南薰礁）、ジョンソン南礁（赤瓜礁）、スービ礁（渚碧礁）及びヒューズ礁（東門礁）に対する実効支配を確立した。ミスチーフ礁（美濟礁）については、中国は、1992年のフィリピンからの米

軍撤退の虚を突いて 1995 年に占拠した。そして中国は、南沙諸島で占拠する 7 カ所の海洋地勢、即ちクアルテロン礁（華陽礁）、ファイアリークロス礁（永暑礁）、ガベン礁（南薫礁）、ジョンソン南礁（赤瓜礁）、ミスチーフ礁（美濟礁）、スービ礁（渚碧礁）及びヒューズ礁（東門礁）で、フィリピンが仲裁裁判所に提訴したから 1 年半後の 2014 年半ば以降、迅速かつ大規模な埋め立てを行い、これら全ての海洋地勢を人工島に作り替えた。これによって、南シナ海の戦略的景観が一変した。海洋地勢における埋め立て工事や人工島の造成は、UNCLOS に照らして違法ではないし、またベトナムやフィリピンも自国占拠の海洋地勢の補強や補修などのために小規模な埋め立て工事を実施している。しかしながら、南シナ海の戦略的景観を一変させる程の規模とスピードで実施された中国による埋め立て工事とそれによる人工島の造成は、現在の形状からは当該海洋地勢の原初形状を判断できないし、原初形状に戻すことも最早不可能な明確な現状の変更である。（南シナ海沿岸各国の領有権主張に基づく海洋境界については文末添付地図 1 参照、南沙諸島の海洋地勢と領有権主張国の占拠状況については文末添付地図 2 参照）

下表は、中国が 7 つの海洋地勢に造成した人工島の軍事装備や施設等の配備、建設状況をまとめたものである（2016 年 8 月末現在）。

中国が造成した人工島	軍事装備や施設等の配備、建設状況
スービ礁（渚碧礁）	3,000 メートル級滑走路、格納庫建設中、大型多層階軍事施設、衛星通信用と見られるアンテナ×7、レドーム型監視タワー、ヘリパッド、灯台、農園等
ガベン礁（南薫礁）	無線通信用アンテナ建設中、火砲用と見られる施設×8、対空砲、海軍砲、ヘリパッド×2、支援建屋等
ファイアリークロス礁（永暑礁）	3,000 メートル級滑走路、格納庫建設中、大型艦船受け入れ可能な港湾、対空砲、レーダータワー建設中、火砲用と見られる施設×8、通信施設、灯台×2、衛星通信用と見られるアンテナ×10、支援建屋等
クアルテロン礁（華陽礁）	通信用と見られるアンテナ×5、レーダー施設、レーダータワー×2 建設中、ヘリパッド×2、大型多層階軍事施設、衛星通信用と見られるアンテナ、火砲用またはミサイル用と見られる施設×5、灯台、多用途支援建屋等
ミスチーフ礁（美濟礁）	3,000 メートル級滑走路、格納庫建設中、軍事施設×2、衛星通信用と見られるアンテナ×3、埠頭建設中等
ヒューズ礁（東門礁）	多層階軍事施設、防衛用タワー×4、火砲用と見られる施設×8、レーダー施設建設中、ヘリパッド、灯台等
ジョンソン南礁（赤瓜礁）	防衛用タワー、脱塩ポンプ、レーダー施設、農園、灯台、太陽発電施設、通信施設、ヘリパッド×2、大型多層階軍事施設、栈橋、衛星通信用と見られるアンテナ×3、レーダータワー建設中×2、発電用風車×2 等

＜出典＞Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS の各人工島の建設状況を基に、その他の資料も加え、筆者作成。

米議会調査局が 2015 年 6 月に公表した報告書は、中国が造成した人工島の軍事価値について、主として以下の諸点を指摘している。

- ①平時には、漁船、海警局巡視船及び海軍艦艇の補給や休養拠点となり、これら艦船のローテーション配備が可能になる。捜索・救難（SAR）能力が強化される。
- ②接近阻止/領域拒否（A2/AD）システム（レーダー、電子傍聴システム、地対空ミサイル、対艦巡航ミサイル（ASCM）、有人・無人機など）の配備が可能になる。海洋情勢識別能力（MDA）が強化される。
- ③南シナ海に防空識別圏（ADIZ）が設定されれば、ファイアリークロス礁の 3,000m 級滑走路から早期警戒管制機（AWACS）や戦闘機による管制が可能になる。
- ④人工島に配備された各種施設や海軍艦艇（Type 022 ミサイル艇、Type 056 コルベット、Type 054 フリゲートなど）や航空機は、米軍との戦闘では脆弱で、修復能力も限定的で、また再補給も困難と見られるが、米軍は人工島の施設や配備戦力に対処するために、緒戦段階で他から攻撃用戦力を引き抜いて展開させる必要があり、したがって、これら施設は米軍の戦闘計画立案にとって新たな課題となろう。
- ⑤人工島の地積から大規模部隊の駐留は不可能だが、小規模部隊の駐留によって限定的な両用攻撃能力の確保ができ、他国が実効支配する海洋地勢に対する中国の小規模な両用作戦を支援することは可能である。但し、他の領有権紛争当事国にとっては、中国の人工島の施設や駐留戦力に対する攻撃は不可能ではないとしても、困難であろう。

中国が造成した人工島や、その上で建設されている滑走路や各種の施設が、その軍事的利用可能性とは別に、平時における南シナ海の海洋環境や台風などの自然災害に対してどの程度の耐久性があるかどうかは不明だが、いずれにしても、前述の西沙諸島のウッディー島（永興島）への地対空ミサイルランチャーの配備に加えて、「半閉鎖海」でグローバルな海上交通路の要衝である南シナ海の東部中央部の南沙諸島に、3 本の 3,000 メートル級の滑走路を備えた中国の前進軍事拠点の出現は、地域全体の安全保障上重大な影響を及ぼすことは間違いないであろう。

2. フィリピンによる仲裁裁判所への提訴

フィリピンのデルロサリオ外相（当時）は 2013 年 1 月 22 日、西フィリピン海（南シナ海におけるフィリピン管轄海域に対するフィリピンの呼称）における領有権紛争の平和的かつ持続的な解決を実現するために、UNCLOS 第 287 条及び附属書 VII に基づいて、オランダの首都、ハーグにある常設仲裁裁判所に中国を提訴した、と発表した。中国外交部は同年 2 月 19 日、提訴は歴史的かつ法的に誤った措置であり、中国に対して受け入れ難い告発を含んでいるとして、フィリピンの仲裁手続きへの参加を拒否した。

その後、中国は、2014 年 12 月 7 日付の南シナ海の管轄権問題の仲裁申し立てに対する中国政府の立場に関する口上書（ポジションペーパー）を常設仲裁裁判所に提出し、仲裁裁判所には本件に対する管轄権がないと主張した。以後、中国は仲裁手続きを受け入れない姿勢を一貫して示してきた。中国政府の口上書（Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines）は、仲裁裁判所には本件に対する管轄権がないと主張し、その事由として以下の諸点を指摘している。

- ①仲裁裁判所に提訴された問題の本質は、南シナ海の幾つかの海洋地勢に対する領土主権であり、

国連海洋法条約の対象外であり、従って、条約の解釈や適用に関わる問題ではない。

- ②中国とフィリピンは、2 国間の政府機関の協議や南シナ海に関する 2002 年の「行動宣言」に基づき、交渉を通じて関係紛争を解決することに同意している。フィリピンは、一方的に仲裁裁判を始めることによって、国際法の下における義務を怠っている。
- ③仲裁裁判の主題が UNCLOS の解釈や適用に関わるものと仮定したとしても、この問題は 2 国間の海洋境界画定問題の不可分の一部であり、従って、中国が UNCLOS に従って 2006 年 8 月に提出した、領有権主張に関する問題を（UNCLOS 第 298 条に基づく）第三者による調停から除外する 2006 年宣言に該当する問題である。
- ④故に、仲裁裁判所は、本件提訴に対して如何なる管轄権も有しない。全ての国が持つ紛争解決手段選択の自由に基づく、中国の仲裁裁判への参加拒否は国際法に合致したものである。

中国は仲裁手続きを受け入れない姿勢を一貫して示してきたが、結局、仲裁裁判所は 2015 年 10 月 29 日、「仲裁裁判手続きへの中国の不参加は仲裁裁判所の管轄権を奪うものではない」とし、フィリピンが訴えた 15 項目の訴因中、7 項目に関して裁判所に管轄権があると判断し、仲裁手続きを進めることを決定した。

【コラム 1】

仲裁裁判所とは

UNCLOS 第 287 条は、「条約の解釈又は適用に関する紛争」を解決する手段として、①国際海洋法裁判所、②国際司法裁判所、③仲裁裁判所、④特別仲裁裁判所の 4 つの手段を規定している。仲裁裁判所は、国際海洋法裁判所や国際司法裁判所と違い、一方の当事国が参加を拒否しても仲裁手続きを進められる。しかしながら、仲裁裁判所は、領有権や海洋境界の画定については管轄権がない。ハーグに所在する常設仲裁裁判所は 1899 年に設立された国際紛争を平和的に解決するための国家間組織で、裁判では通常、当事者が第三者を仲裁人に選ぶことになっており、仲裁裁判所は申し立ての度に設置される。常設裁判所は事務局と仲裁人候補者リストによって構成され、紛争当事国はこのリストから裁判官を選定することになる。今回の南シナ海仲裁裁判所はハーグに置かれたが、別の場所で行われることもある。南シナ海仲裁裁判所では、5 人の仲裁人の内、各当事国が同数を選び、残りを相互に協議して決めるが、今回は中国が参加を拒否したため、フィリピンが選んだ 1 人を除いて、他の 4 人を当時の国際海洋法裁判所の柳井所長が任命した。中国側が裁定後、この任命を公正でないと日本を批判した所以である。

3. 南シナ海仲裁裁判所の裁定内容

ハーグに設置された南シナ海仲裁裁判所は仲裁開始から 3 年半後の 2016 年 7 月 12 日、南シナ海仲裁裁判所は、15 項目に及ぶフィリピンの提訴項目全てに対して裁定を下した。南シナ海仲裁裁判所は、海洋地勢に対する主権問題や海洋境界画定に関しては管轄権を有しない。従って、この裁定は、フィリピンと中国の南シナ海における領有権紛争の直接的な解決をもたらすものではない。

フィリピンの提訴項目は、UNCLOS を判断基準として、条約の限度を超えた中国の領有権主張、南沙諸島の海洋地勢の法的地位やその地理的位置、中国の南沙諸島における諸活動などの可否について判断を仰いだもので、提訴した 15 項目は、第 15 項目を除いて、相互に関連した以下の 4 つに大き

く類別される。

1 つ目は、中国の「9 段線」で囲った海域に対する「歴史的権利」が UNCLOS に違反し、無効であるとするもの。2 つ目は、南シナ海の海洋地勢の法的地位に関するもの（コラム 2 参照）。3 つ目は、中国の南シナ海における海洋環境を破壊する建設活動と漁業活動によって、フィリピンの主権的権利と航行権が妨害されているとするもの。4 つ目は、中国の南シナ海における仲裁裁判開始後の行動は、仲裁裁判中の紛争の悪化や拡大の自制を求める UNCLOS 違反であるとするものである。

【コラム 2】

南シナ海の海洋地勢の法的地位

南沙諸島を巡る領有権紛争では、以下の 3 つのタイプの海洋地勢が関わっている。UNCLOS の規定によれば、各海洋地勢の定義とそれが有する海洋権限は以下の通りである。

- 「低潮高地」とは、低潮時には水面上にあるが満潮時には水面下に沈む自然に形成された陸地で、UNCLOS 第 13 条 1 項の規定では、当該「低潮高地」の全部または一部が本土または島から領海の幅を超えない距離にあれば、その低潮線は領海の幅を測定するための基線として用いることができる。しかし、第 13 条 2 項の規定では、当該「低潮高地」の全部または一部が本土または島から領海の幅を超える距離にあれば、当該「低潮高地」は 12 カイリの領海も 200 カイリの排他的経済水域（EEZ）も有しないし、占有の対象にもならない。なお、沿岸国の EEZ 内に造成された人工島は、第 60 条 5 項の規定に基づいて、周辺 500 メートルの安全水域を宣言できるだけである。
- 「岩」とは、第 121 条 3 項の規定によれば、恒久的に海面上にある（「高潮高地」）が、人間の居住または独自の経済生活を維持することができない海洋地勢であり、「岩」は、12 カイリの領海と領空を有するが、EEZ を有しない。「岩」の上で造成された人工島も同様である。
- 「島」とは、第 121 条 1 項、2 項の規定によれば、人間の居住または独自の経済生活を維持することができる自然に形成された海洋地勢であり、「島」は、領海、領空及び EEZ を有する。

公表された裁定（Tribunal's Award）は 500 頁弱の膨大なものだが、以下は、上記類別に従って、裁定内容の概要を示したものである。（○で示した数字はフィリピンの提訴項目番号を示す）

A. 中国の「9 段線」で囲った海域に対する「歴史的権利」について

訴因①：中国の南シナ海における海洋権限は、フィリピンのそれと同様に、UNCLOS の規定の限度を超えて、拡大してはならない。

裁定：南シナ海における海洋権限は UNCLOS の規定の限度を超えてはならない。

訴因②：いわゆる「9 段線」によって包摂される南シナ海の海域に対する主権的権利と管轄権、及び「歴史的権利」に関する中国の主張は、UNCLOS に違反するものであり、UNCLOS で認められる海洋権限の地理的範囲を実質的に超える部分については法的効力を持たない。

裁定：「9 段線」によって包摂される南シナ海の海域に対する「歴史的権利」、主権的権利または管轄権の主張は UNCLOS に反するものであり、UNCLOS の規定の限度を超えた如何なる「歴史的権利」、主権的権利または管轄権の主張も認められない。

B. 南シナ海の海洋地勢の法的地位について

訴因③：スカボロー礁（黄岩島）は EEZ や大陸棚を生成しない。

裁定：スカボロー礁（黄岩島）は「岩」であり、12 カイリ領海のみ有する。

訴因④：ミスチーフ礁（美濟礁）、セカンドトーマス礁（仁愛礁）、スービ礁（渚碧礁）は領海、EEZ または大陸棚を生成しない「低潮高地」であり、占拠やその他の手段によって占有できる対象ではない。

裁定：いずれも満潮時に海面下に沈む「低潮高地」で、如何なる海洋権限も有しない。スービ礁（渚碧礁）は、ティトゥ島（比名：パガサ島、フィリピン占拠）西方の「高潮高地」サンディケイの 12 カイリ以内に位置する。

訴因⑥：ガベン礁（南薰礁）、マッケナン礁（西門礁、ヒューズ礁（東門礁）を含む）は「低潮高地」で何の海洋権限も有しないが、これら環礁の低潮線は、ナムイエット島（鴻麻島、ベトナム占拠）とシンカウ島（景宏島、同）のそれぞれの領海の幅を測定する場合の基線として用いることができる。

裁定：いずれも「低潮高地」ではなく、満潮時にも海面上にある「高潮高地」で、「岩」として 12 カイリの領海のみ有する。ガベン礁（北）はナムイエット島（鴻麻島）の 12 カイリ以内に位置し、またヒューズ礁（東門礁）はマッケナン礁（西門礁）とシンカウ島（景宏島）の 12 カイリ以内に位置し、それぞれの領海の幅を測定する場合の基線として用いることができる。（訴因⑥海洋地勢の法的地位に関するフィリピンの主張は認められなかった。）

訴因⑦：ジョンソン南礁（赤瓜礁）、クアルテロン礁（華陽礁）、及びファイアリークロス礁（永暑礁）は、EEZ または大陸棚を生成しない。

裁定：いずれも「岩」で、12 カイリの領海のみ有する。南沙諸島における自然に形成された「高潮高地」はいずれも、UNCLOS 第 121 条 3 項に該当する、人間の居住または独自の経済的生活維持できる海洋地勢ではなく、EEZ と大陸棚を生成しない。南沙諸島の全ての「高潮高地」は、例えばイツアバ島（太平島、台湾占拠）、ティトゥ島（中業島、パガサ島、比占拠）、ウエストヨーク島（西月島、リカス島、比占拠）、スプラトリー島（南威島、チュオンサ島、越占拠）、ノースイーストケイ（北子島、パロラケイ、比占拠）、サウスウエストケイ（南子島、越占拠）などを含め、人間の居住または独自の経済的生活維持できない「岩」である（Tribunal's Award 622, 625, 626, pp.253-254 など）。（各海洋地勢の位置については、文末添付地図 2 参照）

C. 中国の海洋環境を破壊する建設活動と漁業活動によるフィリピンの主権的権利と航行の自由の妨害について

訴因⑤：ミスチーフ礁（美済礁）、セカンドトーマス礁（仁愛礁）はフィリピンの EEZ と大陸棚の一部である。

裁定：いずれもフィリピンの EEZ と大陸棚の一部である。

訴因⑧：中国はフィリピンの EEZ と大陸棚における生物資源と鉱物資源に対するフィリピンの主権的権利の享受とその執行を不法に妨害した。

裁定：中国は UNCLOS 第 58 条 3 項（沿岸国の権利及び義務に対する妥当な考慮）に違反した。

訴因⑨：中国はフィリピンの EEZ 内における自国漁民と船舶による違法な操業を阻止しなかった。

裁定：中国は UNCLOS 第 192 条、194 条 5 項（海洋環境と生態系の保護、保全）に違反した。

訴因⑩：中国はスカボロー礁（黄岩島）周辺でのフィリピン漁民の伝統的漁業活動を妨害することによって、フィリピン漁民の生計活動を不法に阻止した。

裁定：中国はスカボロー礁（黄岩島）周辺でのフィリピンの伝統的漁業活動を妨害した。

訴因⑪：中国はスカボロー礁（黄岩島）とセカンドトーマス礁（仁愛礁）において UNCLOS の海洋環境の保護、保全義務に違反した。

裁定：中国は UNCLOS 第 123 条（、194 条 5 項（海洋環境と生態系の保護、保全）スカボロー礁（黄岩島）とセカンドトーマス礁（仁愛礁）で海洋環境を破壊する漁業や珊瑚の採取を行い、海洋環境保全義務に違反した。

訴因⑫：ミスチーフ礁（美済礁）に対する中国の占拠と建設活動

- a. 人工島、施設及び構造物に関する UNCLOS の規定違反
- b. UNCLOS の海洋環境の保護、保全に関する中国の義務違反
- c. UNCLOS に違反した、不法な占拠行為の実行

裁定：ミスチーフ礁（美済礁）における中国の活動は海洋環境保全義務に違反。同礁はフィリピンの EEZ 内にあり、人工島の建設はフィリピンの主権的権利の侵害である。同礁は「低潮高地」であり、故に占有の対象ではない。

訴因⑬：中国によるスカボロー礁（黄岩島）周辺海域を航行するフィリピン船舶に対する衝突のリスクも厭わない中国政府公船の危険な運用は UNCLOS に規定する義務に違反する。

裁定：中国は海洋の安全に関する UNCLOS やその他の義務に違反している。

D. 中国の最近の活動は仲裁裁判中の自制を求める UNCLOS の義務違反について

訴因⑭：中国は 2013 年 1 月の仲裁裁判への提訴以来、特に以下の行為によって、問題を不法に悪化させて、引き延ばしてきた。

- a. セカンドトーマス礁（仁愛礁）内の水域とその周辺海域におけるフィリピンの「航行の自由」の権利に対する妨害

- b. セカンドトーマス礁（仁愛礁）内（座礁させた艦船内）に駐留するフィリピン要員の交替と再供給に対する妨害
- c. セカンドトーマス礁（仁愛礁）内に駐留するフィリピン要員の健康と生活を危険に晒すこと。
- d. ミスチーフ礁（美濟礁）、クアルテロン礁（華陽礁）、ファイアリークロス礁（永暑礁）、ガベン礁（南薫礁）、ジョンソン礁（赤瓜礁）、ヒューズ礁（東門礁）及びスービ礁（渚碧礁）における浚渫、人工島造成そして建設活動の実施

裁定：セカンドトーマス礁（仁愛礁）周辺海域での UNCLOS 第 298 条 1 (b) の軍事活動に該当する行動については仲裁裁判所に管轄権がないが、フィリピンの EEZ 内における埋め立てや人工島の造成によって、紛争を悪化させ、拡大させた。

E. その他

訴因⑮：中国は、UNCLOS の下でのフィリピンの諸権利と自由を尊重し、南シナ海の海洋環境の保護、保全を含む UNCLOS における義務を遵守し、フィリピンの諸権利と自由に妥当な考慮を払いつつ、自らの諸権利と自由を行使すべきである。

裁定：仲裁裁判所は、この項目について、特に言及の必要を認めていない。

4. 南シナ海仲裁裁判所の裁定の特徴

(1) 中国の「9 段線」主張と「歴史的権利」に対する判断

今回の裁定で最も注目されるのは、南シナ海の大部分を包摂する中国の「9 段線」主張と、「9 段線」内の海域に対する中国の主権的権利、管轄権または「歴史的権利」に関する判断である。裁定は、①南シナ海の海洋資源に対する中国の「歴史的権利」の主張は国連海洋法条約の規定の限度を超える部分については無効であり、②中国が南シナ海や海洋資源を歴史的にまた排他的に管轄してきた証拠はなく、従って③中国の「9 段線」内の海域における「歴史的権利」の主張は如何なる法的根拠もない、とした。

この裁定は、南シナ海を「核心的利益」とし、「9 段線」に囲まれた海域に対する「議論の余地のない主権」を主張して、「サラミスライス戦術」といわれる漸進的な侵出による現状の変更や、漁船、政府公船そして海軍艦艇によって占拠海洋地勢を多層的に取り巻きフィリピン漁民などのアクセスを拒否する「キャベツ戦術」などを駆使した、巧妙かつ強引な中国の南シナ海に侵出戦略に痛打を浴びせた形になった。中国は、南沙諸島での埋め立てとそれによる人工島の造成について、「議論の余地のない主権」の範囲内であるとして、その正当性を主張してきたが、その根拠を全面的に否定された。

(2) 南沙諸島には「岩」があっても、「島」はない

ア. 裁定で注目される 2 つ目は、南沙諸島の海洋地勢の法的地位に関して、UNCLOS 第 121 条の「島の制度」に関する規定を条文の文言毎について厳格に解釈したことである。南シナ海問題の核心の 1 つは近接して点在する個々の海洋地勢の領有権を巡る紛争であり、従って、南シナ海問題における最大の争点は、対象となる海洋地勢に対する主権と、海洋境界の画定によって不可欠の当該海洋地勢の法的地位を巡って展開される。UNCLOS に規定される「島」、「岩」そして「低潮高地」などの海洋地勢が有する法的地位とそれに伴う海洋権限はコラム 1 に示した通りだが、裁定は、南沙諸島には「岩」はあっても、「島」はないとの判断を示した。

- イ. 文末添付地図 2 は各海洋地勢の位置を示したもののだが、この裁定に従えば、中国が人工島に作り替えた 7 カ所の海洋地勢の内、ジョンソン南礁（赤瓜礁）、クアルテロン礁（華陽礁）、ファイアリークロス礁（永暑礁）、ガベン礁（南薰礁）及びヒューズ礁（東門礁）の原初形状は「岩」で、従って 12 カイリの領海のみを有する。また、中沙諸島で中国が実効支配するスカボロー礁（黄岩島）も「岩」とされ、12 カイリの領海のみを有する。
- ウ. 一方、スービ礁（渚碧礁）とミスチーフ礁（美濟礁）の原初形状は「低潮高地」で、如何なる海洋権限も有せず、占有の対象にもならない。更にミスチーフ礁（美濟礁）に近いセカンドトーマス礁（仁愛礁、アユンギン礁）では、フィリピンは 1999 年に第 2 次大戦当時の揚陸艦「シエラマドレ」を座礁させ、領有権主張のために小規模の海兵隊守備隊を駐留させている。これに対して、中国は継続的にフィリピンによる同船守備隊への補給活動を妨害してきた（前述の裁定に示したように、この活動について、軍事行動に該当する行動については仲裁裁判所には管轄権なしとしている）が、同礁も「低潮高地」とされた。従って、中国が人工島の造成を本格化させたのはフィリピンが仲裁裁判所に提訴してから 1 年半以上も後の 2014 年半ば以降からだが、中国が造成した人工島は、原初形状が「岩」とされた 5 カ所が領海 12 カイリを有することになり、他の 2 カ所は如何なる海洋権限も有さず、占有の対象にもならないということになる。その上で、ミスチーフ礁（美濟礁）とセカンドトーマス礁（仁愛礁、アユンギン礁）はフィリピンの EEZ 内にあると認定され、これらの埋め立てや人工島の造成はもはや原初形状に戻すことは不可能だが、フィリピンの主権的権利の侵害ということになった。同時に、裁定は、中国の南シナ海における海洋環境を破壊する建設活動と漁業活動によって、フィリピンの主権的権利と航行権が妨害されているとするフィリピンの主張も認め、こうした中国の活動による回復不能なまでの海洋環境の破壊を非難した。
- エ. 裁定は UNCLOS 第 121 条の「島の制度」に関する条文を厳格に解釈して、領海、EEZ そして大陸棚を有する「島」の要件を詳細に検討している。その結果、これまで「島」とされてきた、台湾占拠のイツアバ島（太平島）、フィリピン占拠のティトゥ島（パガサ島）、ベトナム占拠のスプラトリー島（チュオンサ島）などは「岩」と裁定された。これらの「島」はいずれも真水が出、人間も居住しているが、裁定は、政府要員の駐留を「人間の居住または独自の経済的生活」を維持する要件を満たすものではない、としている。
- オ. 台湾はこの裁定に強く反発している。台湾は 1956 年 6 月以来、南沙諸島最大の海洋地勢である太平島（イツアバ島）を今日に至るまで実効支配している。台湾本島から南方約 1,600 キロに位置する太平島では、3,000 トン級の艦船が接岸できる埠頭や 1,200 メートルの滑走路を有する。台湾が仲裁裁判所に 2016 年 3 月に提出した資料によれば、太平島は真水が利用可能で、病院、郵便局、発電所などのインフラが整備され、灯台も設置されており、海岸巡防署の要員が駐留している。当時の台湾の馬英九総統は 2016 年 1 月 28 日、軍の C-130 輸送機で太平島を日帰りで訪問し、太平島が国連海洋法条約第 121 条の規定に合致する島であることを強調した。7 月 12 日の台湾外交部の声明は、「台湾はこの仲裁裁判に参加していないし（オブザーバーとしての傍聴も認められなかった）、台湾の見解も反映されていないが故に、この裁定に拘束されない」と言明している。また、台湾は、裁定文書における台湾の表記が“Taiwan Authority of China”となっていることに対して、「主権国家としての中華民国の法的地位を汚す不適切な表現である」と批判し、そして太平島を「岩」とされたことに対して、「中華民国が主権を行使し、それに伴う海洋権限を施行している南沙諸島の法的地位を危うくするものである」と

主張している。

カ．南沙諸島には「島」はないとの判断が示されたことで、南沙諸島には 12 カイリの領海を有する「岩」と「低潮高地」のみが存在することになった。「低潮高地」は何の海洋権限も有しないが、領海を有する「岩」の 12 カイリ以内に位置しておれば、当該「岩」の領海の幅を決める基線として用いることができる。もし上記の太平島などが「島」であれば、当該「島」は 12 カイリの領海に加えて、200 カイリの EEZ や大陸棚を有することになり、近接して点在している南シナ海の海洋地勢の特性から見て、これらの「島」を巡る海洋境界の画定は極めて複雑で、困難なものになったであろう。

(3) 裁定の領有権紛争への影響

この裁定は、「9 段線」を法的根拠なしとしたことに加え、南沙諸島に「岩」と「低潮高地」のみの存在を認定したことによって、中国と領有権を争う他の紛争当事国の対応も含め、南シナ海の領有権紛争の今後の展開に大きな影響を及ぼすことは必至であろう。

可能性は限りなくゼロに近いが、もし中国が「9 段線」の撤回に同意すれば、どのような展望が描けるか。例えば、文末添付地図 1 に示した地図から「9 段線」を消去すれば、①中国を含む沿岸各国の 200 カイリ EEZ の境界画定、②いずれの沿岸国の EEZ にも含まれない、近接して点在する 12 カイリの領海を有する「岩」と「低潮高地」の正確な地理的位置（前述のように、「低潮高地」は何の海洋権限も有せず、占有の対象でもないが、領海を有する「岩」の 12 カイリ以内に位置しておれば、当該「岩」の領海の幅を決める基線として用いることができる）とその領有主権と領海幅の画定、③そしてフィリピンとベトナムの EEZ 内に所在する中国が造成した人工島や占拠海洋地勢の取り扱い、といった南シナ海問題の具体的な争点が見えてくることになるだろう。

いずれにしても、もし中国が「9 段線」を撤回すれば、南シナ海の風景が一変することは間違いない。そうなれば、当事国同士の 2 国間あるいは多国間の外交交渉、また領有権紛争と海洋境界画定紛争に管轄権を有する、国際司法裁判所や国際海洋法裁判所における紛争解決に委ねることも可能になり、紛争の平和的解決への道が拓かれる。さらに、ASEAN と中国との間で、法的拘束力を持つ、「南シナ海に関する行動規範」(COC) 締結に向けた交渉も進展が可能になるだろう。

5. 裁定に対する中国の対応

問題は、中国の対応である。中国は、仲裁過程への参加を拒否してきたが、今回の裁定に対しても国を挙げて猛反発しており、この裁定を受け入れる可能性はほとんどないとみられる。

中国外交部は 7 月 13 日に発表した声明で、「裁定は無効であり、拘束力を持たず、中国は受け入れず、認めないことを厳粛に声明する」「南海における中国の領土主権と海洋権益はいかなる状況下でも裁定の影響を受けず、中国は裁定に基づくいかなる主張と行動にも反対し、受け入れないものである」と宣言するとともに、仲裁裁判の裁定に対する中国政府の白書を公表した。中国政府白書は、①中国は東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島を含む南海諸島に対して主権を有する、②中国の南海諸島は内水、領海、接続水域を有する、③中国の南海諸島は排他的経済水域と大陸棚を有する、④中国は南海において歴史的権利を有する、⑤中国の上述の立場は関係の国際法と国際慣行に合致している、と述べて、裁定に真っ向から反対している。

中国はこの裁定を歯牙にもかけていないが、裁定の完全無視は、世界の海洋活動の基本であり、「海の憲法」ともいわれる国連海洋法条約に対する違反であり、国際社会の厳しい批判に晒されなければならない。裁定後初めての国際会議となった、裁定後初めての国際会議となった、7 月中旬のモンゴ

ルでのアジア諸国と欧州諸国の首脳が参加した会議（ASEM）や、7月下旬のラオスの首都ビエンチャンで裁定後初めて開催された一連の東 ASEAN 外相会談や ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚会議、さらには東アジアサミット（EAS）外相会議では、「南シナ海」や「裁定」への言及、そして中国の名指しこそ避けたが、南シナ海問題を巡る仲裁裁判所の裁定の受け入れを中国に求める共同声明などが発出された。中国は、裁定後のこうした一連の会議を通じて、猛烈な外交攻勢を展開したといわれ、特に ASEAN 関連の一連の会議では、中国に近いカンボジアやラオスに対して経済力を背景に影響力を駆使して、「全会一致」を原則とする ASEAN の切り崩しを図り、ASEAN が共同声明で仲裁裁判所の裁定受け入れを中国に迫る事態を阻止することに一先ず成功したといえる。中国の王毅外相は、会議後、「著しく合法性を欠いた裁定のページはめくられた」「裁定を巡る熱気は下がっていくであろう」と述べたとされる。

国際社会は、国際法の原則に従って紛争の平和的解決を目指して、中国に対して裁定受け入れを迫る持続的な国際的キャンペーンを展開しなければならない。

6. 裁定後の中国の南シナ海における軍事的選択肢

こうした中国の強固な反応振りから、中国が今後、取り得る具体的な選択肢としては、造成済みの人工島における軍事施設の建設や軍事力の配備の促進に加えて、スカボロー礁（黄岩島）の埋め立てによる人工島の造成とその軍事化、そして南シナ海空域への防空識別圏（ADIZ）の設定などが考えられよう。

ア. スカボロー礁（黄岩島）の埋め立てによる人工島の造成と軍事化

スカボロー礁（黄岩島）はフィリピンのルソン島の西方約 230 キロにあって、北方のバシー海峡を窺う戦略的に重要な位置にあり、中国は 2012 年 4 月の中比両国の政府公船同士の対峙を経て現在に至るまで同礁の実効支配を続けていることは、既述した通りである。仲裁裁判所の裁定では、同礁は 12 カイリの領海のみを有する「岩」と認定され、同礁周辺での中国の活動がフィリピンの主権的権利の侵害と断定された。フィリピン紙によれば、裁定後の 7 月中旬にフィリピン漁民がスカボロー礁（黄岩島）への接近を試みたところ、中国海警局の巡視船などから妨害されたという。

2016 年 4 月 25 日付の香港紙、South China Morning Post（電子版）が中国海軍に近い消息筋の話しとして報じるところによれば、中国は 2016 年後半にもスカボロー礁（黄岩島）の埋め立てに着手し、滑走路の建設も計画しているという。スカボロー礁（黄岩島）については、米海軍のリチャードソン作戦部長が 2016 年 3 月に、中国が周辺海域で活動を活発化させているとし、「埋め立てに着手する懸念がある」と述べていた。下記の地図に見るように、もしスカボロー礁（黄岩島）が滑走路を持つ人工島に作り替えられれば、中国の弾道ミサイル搭載原潜が海南島三亚の海軍基地から太平洋へ進出する重要なルートと見られるバシー海峡を扼することができることになる。さらに、スカボロー礁（黄岩島）と、西沙諸島のウッディー島（永興島）、そして南沙諸島の中央部で 3,000 メートル級の滑走路を持つ 3 カ所の人工島（ファイアリークロス礁、スービ礁、ミスチーフ礁）を結ぶ「戦略的小三角形」とで構成される「戦略的大三角形」が完成する。この「戦略的大三角形」は南シナ海支配上、極めて重要な意味を持つことになり、大小 2 つの「戦略的三角形」の構築は、中国による南シナ海の軍事拠点化の総仕上げといっているかもしれない。

イ. 南シナ海空域への防空識別圏（ADIZ）の設定とその戦略的意味

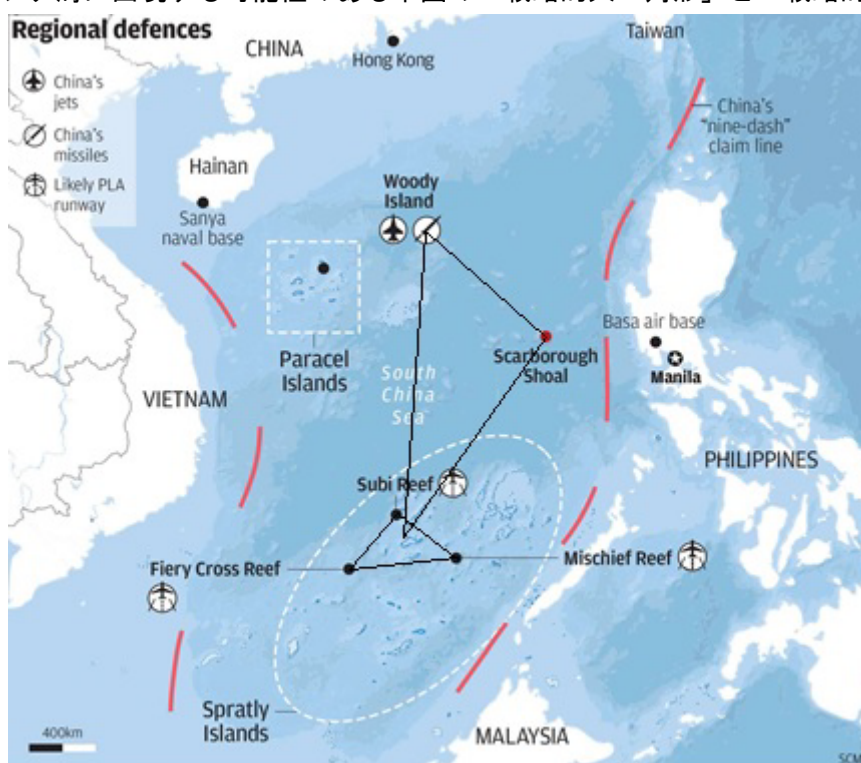
もう 1 つの懸念は、南シナ海空域への防空識別圏（ADIZ）の設定である。中国が 2013 年 11 月に尖閣諸島を包摂する東シナ海上空に設定した ADIZ は、領空の外側に隣接して設定され、当該国の領

空に至る航空機を対象とし領空侵犯に対して警告する、通常の ADIZ に比べて極めて軍事色の強いものである。

中国の「9 段線」は法的に無効と裁定されたが、中国の劉振民外務次官は 7 月 13 日、「安全が脅かされれば、防空識別圏を設定する権利がある」と述べたように、もし中国が「9 段線」に沿ってその上空に東シナ海の ADIZ と同様の軍事色の強い ADIZ を設定すれば、「9 段線」内の海域とそれに対する「議論の余地のない主権」は、前述の 2 つの「戦略的三角形」に配備された早期警戒管制機 (AWACS) や戦闘機による管制能力を備えた前進航空拠点によって機能強化され、中国の公式地図に描かれた単なる「段線」に替わって、軍事力に裏打ちされた領海、領空と実質的に変わらない中国の戦域空間に様変わりしよう。

中国にとって、東シナ海と南シナ海における領域支配の確立は、中国の「接近阻止・領域拒否 (A2/AD)」にとって必須の要件である。従って、南シナ海における前進航空拠点を結ぶ 2 つの「戦略的三角形」とその上空における ADIZ は、中国の近海防衛戦略の要となる第 1 列島線の内側の海域を、文字通り「中国の海」とするであろう。

地図：南シナ海に出現する可能性のある中国の「戦略的大三角形」と「戦略的小三角形」



Source: South China Morning Post.com, April 26, 2016 に 2 つの三角形を加筆

7. アメリカの軍事的対応

中国は、強大化する力を背景にした威嚇的手段を通じて、東アジアの海洋における現状変更を推し進めている。更に、中国の行動を断罪した南シナ海仲裁裁判所の裁定も完全に無視している。ここでは、アメリカが中国との軍事紛争へのエスカレーション回避を至上命題としながら、中国の拡張主義的侵出を抑止し阻止し得る対中軍事ヘッジ態勢を構築できるかという問題を検討しておきたい。

（１）アメリカの軍事プレゼンスの強化と新たなローテーション展開拠点の確保

当然ながら、中国に対して自らの行動が高い代償を強いられることになることを認識させ、自らの行動を自制する方向に導き得るのは、アメリカの明確な意志とその軍事態勢に優るものはない。

アメリカは近年、中国の軍事力とその到達範囲の増大を睨んで、アジア太平洋地域を重視する「リバランス」戦略を進めており、アジア太平洋地域における軍事プレゼンスの強化と同盟国やパートナー諸国に対するコミットメントを改めて確認している。2013年6月には、当時のヘーゲル米国防長官が米海空軍力の6割をアジア太平洋地域に再配備し、ローテーション展開を押し進め、最新装備を配備する方針を明らかにした。

新たなローテーション展開拠点の確保についてみれば、2012年半ばに米海兵隊のオーストラリア北部のダーウィンへのローテーション展開が始まり、最大約2,500人の海兵隊がローテーション展開する。また米空軍機もローテーション展開しており、装備品や補給品の事前集積も進められている。オーストラリアは、グアムや日本などの米軍基地とは異なり、増強されつつある中国のミサイル戦力の覆域外にある。オーストラリア北部のダーウィンへの海兵隊の展開は、米軍の前方展開を受け入れている日本や韓国の主要基地に代わるものではないが、オーストラリアは、インド洋（ペルシャ湾も含む）への、そしてインド洋と西太平洋を結ぶ極めて重要なシーレーンへのアクセスを可能にする、政治的に安定し、信頼できる拠点を提供することになる。

また、シンガポールは2013年に4隻の米海軍沿岸戦闘艦（LCS）のローテーション展開を受け入れることに合意し、2017年末までに4隻が展開することになっている。また、2015年12月には、米シンガポール防衛協力強化協定が締結され、P-8対潜哨戒機のローテーション展開も始まった。

そして、南シナ海における紛争当事国であるフィリピンにおけるアメリカの軍事プレゼンスも強化されることになった。フィリピンは、南シナ海問題の直接当事国の中で、唯一のアメリカの同盟条約国である。アメリカは2014年4月に、フィリピンとの間で新たな軍事協力協定（EDCA）に調印し、フィリピン国内基地へのローテーションによるアクセスに合意した。フィリピン最高裁判所が2016年1月に、EDCAを合憲と判断したことで、フィリピンにおける米軍事力再展開の道が開けた。そして両国は3月にフィリピン国内5カ所の空軍基地を米軍拠点にすることに合意した。米軍は、これらの基地にローテーションによるアクセスが可能になり、アジア太平洋地域への「リバランス」戦略を進める上で、これまで以上に多くの部隊、艦船及び航空機のより頻繁な展開が可能になる。もっとも、フィリピンのドゥテルテ大統領は米比軍事協力に否定的な態度をとっており、今後の展開が注目される。

更に、アメリカのアクセス拠点として注目されるのは、ベトナムのカムラン湾である。カムラン湾はベトナム中南部にあって、南シナ海に面した深水港である。また、近傍に大型輸送機や戦略爆撃機が着陸可能な飛行場があり、アクセス拠点としての戦略的価値は高い。ベトナムは2016年3月に、カムラン湾を国際港として開放し、外国の軍艦や民間船を受け入れることになった。今のところ、ベトナムがアメリカとの間で正式の軍事協力協定を締結する動きはないが、もしアメリカがカムラン湾に定期的にアクセスすることが可能になれば、アメリカは、南シナ海を挟んで西側にカムラン湾、東側にフィリピンのアクセス拠点、そして南端のシンガポールのアクセス拠点を加えて、南シナ海における対中軍事バランスを維持する上で優位な戦略態勢を構築することができよう。

従って、ベトナムにとって、カムラン湾の存在は対中牽制力の切り札として注目される。ベトナムは、中国の出方に応じて、カムラン湾の存在を状況に応じ戦略的に活用できるということになる。これは、対中関係におけるベトナムの強みといっている。

なお、海上自衛隊の護衛艦「ありあけ」と「せとぎり」は 2016 年 4 月 12 日、カムラン湾に寄港した。日本の艦船のカムラン湾寄港は戦後初めてで、南シナ海で実効支配を強める中国を念頭に、ベトナムとの防衛協力の強化を印象づけることになった。これに先立って、これら 2 隻の護衛艦は、フィリピン北部スービック港にも寄港し、またフィリピンでは「最近の周辺国の状況に対応するため」とし、15 年ぶりに潜水艦も同港に寄港した。日本は、中国を念頭に、フィリピンやベトナムに巡視船の供与を進めているほか、P-3C 哨戒機をフィリピンに頻繁に訪問させるなど、南シナ海での存在感を高めている。

（２）アメリカは南シナ海問題に介入するか

ア．アメリカの国益と「航行の自由」作戦の実施

南シナ海問題に対するアメリカの立場は、当時のクリントンアメリカ務長官の 2010 年 7 月のハノイでの発言に集約されている。それによれば、

- ①航行の自由、アジアの海洋コモンズ（国際公共財）に対する自由なアクセス、そして南シナ海における国際法規の遵守は、アメリカの国益である。
- ②アメリカは、領土紛争を解決するため、全関係国による協調的な外交プロセスを支持し、どの関係国による武力の使用あるいは威嚇にも反対する。
- ③アメリカは、南シナ海における領土主権を巡る紛争に対してはいずれの側にも与しないが、いずれの当事国も国連海洋法条約を遵守して、領土主権と海洋スペースに対する権利を追求すべきである。

以後、アメリカは、南シナ海問題に対しては、クリントン発言の論旨を繰り返し表明してきているが、中国による人工島の造成とそれを拠点とした南シナ海の軍事化の進展が明白になってきたことから、「航行の自由」（FON）作戦の実施に見られるように、次第に踏み込んだ対応を取るようになっていく。

アメリカは 2015 年 10 月、中国が 2014 年後半頃から南沙諸島における人工島造成を加速して以来、初めての FON 作戦を実施した。カーターアメリカ防長官がマケイン米議会上院軍事委員長宛の書簡（2015 年 12 月 21 日付）で明らかにしたところによれば、この最初の FON 作戦は、どの領有権主張当事国にも事前通知しないで、FON 作戦の通常の手順と国際法に従って南沙諸島の 5 つの海洋地勢の 12 カイリ以内の海域を通過することによって実施した。また、同書簡は、FON 作戦の狙いについて、「アメリカは、南沙諸島の海洋地勢の主権に関しては、いずれの国にも与しない。従って、FON 作戦は、これらの海洋地勢に対するいずれの国の主権主張にも対抗するものではない。FON 作戦は、領海内通航に事前許可を求める一部の国の政策を含め、領有権主張国による当該領有地勢周辺海域における『航行の自由』の権利を規制しようとする試みに対抗するものである」と述べている。以後、米海軍は、2016 年 1 月と 5 月にも FON 作戦を実施している。

「航行の自由」は、アメリカの基本的な国益である。アメリカの FON 作戦は、前記カーター書簡にあるように、国際法に違反する海洋に関する過剰な権限要求には同意しないという意思表示である。しかしながら、問題は、アメリカと中国では、沿岸国の主権が及ぶ 12 カイリまでの「領海」と、沿岸から 200 カイリまでの排他的経済水域の 2 つの海域において国連海洋法条約が規定する「航行の自由」が意味することについて、見解が異なっていることである。すなわち、アメリカは、全ての船舶は、事前の許可を得ることなく、当該沿岸国の 200 カイリの排他的経済水域と 12 カイリの領海を通航することでき、また、軍艦は、排他的経済水域内では軍事演習と監視活動を含む如何なる活動も実施できる、という立場である。アメリカは、あからさまな軍事活動が禁止される「無害通航」の原則

に反しない限り、軍艦も領海を通航できるという立場であり、その原則に基づき世界中で FON 作戦を実施している。他方、中国は、軍艦は排他的経済水域内で軍事演習や監視活動を実施できず、基本的に排他的経済水域内での如何なる船舶の通航も「無害通航」でなければならない、としている。さらに、中国は、「無害通航」の原則を遵守する場合でも、軍艦は沿岸国の領海に入る時には事前許可を必要とするとの立場である。

こうした見解の相違は、米中両国の軍事戦略に直接関連するものであるが故に、その解決は容易ではない。アメリカにとって、南シナ海の国際海域に対する妨害のない軍事的アクセスを維持することは、経済的に重要な戦略的シーレーンを護るとともに、アジアの有事におけるアメリカの介入を可能にする上でも不可欠である。他方、中国にとって、この海域はいわゆる「第1列島線」内にあって、「接近阻止／領域拒否（A2/AD）」戦略における「領域拒否」海域、すなわち軍事的聖域化を図る、「核心的利益」とする海域である。

南シナ海仲裁裁判所は、中国の「9 段線」主張を法的根拠なしと裁定した。今後、アメリカがこの裁定を「錦の御旗」として、特に中国が造成した人工島周辺海域やスカボロー礁の周辺海域で、断続的な FON 作戦を実施するようになれば、中国がどう対応するか。2013 年の米海軍巡洋艦、USS *Cowpens* と中国海軍フリゲートの近接遭遇事案のように、哨戒活動中の米海軍艦船を妨害するような対応は、軍事衝突へエスカレートするリスクが大きい。それを回避するため、中国は、2009 年のトロール漁船による米海軍調査船、USNS *Impeccable* に対する妨害事案のように、トロール漁船や海警局の巡視船を使って、非軍事手段による妨害行為に出る可能性もある。中国が多用するこうした「グレイゾーン」戦術に対しては、アメリカとしても武力を持って排除できず、その対応に難儀しよう。

イ. スカボロー礁（黄岩島）における動向―アメリカの対応を問うリトマス試験紙

フィリピンは、南シナ海問題の直接当事国の中で唯一、アメリカの条約上の同盟国である。1951 年 8 月に締結された米比相互防衛条約は、第 4 条で両国の何れかが第三国に攻撃された場合の相互支援を規定している。オバマ政権は、フィリピンに対する同盟条約のコミットメントを再確認しているが、同盟条約上の義務がスカボロー礁（黄岩島）などの南シナ海における海洋地勢を巡る紛争に適用されるかどうかは公には明確にしていない。実際、2012 年 4 月のスカボロー礁（黄岩島）に対する中国の実効支配に至る過程では、アメリカは介入しなかった。

既に述べたように、中国が南シナ海仲裁裁判所の裁定後の軍事的対応の選択肢として、スカボロー礁（黄岩島）における人工島の造成やその軍事化、更には南シナ海への ADIZ の設定に踏み切った場合、中国の近海防衛戦略の要となる第 1 列島線の内側の海域が文字通り「中国の海」になると予想されるが、こうした新たな事態に対して、アメリカはどう対応するのか。今後の南シナ海情勢を左右するもう 1 つの大きな要因といえよう。

アメリカはこれまで、中国の人工島造成とその軍事化に対して、本格的な対応策をとってこなかった。FON 作戦は、その本来の目的からすれば、軍事的対応策ではあり得ない。スカボロー礁（黄岩島）に対するアメリカの対応如何は、仲裁裁判裁定後の中国の動向に対するアメリカの明確な意志を発信する絶好の機会になるとみられる。

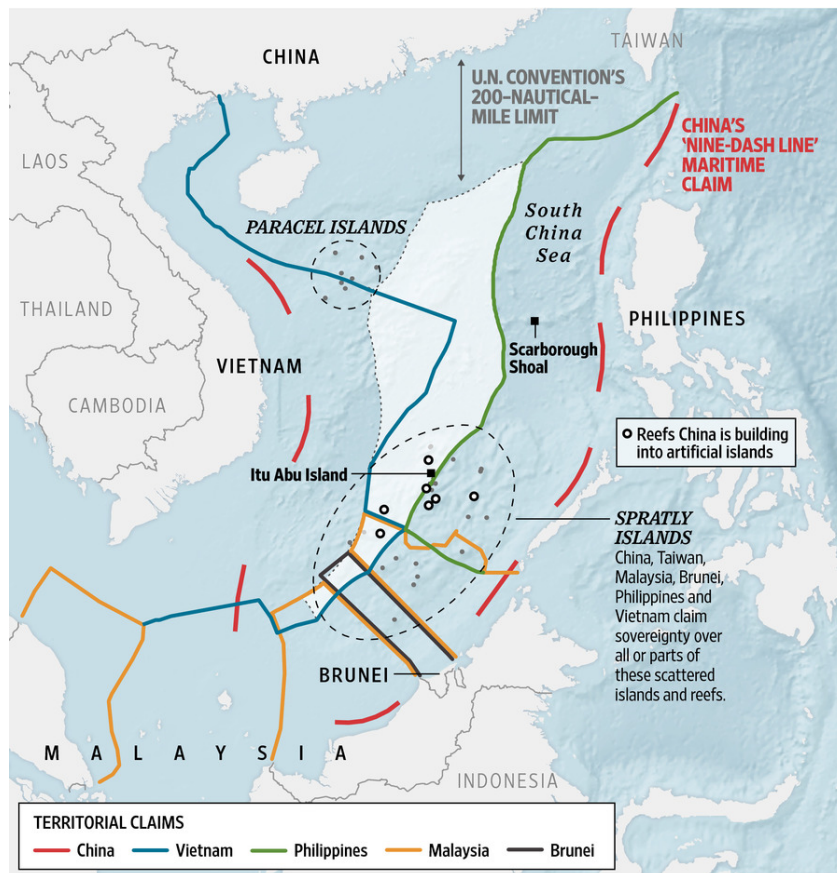
アメリカはすでに、空軍の A-10 対地攻撃機をフィリピンにローテーション展開させており、海軍の HH-60 ヘリコプターとともに、スカボロー礁（黄岩島）付近の国際空域を哨戒する飛行任務を遂行していると報じられている。加えて、米海軍が今後、例えば 1～2 隻の駆逐艦をスカボロー礁（黄岩島）周辺海域に常続的に展開させ、中国によるスカボロー礁へのアクセスを妨害し得る態勢を、中

国の埋め立て行動に先立って構築することができるかどうか。このような態勢は、アメリカがスカボロー礁（黄岩島）の人工島造成とその軍事化阻止に真剣であり、北京の威圧的行動が野放しになることを認めないことを中国に示す、強力なメッセージとなろう。2016 年 6 月にシンガポールで開催されたアジア安全保障会議に参加したカーター米国防長官は、中国がスカボロー礁（黄岩島）の埋め立てに着手した場合、「アメリカと周辺国は行動を起こすことになる」と強く釘を刺した。中国がスカボロー礁で人工島造成とその軍事化に行動すれば、フィリピンは、米比同盟条約による支援を期待することになる。

残り任期が僅かとなり、「レイムダック」化したオバマ政権にとって、スカボロー礁（黄岩島）に対する対応は、オバマ政権の、そしてアメリカの南シナ海政策、引いては対中政策に対する動向を占うリトマス試験紙といえよう。

他方、中国にとっても、例え中国が南シナ海の領有権紛争当事国との作用と反作用の連鎖という、一種の「チキン・ゲーム」における主導権を握っているとしても、アメリカの介入の敷居の高さを見極めることは難しい判断であろう。

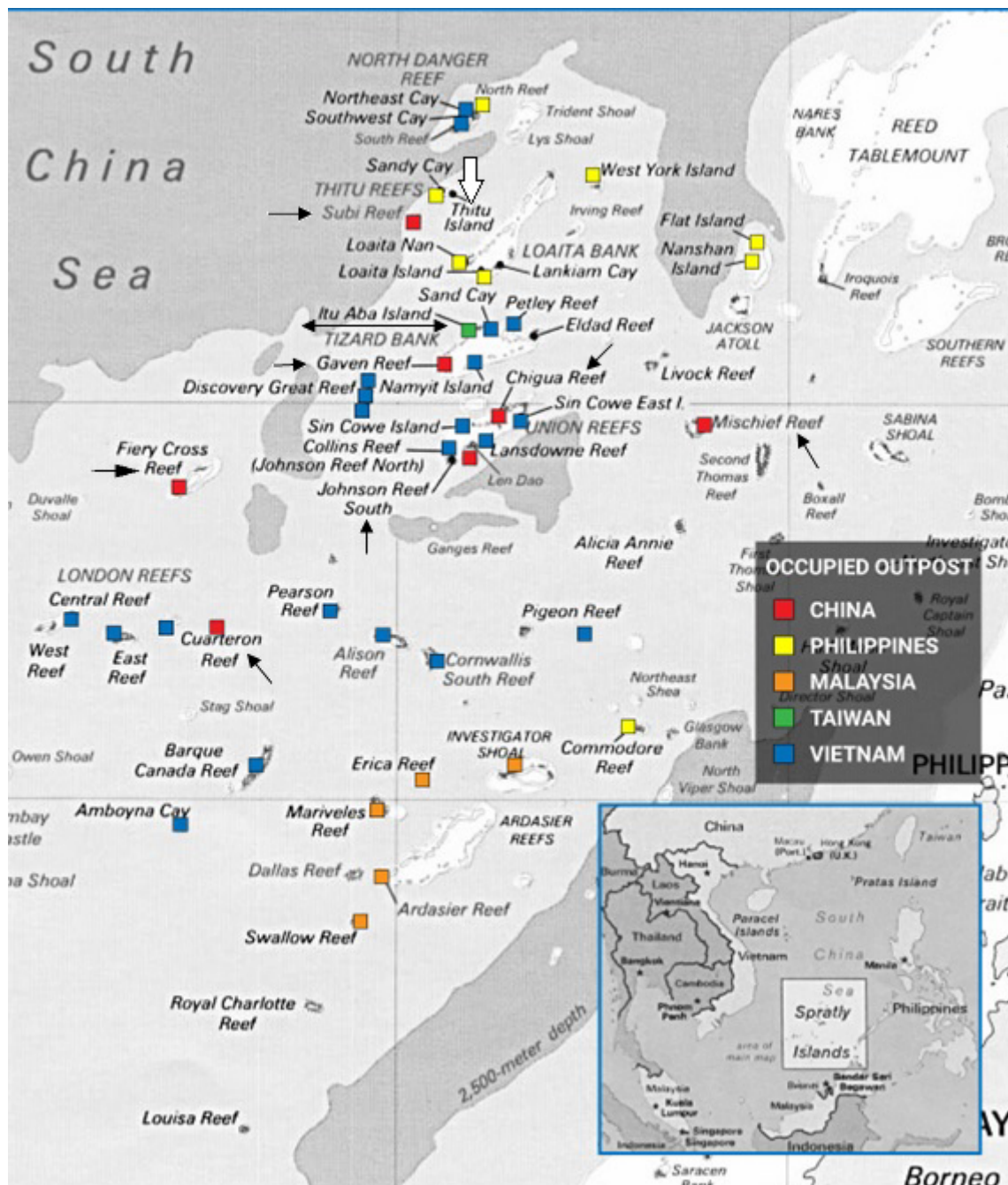
添付地図 1：南シナ海における沿岸各国の海洋境界の主張



Source: The Wall Street Journal.com, July 18, 2016

地図備考（筆者作成）：段線は中国の「9 段線」主張。上記地図中央部の空白部分は、南シナ海の東沙、中沙、西沙、南沙諸島の存在を無視して各国が沿岸基点から 200 カイリ排他的経済水域（EEZ）を主張した場合に生じるいずれの国の EEZ にも含まれない海域。この海域の中央部に張り出したベトナムの EEZ 境界線部分はベトナムの北部大陸棚外縁部延伸申請（2009 年）海域。■印のイツアバ島（Itu Abu Island）は台湾占拠の太平島。

添付地図 2：南沙諸島の海洋地勢と領有権主張国の占拠状況



Source: Philippine Star.com, March 2, 2016 に加筆

地図備考（筆者作成）：→印は中国占拠で人工島に作り替えられた海洋地勢、←→印は台湾占拠の「太平島」、下方白抜き矢印はフィリピン占拠のティトゥ島（比名：パガサ島）、下線印はベトナム占拠のナムイエット島（鴻麻島）とシンカウ島（景宏島）

 笹川平和財団

 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL : 03-5157-5210 FAX : 03-5157-5230